

令和5年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 2月24日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	9
・町長施政方針	9
・諸般の報告	15
・行政報告	15
・議案等の上程（議案第1号～第34号）（諮問第1号～第2号）	15
・議案等に対する質疑	23
・議案等の委員会付託	23
・発議の上程（発議第1号～第3号）	24
・発議に対する質疑	25

第2号 2月27日（月）

・一般質問	30
田川正治議員	30
1. 国は軍事費を1兆円増やし、福祉・厚生や文教予算を削減しようとしている。町の令和5年度予算編成での福祉・教育関連に対する、町民負担軽減の支援策について	31
2. 子どもの数が多いほど国保税が引き上がる均等割は、「子育て支援に逆行」しており、全国の自治体で独自に減額・免除する軽減策を実施している。「子育て世帯の多い」粕屋町での実施計画について	39
案浦兼敏議員	48
1. 職員表彰のあり方は	49
2. 地域政策デザインスクールの政策研究発表会から感じたことは	51
福永善之議員	64
1. 給料は上がらず、物価が上がり続ける現状について	64
久我純治議員	73
1. 駕与丁公園水鳥橋の崩落の原因は	74

第3号 2月28日（火）

・一般質問	90
-------	----

宮崎広子議員	91
1. 粕屋町未就学児の安心・安全な保育及び教育活動について	91
2. 高齢者・障がい者・外国人支援につながる窓口のデジタル化について	101
川口 晃議員	104
1. 政府の防衛費（軍事費）増額と自治体予算との関係について	104
2. 子育て支援政策について	109
3. 会計年度任用職員の待遇改善について	119
鞭馬直澄議員	123
1. 公約実現への取り組み状況について	123
山脇秀隆議員	135
1. 施政方針に紐づけされた令和5年度当初予算について	135

第4号 3月1日（水）

・ 一般質問	152
本田芳枝議員	152
1. 校則のガイドラインについて	153
2. 伴走型子育て支援について	161
3. 未就学児の心の発達について	164
田代 勘議員	173
1. 道路整備について	173
2. 市街化調整区域について	178
3. 定住化の促進について	186
・ （追加）議案等の上程（議案第35号）	188
・ （追加）議案等に対する質疑	189
・ （追加）議案等の委員会付託	189

第5号 3月16日（木）

・ 各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	195
議案第1号 粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例について	195
議案第2号 粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例について	195
議案第3号 粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	195
議案第4号 粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について	195
議案第5号 粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	195
議案第6号 粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例	

	の一部を改正する条例について……………	195
議案第7号	グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について…	199
議案第8号	粕屋町立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例に ついて……………	199
議案第9号	粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について……	199
議案第10号	粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正す る条例について……………	199
議案第11号	粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について……………	203
議案第12号	粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について……………	203
議案第13号	粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例について……………	203
議案第14号	粕屋町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について…	203
議案第15号	粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例につ いて……………	207
議案第16号	粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……	207
議案第17号	粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	207
議案第18号	粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例について……………	207
議案第19号	令和4年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	213
議案第20号	令和4年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について…	213
議案第21号	令和4年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算につい て……………	213
議案第22号	令和4年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	213
議案第23号	令和4年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算に ついて……………	214
議案第24号	令和5年度 粕屋町一般会計予算について……………	218
議案第25号	令和5年度 粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	218
議案第26号	令和5年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……	218
議案第27号	令和5年度 粕屋町介護保険特別会計予算について……………	218
議案第28号	令和5年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に ついて……………	218
議案第29号	令和5年度 粕屋町水道事業会計予算について……………	218
議案第30号	令和5年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算につい て……………	219

議案第31号	工事請負契約の締結について……………	231
議案第32号	土地売買契約の締結について……………	232
議案第33号	町道路線の認定について……………	234
議案第34号	住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について……………	234
(追加) 議案第35号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	236
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	237
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	237
発議第1号	粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について……………	239
発議第2号	町長の専決処分事項に関する条例の制定について……………	239
発議第3号	粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について……………	239
・ 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………		241
・ 閉 会……………		242

令和5年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和5年2月24日（金）

令和5年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和5年2月24日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 行政報告
- 第6. 議案等の上程
- 第7. 議案等に対する質疑
- 第8. 議案等の委員会付託
- 第9. 発議の上程
- 第10. 発議に対する質疑

2. 出席議員（15名）

2番 田代 勘	10番 田川 正治
3番 杉野 公彦	11番 福永 善之
4番 宮崎 広子	12番 久我 純治
5番 末若 憲治	13番 本田 芳枝
6番 井上 正宏	14番 山脇 秀隆
7番 案浦 兼敏	15番 安藤 和寿
8番 鞭馬 直澄	16番 小池 弘基
9番 川口 晃	

3. 欠席議員（1名）

1番 古家 昌和

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川 真美

議会事務局主幹 山田 成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	古 賀 博 文
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	新 宅 信 久
総 務 課 長	豊 福 健 司	経営政策課長	吉 田 勉
税 務 課 長	渋 田 香奈子	収 納 課 長	堺 哲 弘
協働のまちづくり課長	安河内 敏 幸	総合窓口課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	介護福祉課長	古 賀 みづほ
健康づくり課長	石 川 弘 一	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	稲 永 剛	道路環境整備課長	吉 村 健 二
上下水道課長	松 本 義 隆	会 計 課 長	安河内 淑 子
学校教育課長	黒 田 道 明	社会教育課長	白 井 賢太郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

令和5年、最初の議会が開会されました。今年もよろしくお願ひいたします。ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が始まって、今日でちょうど1年になります。お亡くなりになられた方には、心より御冥福をお祈りし、被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に関しましては、厚生労働省は、名称を「新型コロナウイルス感染症2019」に変更し、3月13日には、屋内外を問わず、マスクの着用には個人の判断に委ねると。5月8日には、現在の2類から5類へ引き下げる予定など、新たな段階にきています。当議会におきましても、議場内でのマスク着用については、今定例会より、一般質問席と議長席前の発言席で発言される方のみについて、マスクの着用を求めないことといたしましたので、御理解と御協力を願ひいたします。また本日、議席番号1番、古家昌和議員から欠席届が提出されております。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1、はい、山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

議事日程表の一番下の年月日が、年が間違っておりますので、訂正のほう願ひいたします。表紙。

◎議長（小池弘基君）

大変失礼いたしました。

皆さまにお配りしております、令和5年第1回3月粕屋町議会定例会議事日程表の表紙でございますけども、令和4年2月24日となっております。これは、今山脇議員のほうから御指摘がございましたように、令和5年の誤りでございますので、訂正してお詫び申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

◎議長（小池弘基君）

それでは改めまして、議事日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。今定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において2番、田代勘議員及び15番、安藤和寿議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2．「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの21日間といたしたいと思いを。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの21日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3．「町長施政方針」の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和5年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、この長期化している新型コロナ影響下の中ではありますが、福岡県の病床使用率も、昨日は17%ほどまで低下し、終息への兆しが見えてまいりました。政府は、5月8日から制限緩和に向け検討を始めており、これに先駆け、3月から小・中学校等の卒業式を初め、マスクの着用について個人の意思に委ねる緩和措置を発表し、アフターコロナに向けた日常の社会活動への回帰へと、いよいよ舵を切りました。

しかしながら、インフルエンザも含む感染症への個人個人の対策は、これからも欠かせないものと思われま。こども家庭庁の始動が、いよいよこの4月1日に迫ってきました。子どもへの投資が、国全体の未来へつながる重要な政策だという気概を込め、この新たな庁の関係予算として、4兆8千億円を超える当初予算を計上し、子ども真ん中政策を打ち出しました。粕屋町としても、私が町長に就任して以来、子育てがしやすい、住みやすく誇れる、そして安心して生活できるまちづくりを、四つの基本目標の中心として、子育てしやすいまちづくりを常に住民目線で意識し、町政のど真ん中の政策と位置づけて取り組んでまいりました。これも、議員各位の御理解、そして御協力の賜物と思いを。また併せて、町民各位の御協力のおかげと思いを。改めて深く感謝申し上げます。

この後の施政方針でも述べますが、この子育てに関する政策を中心に、新たな2050年のカーボンニュートラルへの対応や、デジタル化社会実現に向けた自治体のDX化など、新たな課題にもアグレッシブに挑戦し、職員一体となって、住民ニーズを受容しながら、行政レベルを一段と向上できるよう努力してまいります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、令和5年度施政方針を申し述べます。

はじめに、本日ここに令和5年度の予算を始め、関係諸議案の御審議をお願いするにあたり、町政運営に関する所信の一端を申し上げますと共に、予算案及び重点施策の概要を御説明いたします。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的なエネルギー価格の高騰に加え、円安の加速化により食料品やガソリン価格、電気料金などの値上がりが進むなど、住民生活や地域経済への影響は深刻なものとなりました。そのような中で、本町では、原油価格・物価高騰対策や個人消費の喚起、地域経済の活性化を図るため、商工会と連携し、かすやエール商品券やかすやよかばい商品券を発行すると共に、困難に直面されている方々の暮らしを支援するため、各種生活支援給付金の給付など、切れ目なく様々な経済対策や緊急支援事業に取り組んでまいりました。

日本は今、様々な分野で課題が山積し、かつてない内憂外患の時代を迎えていると言われています。政府は、岸田政権が掲げる新しい資本主義を実現するため、「科学技術・イノベーション」、また、「スタートアップ」、「GX」、「DX」の4分野に重点を置いて、官民の投資を促進させるとしています。また、新しい資本主義の取組の次の段階として、「こども・子育て政策」を最重要政策として位置づけました。急速に進化する少子化により、昨年の出生数は80万人を割り込むと見込まれ、我が国は、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれています。本年4月に発足するこども家庭庁の下で、こども・子育て政策を体系的に取りまとめつつ、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示するとしています。本町の令和4年の出生数は575人で、若干減少傾向にあるものの、出生率は全国市町村においても高水準を維持しております。かねてから町として子育て支援の充実、より良い教育・保育環境の整備に取り組んできた成果とも言えますが、私の掲げる四つのまちづくりの一丁目一番地の施策である「子育てしやすいまちづくり」を加速させ、子育て応援都市「かすや」を実現するためにも、これからも安心して子どもを産み、健全に、安全に、豊かに育てられるまちづくりを進めてまいります。政府が成長戦略として掲げるGXやDX、そして本町における人口5万人到達を見込んだ市制を見据えた環境整備、今直面する困難で先送りできない課題や、そ

の先の未来に対して、職員一人一人が正面から向き合い、進取果敢に取り組んでまいります。

それでは、令和5年度の予算案について御説明いたします。

まず、歳入について、根幹となる町税収入は、個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税など、すべての税において堅調に伸びると見込んでおり、前年度から増加としていますが、臨時財政対策債を含めた地方交付税は、税収の増加などにより減少を見込んでおります。寄附金については、近年のふるさと納税の伸びにより増加を見込んでおり、令和5年度も返礼品の新規開拓や充実を目指して事業の更なる推進を図ります。その他、国庫支出金については、新型コロナウイルスワクチン接種事業の規模縮小などに伴い減少とし、町債については、令和4年度に続き令和5年度も、個別施設計画に基づく公共施設の改修をはじめとする起債を活用した多数の事業を予定していますが、完了した事業も多く、約14億5千万円の大幅な減少としております。

歳出については、ふるさと納税事業費の伸びなどにより総務費が増加、朝日団地建替工事の実施などにより土木費が増加、町債残高の増加により公債費が増加しております。一方で、衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業の縮小や清掃センター除却事業の完了などにより減少となっています。また、教育費については、粕屋中学校増築事業の完了、西幼稚園長寿命化改修事業の完了に加え、阿恵官衙遺跡史跡地の購入完了などにより、約11億8千万円の減少としております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から4億4,900万円の繰入れを計上すると共に、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から4億8,260万円を繰入れております。

予算規模については、一般会計201億8千万円、特別会計67億9,129万9千円、企業会計36億3,508万3千円、そして予算総額306億638万2千円となっています。これは、一般会計が、前年度比マイナス3.4%で7億800万円減少しましたが、前年度から2年連続で200億円を超える予算規模となりました。特別会計と企業会計を合わせた総額では、前年度比マイナス4.4%、14億277万1千円の減となります。

令和5年度の当初予算については、「かすや」の更なる発展につながる新たな時代に進むため、積極的な予算を編成することを基本的な考え方として示しました。編成に当たっては、この基本的な考え方の下、自治体DX、脱炭素、企業立地の推進によって地域の発展につながる好循環を生み出すため、自治体DX及び脱炭素の推進に係る事業については、重点的な取組として優先的に予算を配分すると共に、行政課題、地域課題の解決や公約実現に向けた取組を可能な限り予算に反映し、前年度に続き200億円を超える積極型の予算を編成しました。歳入面では、堅調に伸びて

いる税収に加え、国・県補助金やふるさとづくり基金の活用などで財源を確保し、財政調整基金からの繰入れは前年度並みに抑え、積極的な投資と財政規律の両立を実現する予算としております。

それでは、公約に沿って、重点施策の概要について御説明いたします。

「子育てしやすいまちづくり」についてです。

令和5年度は、新しい中央保育所の園舎が完成します。公立の保育所として、行政機関としてのこれまで担ってきた機能や役割を維持し、多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応しながら、地域全体の保育水準を高めます。また、町立幼稚園の定員割れへの対応については、有識者を交えた「在り方検討会議」を開催し、町立保育所を含めた再編整備の方向性について検討していきます。子どもたちの熱中症対策に加えて、災害発生時における避難者の生活環境改善のため、小・中学校の体育館への空調設備設置に着手します。また、粕屋中央小学校第3期大規模改造工事や、仲原小学校及び粕屋西小学校校舎増築工事など、未来の粕屋町の子どもたちのため、より良い環境づくりを進めるための事業を精力的に実施します。

「住みやすいまちづくり」についてです。

本町の中心拠点としての機能充実を図るため、まちの中心に位置する長者原駅周辺の基盤整備を進めます。令和5年度は長者原駅から駕与丁公園において、デジタルサイネージやルートサインを整備し、駕与丁公園までのルート案内など、近隣施設とのネットワーク強化を図ります。交通事業者等と連携し、将来にわたり安定的な公共交通の確保を図ると共に、多様なニーズへのきめ細かな対応ができる交通体系を目指し、コミュニティバスなどの導入調査を行います。誰もが利用でき、多様性への理解を深め、地域や社会へのつながりを広げていけるようにするため、町内の公園にユニバーサルデザインに配慮したトイレやインクルーシブ遊具の設置を進めます。

「誇れるまちづくり」についてです。

町のランドマークである駕与丁公園は、本町の魅力の中心となる緑の拠点として、また、安全・安心に利用できる憩いと交流の場としての適正な維持管理に努めます。令和5年度は、駕与丁公園施設長寿命化計画に基づき、八ツ橋や園路改修工事を実施し、更なる魅力向上に取り組みます。地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と呼ばれる問題に対処するため、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかすや」を令和4年3月に宣言しました。令和5年度から、公用車の電気自動車等への順次転換や学校施設等への太陽光発電設備等の導入を進めると共に、地球温暖化対策実行計画の策定、公共

施設への太陽光発電設備等の導入可能性調査を行い、GXの取組を積極的に推進します。また、災害時の避難所において、現在段ボール製のベッド及びパーティションを使用していますが、並行して繰り返し使用可能なテント式のパーティション及びエアーマットを導入します。

「安心して生活できるまちづくり」についてです。

近年多発する豪雨による洪水氾濫に備えるため、仲原川（旧南里水路）ですが、護岸改修・浚渫工事を行い、河川の治水対策を推進します。平成17年度に導入した防災行政無線は、災害時における情報伝達手段として重要な役割を担っているだけでなく、平常時においても有効活用されています。大規模な自然災害が日本各地で頻発している中、通信機能の強化を図り、迅速かつ確実な情報伝達手段を確保するため、防災行政無線の更新に着手します。

次に、第5次粕屋町総合計画に掲げる四つのまちづくり基本目標に沿って、主要な事務事業の内容を申し上げます。令和5年度は合計135の事務事業の実施を予定しております。

基本目標1. 「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」についてです。

令和5年度は、予算額47億6,664万9千円を計上し、39事務事業の実施を予定しています。粕屋町総合体育館（かすやドーム）大規模改造工事により、現在、メインアリーナ・プール・弓道場を休館しており、大変御不便をおかけしておりますが、安全にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。公共施設予約システムを更新し、予約できる対象施設の拡大や電子決済機能の追加など、利便性の向上に努めます。大川小学校は明治6年（1873年）に創立され、150周年を迎えた記念事業が開催されます。伝統と歴史を紡いでこられた方々に感謝し、新しい時代を担う子どもたちの未来に幸あらんことを願っています。4月から粕屋町、大野城市、志免町、新宮町における広域の電子図書館サービスを開始いたします。インターネットを通じて、24時間365日、時間と場所を選ばずサービスを利用できますので、これまで忙しくて読書の時間をとれなかった方々も是非御活用ください。

基本目標2. 「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」についてです。

令和5年度は予算額31億8,851万5千円を計上し、27事務事業の実施を予定しています。人口増加や産業需要に対応するため、秩序ある土地利用を誘導し、住宅地や産業施設用地などの確保を図る必要がございます。流通業務地としてポテンシャルが高い大隈西地区における土地区画整理事業に対する支援を行い、地域経済の活

性化や雇用の創出に繋げていきます。商工会と連携し、新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた家計の負担緩和や売上が減少した町内事業所の支援を行うため、かすやよかばい商品券事業、かすやの送って“うレシート”事業を、令和5年度も継続して実施します。また、プレミアム付地域商品券の電子化についても支援を行います。

次に、基本目標3. 「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」です。

令和5年度は予算額147億698万9千円を計上し、45事務事業の実施を予定しています。すべての妊産婦、子育て世帯（保護者）、子どもが気軽に相談できる子育て世代の身近な相談機関として、市区町村に設置が求められている「こども家庭センター」の設置に向けた準備を行います。令和5年度に各種計画、これは、第6期粕屋町障がい者計画、第7期粕屋町障がい福祉計画、第3期粕屋町障がい児福祉計画、粕屋町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、第2次男女共同参画計画を策定します。町民の皆さまへの審議会への御参加や、多くの御意見・御提案をいただきますようお願いいたします。建物や設備の老朽化が進んでいる朝日団地の建替工事を開始し、エレベーターの設置をはじめとしたバリアフリー化や、住宅の省エネルギー化など、良質な住環境の提供に向けて整備します。また、甲仲原団地及び上大隈団地の改修工事を実施し、安心して住み続けられるよう、住宅団地の再生を進めます。

次に、基本目標4. 「健全で持続可能な行政経営をめざすまち」についてです。

令和5年度は予算額20億578万3千円を計上し、24事務事業の実施を予定しています。本町のマイナンバーカード申請率は、令和5年1月末現在で70%を超え、今や、運転免許証に代わる本人確認のツールとなっています。平成11年から役場玄関に設置しております証明書自動交付機のサービスを令和5年末をもって終了いたしますので、新たに証明書コンビニ交付対応行政キオスク端末を設置いたします。昨年6月からデジタル活用における高齢者等の不安の解消に向けて、役場1階ロビーにおいて、毎週月曜日、専門の講師による「スマホお助け窓口」を開設していましたが、大変好評でしたので、期間を延長して実施いたします。役場入口にデジタルサイネージ及びチャットボットを搭載した多言語インフォメーション端末を導入し、来庁者に様々な施設案内、周辺情報を自動回答するサービスを提供します。次に、電子入札及び電子契約システムを導入し、これまで紙によって行っていた入札・契約事務を電子化します。町、事業者双方のコストの削減、事務の効率化・迅速化だけでなく、インターネット利用による競争性の向上や受注機会の拡大にも繋がるものと考えています。議会にタブレット端末を導入し、議会の効率的な運営とペーパーレス化を推進します。自然災害の発生時や感染症流行時のBCP対策とし

て、テレワークシステムを本格導入します。併せてテレワークによる職員のワークライフバランス実現に向けた取組も進めます。本町の庁舎は昭和58年（1983年）に建設され、40年が経過しようとしています。老朽化、狭あい化の解消や災害対応力の強化等、庁舎を取り巻く様々な課題解決に向けて、庁舎整備基本構想・基本計画を策定し、今後の庁舎の増築や改修を進めます。

以上、令和5年度の町政運営の方針を申し述べました。

終わりになりますが、WHOが新型コロナウイルス感染症の流行をパンデミック、これは世界的大流行と宣言してから約3年、未だ予断を許さない状況ですが、少しずつ、ポストコロナの兆しも見えてまいりました。デジタルの力で、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を目指すデジタル田園都市国家構想。その中では、新たな「豊かさ」の形として、Well-being（幸福感）の向上が目標とされています。ポストコロナの時代の変革期において、本町が選ばれるまちであり続けるために、町民一人一人が幸せを実感できるWell-beingなまちづくりを進めてまいります。町民の皆さま、そして、ここにお集まりの議員各位におかれましては、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の施政方針とさせていただきます。

令和5年2月 粕屋町長 箱田彰です。

ありがとうございました。

（町長 箱田 彰君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

日程第4. 「諸般の報告」を行います。

閉会中の委員会派遣の報告を行います。

文教厚生常任委員会では、1月17日に篠栗町に町立幼稚園の統廃合、再編についての視察研修を行っております。後日、報告書が提出されますので御一読ください。また、2月14日は、文教厚生常任委員会と民生委員、児童委員協議会の皆さまと、また、16日には総務建設常任委員会と粕屋町消防団幹部の方々を対象とした、議会報告会を行っております。視察研修、議会報告会等で得られた研修成果や御意見等は、今後の議会活動及びまちづくりに反映させていただくことを期待いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第5. 「行政報告」及び日程第6. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案等は36件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」を申し上げます。

今定例会での報告としましては、一部事務組合の令和3年度決算が1件、一部事務組合等の令和5年度予算が8件でございます。別途、紙面に一覧表を載せておりますので、後ほど御一読をお願いいたします。

以上で、「行政報告」を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

次に、「議案等の上程」を行います。

令和5年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、条例の改正・制定が18件、令和4年度補正予算が5件、令和5年度当初予算が7件、工事請負契約の締結が1件、土地売買契約の締結が1件、町道の認定が1件、住居表示関連が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が2件、以上36件でございます。

それでは、議案第1号から順に御説明申し上げますが、議案第19号から議案第30号までの予算案につきましては、副町長より御説明を申し上げます。また、議案第1号から議案第10号につきましては、同様の提案理由でございますので、併せて御説明申し上げます。

議案第1号は、「粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例について」、議案第2号は、「粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例について」、議案第3号は、「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第4号は、「粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」、議案第5号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第6号は、「粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号は、「グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」、議案第8号は、「粕屋町立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例について」、議案第9号は、「粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について」、議案第10号は、「粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正する条例について」でございます。議案第1号から議案第10号につきましては、令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の開始に伴い、課税取引における税抜き価格を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第11号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第5号にも同議案を提案しておりますが、議案第11号は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う狂犬病予防法の特例の適用により、簡素化される犬の登録事務に係る手数料を無料とするため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第12号は、「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございます。

民法の改正により、ライフラインの設備を設置・使用する目的で、他の土地等を使用するための規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容としましては、他者が所有する土地に給水装置を設置する方法以外に、継続的な給水が受けられない場合において、通知や簡易裁判所の公示による意思表示を行うことにより、最小限の範囲で整備することを可能にするものでございます。

続いて、議案第13号は、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が令和4年4月6日に施行され、選挙運動時に用いられる自動車の使用等に関する経費の公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第14号は、「粕屋町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」でございます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条による改正個人情報保護法が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、これまで条例で定めていた個人情報の取り扱いや情報の開示に関する規定が法律で定められることになったため、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに粕屋町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定と、所要の整備を行うものでございます。

議案第15号は、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

国史跡などの重要な史跡等の整備事業に関する事項については、必要な検討を行うため、粕屋町史跡等整備検討委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて議案第16号は、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

国民健康保険の財政運営の責任主体である県から示された令和5年度の国民健康保険事業費納付金、及び標準保険料率を基に、国民健康保険被保険者に係る均等割額及び平等割額の改正を行うものでございます。

続いて議案第17号は、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

国の子育て支援として、令和5年4月1日から、出産育児一時金の支給総額が全国一律で50万円に引き上げられることに伴い、粕屋町国民健康保険条例を改正する必要が生じたため、所要の措置を講ずるものでございます。

続いて議案第18号は、「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、福岡県の条例準則が改正されましたので、これを引用しております、「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例」につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次の議案第19号から議案第30号までの予算につきましては、先ほど申し上げましたように副町長より御説明を申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

それでは、議案第19号から議案第30号まで、予算案の御説明を申し上げます。

議案第19号は、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,896万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を226億7,327万1千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、町税を1億2,360万円、地方消費税交付金を1億円、地方交付税を1億588万9千円増額し、国庫支出金を1億95万1千円、諸収入を9,420万2千円、町債を2億8,520万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、流域関連公共下水道事業補助金を7千万円、減債基金積立金を2億9,032万2千円、財政調整基金積立金を4億8,931万9千円増額し、広域環境衛生事務費を8,127万3千円、小学校施設整備事業費を2億6,669万円、遺跡発掘受託事業費を9,319万円減額するものでございます。

議案第20号は、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ311万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億1,730万2千円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰入金金を606万6千円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を918万3千円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、返還金を100万6千円増額し、保健事業費を412万3千円減額するものでござ

ざいます。

議案第21号は、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ329万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,599万7千円とするものでございます。歳入は繰入金を329万5千円減額し、歳出は、負担金を329万5千円減額するものでござい

ます。議案第22号は、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でござ

います。保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,595万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億1,393万3千円とするものでござ

います。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を282万7千円、支払基金交付金を291万6千円、繰入金を1,992万7千円減額し、財産収入を16万7千円増額するものでござ

います。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を198万3千円、諸支出金を283万8千円、地域支援事業費を1,113万円減額するものでござ

います。次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ338万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,647万2千円とするものでござ

います。歳入は、サービス収入を36万9千円、繰入金を301万1千円減額し、歳出は、総務費を338万円減額するものでござ

います。議案第23号は、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でござ

います。補正の主なものといたしましては、令和4年度繰出基準に基づく、一般会計繰入金

の確定による増でござ

います。収益的収支につきましては、収入を7,088万3千円増額し、12億6,471万円に、支出を700万円増額し、12億8,435万8千円とするものでござ

います。資本的収支につきましては、収入を88万3千円減額し、7億1,702万2千円に、支出を871万7千円増額し、9億6,128万6千円とするものでござ

います。議案第24号は、「令和5年度粕屋町一般会計予算について」でござ

います。令和5年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ201億8千万円とするものでござ

います。これは、対前年度比マイナス3.4%、7億800万円の減となり、歳入の主なものを前年度と比較

しますと、町税を3億8,731万4千円、地方消費税交付金を1億2千万円、県支出金を4,248万4千円、寄附金を2億3千万1千円増額し、地方交付税を3千万円、国庫支出金を3億2,607万円、町債を14億5,090万円減額し、計上して

比較しますと、総務費を2億2,843万1千円、土木費を4億6,648万9千円、公債費を8,914万5千円、諸支出金を7,450万6千円増額し、民生費を4,671万2千円、衛生費を3億5,549万8千円、教育費を11億8,025万3千円減額し計上しております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から4億4,900万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から4億8,260万円の繰入れを計上しております。

議案第25号は、「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

令和5年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億6,988万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を8億3,454万3千円、県支出金を22億5,239万円、繰入金を2億8,939万2千円、諸収入を9,356万2千円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を22億281万9千円、国民健康保険事業費納付金を11億396万1千円、保健事業費を3,408万5千円、前年度繰上充用金を8千万円計上するものでございます。

議案第26号は、「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和5年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億243万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を4億7,068万円、繰入金を1億3,074万7千円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を5億8,418万4千円計上するものでございます。

議案第27号は、「令和5年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億9,871万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を5億9,637万3千円、国庫支出金を5億3,370万7千円、支払基金交付金を6億9,317万6千円、県支出金を3億9,272万4千円、繰入金を4億8,264万9千円計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を7,622万円、保険給付費を24億7,297万4千円、地域支援事業費を1億2,917万8千円計上するものでございます。次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,968万6千円とするものでございます。歳入の主なものといたしまして、サービス収入1,260万円を計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、総務費1,731万8千円、サービス事業費236万7千円を計上するものでございます。

議案第28号は、「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」でございます。

令和5年度の本会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58万円とするもの
でございます。歳入の主なものといたしましては、諸収入57万円で、一方、歳出の
主なものといたしましては、諸支出金34万9千円でございます。

議案第29号は、「令和5年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が10億7,332万円、支出が9億3,099万9千円
で、資本的収支につきましては、収入が910万円、支出が5億833万円でございま
す。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金、建設改
良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものでござ
います。

議案第30号は、「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」
でございます。

収益的収支につきましては、収入が12億134万3千円、支出が12億3,991万6千円
で、資本的収支につきましては、収入が7億1,132万7千円、支出が9億5,583万8
千円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留
保資金及び減債積立金で補填するものでございます。

以上、予算案の説明を終わります。

(副町長 吉武信一君 降壇)

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは次に、議案第31号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋中央小学校第3期大規模改造工事を実施するもので、小学校校舎
は平成3年に建築され、その後、平成16年、平成24年に増築を行っております。そ
のうち、平成3年及び平成16年に建築された建物は、老朽化が進んでいるため、4
か年に分けて大規模改造工事を計画しているところです。令和3年度に第1期工
事、令和4年に第2期工事を終え、今回は第3期工事となります。工事の内容とし
ましては、校舎の内装改修、電気設備改修、機械設備改修、昇降機改修工事を行
い、今後も長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう、改修を行うもの
でございます。この工事を実施するにあたり、令和5年2月15日に共同企業体7社に
よる指名競争入札を行いましたところ、飯田・吉松特定建設工事共同企業体 代表
者 株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田義人が、工事請負金額4億4,858万
円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づ
き議会の議決を求めるものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の

翌日から令和5年10月31日までとなります。財源といたしましては、地方債を活用して実施いたします。

次に議案第32号は、阿恵官衙遺跡公有化に伴う「土地売買契約の締結について」でございます。

国史跡である阿恵官衙遺跡の大部分は、九州大学農学部附属原町農場の跡地に位置しておりますが、史跡の保存管理団体である粕屋町が史跡地を購入して、保存管理を行うものです。昨年度に購入した約半分の史跡地を含めまして、今年度をもって、すべての公有化が完了いたします。この購入を実施するにあたり、土地所有者である国立大学法人九州大学と、不動産鑑定評価に基づく売買価格3億8,995万6,693円で合意いたしましたので、この者と土地売買契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第33号は、「町道路線の認定について」でございます。

別紙に示す路線を町道として管理するにあたり、路線の認定をする必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第34号は、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を、別図2に示すとおり、戸原北一丁目から戸原北四丁目へと変更するものでございます。実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、令和4年度第2回粕屋町住居表示審議会におきまして、承認する旨の答申をいただいております。また、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、1月25日から2月23日までの30日間、公示を行いました。このたび、この公示期間が終了いたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

次に諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員、長義則氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことに伴いまして、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。長氏は、経歴書にありますように、長年、中学校で教鞭をとられ、退職後は粕屋町の人権教育担当や教育相談員をお受けいただいております。現在は、人権擁護委員として熱心に活動されると共に、行政区長としてもご活躍されており、人権問題への理解も深く、人格・識見共に優れた方でございます。推薦につきましては、何とぞよろしく

お願いいたします。

次の諮問第2号も、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」で
ございます。

現在、人権擁護委員をしていただいております、因裕子氏が6月30日をもって退
任されますので、その後任として駕与丁区にお住まいの大場由美氏を人権擁護委員
の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。大場氏は、経歴
書にありますように、駕与丁区の民生・児童委員をお受けいただいております。
現在は、粕屋町福祉巡回バス運行協議会会長や、粕屋中学校の学校評議員をされて
おります。女性や子ども・高齢者の方々の相談経験も豊富で、人格・識見共に優れ
た方でございます。推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案等の上程並びに提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第7。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第8。「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

上程されました1号議案から18号議案、31号議案から34号議案、諮問1号、2号
につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。
また、19号議案から23号議案の令和4年度粕屋町補正予算、及び24号議案から
30号議案の令和5年度粕屋町当初予算については、地方自治法第109条第1項及び
粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特
別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ
所管の委員会に付託して審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に井上正宏議員、副委員長に末若憲治議員であります。

◎議長（小池弘基君）

日程第9、「発議の上程」を行います。

今期定例会に、議会運営委員会委員長より3件の発議が提出されました。

提案理由の説明を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎14番（山脇秀隆君）

発議第1号、「粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、発議第2号、「町長の専決処分事項に関する条例の制定について」、発議第3号、「粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について」、3発議とも一括して報告いたします。

発議第1号は、「粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」であります。

令和3年5月に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合され、大学・病院等を含む民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等における個人情報の取り扱い等に関する共通のルールが設定されました。この際、地方公共団体の議会については、国会や裁判所の法による個人情報の取り扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の機関から除外されることから、粕屋町議会が保有する個人情報の保護に関し、関係条例を整備する必要がありますため、条例の制定を行うものであります。概略につきましては、第1章総則で、第1条から第3条までに目的と定義を定め、第2章個人情報等の取り扱いにおいては、第4条から第16条までに個人情報の取り扱いの義務や制限を設け、第3章個人情報ファイルでは、第17条において、個人情報ファイル簿の作成と公表を義務付け、第4章開示、訂正及び利用停止等では、第1節に開示、第2節に訂正、第3節に利用停止、第4節に審査請求として第18条から第46条まで設けております。第5章では、第47条から第52条までに雑則、第6章では、第53条から第57条で罰則を設けております。この条例は令和5年4月1日より施行予定であります。

次に、発議第2号は、「町長の専決処分事項に関する条例の制定について」であります。

町長の専決処分事項に関する条例は、地方自治法第180条第1項の「普通地方公

共同体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。」に基づき、町長において専決処分することができる事項を定めるものでございます。この条例を制定しますと、緊急を要する補償等の案件について、議会と執行部との協力体制を維持しながら、議会の開催を待つことなく、速やかに必要な措置を講じることができるようになりますので、町の運営に関し効率性が求められることから、条例の制定を行うものであります。内容につきましては、1. 町が訴えを受けた目的物の価格が1件50万円以下の事件についてする和解及び調停に関すること。2. 町営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。3. 1件50万円以内において法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めること。ただし、交通事故による場合は、1件120万円以内とする。事項を設けるものであります。この条例は、令和5年4月1日から施行予定であります。

次に発議第3号は、「粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について」であります。

粕屋町議会において令和5年度中に、効率的かつ効果的な議員活動を推進し、議会のデジタル化によるコスト削減を図ることを目的として、ペーパーレス会議システムの導入を予定しております。同システム導入に際し、会議録の作成について、これまで冊子を作成して議員及び関係者に配布していたものを、電磁的方式による提供も可能となるよう改正するものであります。加えて、会議録を電磁的記録をもって作成する場合における、議員の署名の方法に関する規定の改正を行うものであります。内容につきましては、第124条各号列記以外の部分中「記載」を「記載しまたは記録」に改め、第125条中「印刷して」を削り「配布」の次に「（会議録が電磁的記録を持って作成されている場合にあつては、電磁的方式による提供を含む。）」を加え、第127条中「議員」の次に「（会議録が電磁的記録を持って作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。というものであります。この規則は、令和5年4月1日から施行予定であります。

以上の理由により、発議するものでございます。

（議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

日程第10. 「発議に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括番号順にお願いいたします。

質疑はございませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、この発議についての討論及び採決は、最終日に行います。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時36分）

令和5年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年2月27日（月）

令和5年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和5年2月27日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 7番 | 案浦兼敏 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 11番 | 福永善之 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 12番 | 久我純治 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 古家昌和 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 田代勘 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 杉野公彦 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 宮崎広子 | 12番 | 久我純治 |
| 5番 | 末若憲治 | 13番 | 本田芳枝 |
| 6番 | 井上正宏 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 鞭馬直澄 | 16番 | 小池弘基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	古賀博文
住民福祉部長	神近秀敏	都市政策部長	新宅信久
総務課長	豊福健司	経営政策課長	吉田勉
税務課長	渋田香奈子	総合窓口課長	大内田亜紀

子ども未来課長	渡 辺 剛	介護福祉課長	古 賀 みづほ
健康づくり課長	石 川 弘 一	都市計画課長	田 代 久 嗣
学校教育課長	黒 田 道 明	社会教育課長	臼 井 賢太郎

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日より3日間にわたり一般質問が行われます。議場内でのマスクの着用について、今3月定例会より、一般質問される議員におかれましては、各自、各議員の判断に委ねることとしておりますので、御理解をお願いいたします。

今定例会の一般質問は、10名の方より通告書を受け付けております。本日は4名を予定しております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それではただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第でございます。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるように、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告書順に質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき一般質問を行います。

1問目は、国は軍事費を1兆円増やし、福祉・厚生や文教予算、削減しようとしています。町の令和5年度予算編成での、福祉・教育関連に関する町民負担の軽減の支援策について質問いたします。先日、ロシアのウクライナ侵略戦争から1年たちました。国連総会では、ロシアの軍の即時撤退や国連憲章の原則に沿った和平の達成などを求める決議は、141か国の賛成多数で採択されました。ロシア軍の即時無条件撤退を強く求めます。

このようなもとの、岸田自民・公明政権、大軍拡路線を突き進もうとしております。防衛費が5年間で43兆円、来年度は、今年度より2倍の10兆円という膨大な防衛予算、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になります。財源は、歴史上初めて建設国債を充当する。今までは、軍事費を対象としないなっていたものを使

って行う。それは自衛隊施設だけでなく、軍艦や潜水艦の建造にも使うと。軍事優先の最たるものです。

戦前日本は、軍事国家のもとで侵略戦争に走り、戦時国債を発行し続け、国民の暮らしを顧みず、国民の命を犠牲にして、すべて戦費へと大軍拡が強行されていきました。このような悲惨な戦争の道に突き進んだ歴史を繰り返してはいけません。

トマホーク購入予算は来年度防衛費で2,113億円、トマホーク一発が1億から2億円、相場と言われております。歴代の政権も、憲法上保有できないとしてきた、長距離ミサイルや攻撃型空母、長距離爆撃機と並ぶ射程距離3千km、中国の優に飛び越えるだけの距離を持てるような攻撃的兵器を準備しようとしています。大軍拡のための財源はどういうものか。あります。17兆円の新たな財源。国債発行以外にも、決算剰余金の活用や防衛力強化資金などを使って、新たな増税分は、法人税や所得税、たばこ税の増税もあります。復興予算の支援のための復興特別所得税や、コロナ対策の医療支援費なども予備費として流用する。予備費を流用することになります。歳出改革、3兆円ということですけど、この内容は岸田政権は明らかにしておりません。そのうち前年度より増える1兆円の軍事費、これは紛れもなく、今後福祉や教育関連の予算の削減、国民の暮らしや命に関わる医療費や介護など、負担が増えていくこととなります。

日本は今41年ぶりの歴史的な物価高騰、追い打ちをかけております。国民生活は危険水域に落ち込む状況。このようなもつで、安倍・菅政権が毎年社会保障費削減してきた路線、これを引き継いだ岸田政権が社会保障費の支援増、2,200億円を削減する。このような大軍拡の軍事予算によって、国民への更なる負担が強いられることとなります。このような国民いじめの国の悪政から、国民の、町民の暮らしや命を守り、苦難を解消することが求められます。そのためにどうするのが問われております。

そこで以下質問いたします。町長の施政方針における、令和5年度の福祉・教育関連の施策と施政予算、そして事業内容の特徴について説明を求めます。

町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。今、田川議員が御質問された施政方針の中身についてこれ今議会の開会当日、私が施政方針で縷縷述べ上げました内容でございますが、特に今年度は、この4月1日に発足しますこども家庭庁、こういった国がこれから先の日本を担っていただく子どもたちに対する福祉政策を中心に、このこども家庭庁を

発足させるという施策の展開を行います。

粕屋町は御存じのように、人口は堅調に伸びておりますが、特に粕屋町の特徴としては、社会増よりも自然増が多いと。こういった出生率の高さを誇る粕屋町でございますので、当然、国のこども家庭庁の発足に沿った形で、子ども政策、福祉政策を行うつもりでございます。特に今年は、中央保育所の整備を中心に、子ども関係予算が非常に多ございます。

よりよい教育・保育環境の整備、これが私が掲げるまちづくりの一丁目一番地の政策である、子育てしやすいまちづくり、これをどんどん加速させ、子育て応援都市「かすや」を作る。こういったこれを実現するために、今後も、この福祉中心の子育て政策に邁進するつもりでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、町長が施政方針でも表明された内容、今述べられたわけですが、子育てしやすいまちづくりは、町民の立場に立って積極的な施策を行われてきたわけですが、これからの粕屋町が市制を目指していく中の方針、これも述べられてきました。

しかし、私は今回、幾つか質問する点については、このようなハード面の取組も含めて、ソフト面、いわゆる町の公共的な事業に働く職員や会計年度任用職員、包括委託の職員など、賃金や労働条件、具体的に子育て支援ということになれば、学校給食費の軽減や無償化、子どもの医療費助成の年齢拡大、国民健康保険税の負担の軽減や介護保険料の利用負担軽減など、町民の要求はこのような経済的な負担を軽減してほしい、このような声、多くあります。

このような中で、今回は、質問するのは、9月議会でも関係所管課から説明を受けました、新型コロナウイルス感染症拡大のもとで、献身的に貢献していただいたケア労働者の支援策が必要だと思います。

そこで保育、介護、障害福祉、学童などの賃金の処遇改善について9月議会でも質問いたしました。この点について10月以降、そして来年度、いわゆる4月以降の施策が求められるわけですが、この点について、保育介護をまずはこの賃金、処遇改善の支給結果、4月以降の賃金保障、ほかの他職種とも比べて約10万円低いと言われているこのケア労働者の賃金に対する支援策などについて、説明を求めます。

まず最初に、保育についての担当所管課長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

はい。私のほうからはですね、保育と介護のほうも一緒に答弁させていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

はい。それではまず、保育介護等の職員に対する部分に対して答弁をさせていただきます。

私立の保育所、幼稚園につきましては、令和4年9月までの処遇改善の実施は、実績報告による精算において基準額以上の賃金改善を確認しております。対象者全員に支給されておるところでございます。令和4年10月以降につきましては、令和4年9月議会の一般質問におきましても答弁しておりますけども、公定価格において処遇改善加算として、委託費に算定されております。よって令和5年4月以降についても、同様に委託費に算定されることとなっておりますところでございます。

次に介護職員等についてですが、介護・障害、共に、毎月の介護サービス給付費や障害サービス給付費に上乘せされて、国保連合会から町へ請求されるため、明確なベースアップ分の把握はできておりませんが、現在、請求が出ている令和4年10月から12月においては、9月分までに比べ給付費全体として若干増えているところでございます。また、令和5年度につきましても引き続き実施されますので、加算分を見込んだサービス給付費を当初予算に計上しておるところでございます。よって、一概に他職種との賃金比較はできませんけども、この国の制度を確実に実施し、今後も処遇改善のほうに努めてまいりたいと思っておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今、9月議会でも私聞いた点で、まだはっきりしてないのがありますので、今の答弁では、それが分かりませんでしたから聞きますが、公定価格に基づく委託費、民間の場合、ということでありました。私はこの公定価格の委託費の関係で言えば、結局、保育士の数が1歳児の場合は3人に1人というような保育士の定数に基づいて、国に対して、国からも指示され、国に対して提出しているということだったと思います。

この点について心配なのは、保育の現場はですね、公定価格の人数だけでは対応できないということで保育士を増やしている。町の場合でもそうですが、民間の場合もそういう状況になってると。この公定価格だけで申請したら、それ以外の基準に基づかない受入れをしている保育士の補償というのは、どういうふうになってるのかというのがあります。

この点について、分かれば説明を求めたい。それは、国に対しての実績報告では

公定価格の分でされてると思いますが、その点、そういう点でいってですね、すべてにわたったと、対象者全員という点についてですね枠が、そういう点で違いが出てるといふふうに思うんです。ですから、公定価格以外の人たち、受入れを多くしている所についての対応についてはどうなってるのかというのを説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

今回の支給、処遇改善の分につきましては、職員1人当たりの給与の3%分、これが大体約9千円というところで、もともと国からの補助があるんですけども、そちらについて、当初の賃金改善のほうの計画を出していただきまして、で、それに応じた実績報告という形になってますので、何と言ったら、いいでしょうかね、実績報告にはなっておりますので、その分で、皆さんのところにわたっているものだと考えてはおります。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい。これはですね、今説明がなかなか回答が難しい説明になったと思います。説明というか回答になったというふうに受け取りますけど、公定価格に基づいた人たちしか出さないというのが、もともと問題なんですよ。それ以上に受け入れてるところがあるんです。全国的にはですね、これは1.45倍、公定価格よりも職員配置してるって内閣の経営実態調査でも出されてるんですね。

だから問題は、この人たちについてどういうふうな支援をするかということです。それは民間の保育所でしてくれれば一番いいが、そうはならないっちゃうのが現実だと思うんです。そしたら町からでもそういう人たちに対する特別な支援がどういう形でできるかということもですね、検討する必要もあるし、国に対してもここはですね、しっかりさせていかないと、このまま賃金の格差が、例えば、公定価格に対象する人たちだけ出しとるとしたら、その差が出る。それを延べにしたら少なくなる。全体割合という形になると思いますね。

そういう点で、私はこれを確認したかったのはそういう点で、国のこの公定価格の取扱いについて、もともと多く受け入れて保育をしているところの保育士が不足してるということから、公定価格の基準について不足してるからそれを増やしていかなきゃいけないということも、関連してる問題としてあると思うんですね。

そういう点でちょっと説明としては、今の回答としてはそれ以上のことはできな

いと思いますけど、問題点はそこがあるので私は確認をしたわけです。

それでもう一つは、この10月からの公定価格引き上げられましたけど、自治体では交付税措置があることや、賃上げ分は全額公費で賄う。利用者負担無いということになってるんですが、これは保育料の改定とか特別あってないので、4月の時点で、保育料の引上げとか、いうものに伴って起きるということはあるのかなのか、分かってる分について説明を。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

4月からの保育料の改定ということでよかったですかね。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

はい。基本的に公定価格が変わるってところでのですね、保育料の変更というのはないものとは考えておりますけども、ただ、保護者の方たちの所得に関する事で保育料が上がっていくということはあるかと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、ではちょっと次の質問にいきます。

介護の問題ですが、介護の問題についても同じように処遇改善、加算されたわけですが、これは利用料とかの関係で負担が増えるというようなことには関連して起きていないのかということについて説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

ただ今の御質問にお答えします。

このベースアップに関しましては、実際に利用なさってる方の利用料のアップといたったことはございません。

◎議長（小池弘基君）

田川議員、質問2番目に学童などの職員への処遇改善という項目がありましたけども、それは質問まででございます。

はい、田川議員。

◎10番（田川正治君）

今2つ一緒に部長のほうからの説明があったので、それに基づいての質問を再質問したということになります。3番目が学童保育、この問題について今から質問したいと。

この学童保育につきましても、民間委託をしているということなんですよ。そういう点で言えば、この処遇改善の賃金のアップについて、町としても、それが指導員に対して的確に行われているかということについては、はっきり把握していく必要があるということがあります。

この点についてのこの経過とですね、今後の取組についてに説明を求めようと。これは学校教育課長に説明を。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

学童保育所の指導員の処遇改善につきましては、これまでも継続的に行ってきているところでございます。

令和4年度につきましては、国の処遇改善臨時交付金を活用しまして、賃金上昇及び資格手当、これは国の資格であります放課後児童支援員取得者に対しまして、手当を新たに創設いたしました。

令和5年度につきましては、臨時交付金は終了いたしますが、引き続き処遇改善を行う予算計上をしているところでございます。また、指導員の処遇改善につきましては、現在、学童の指導員につきましては、包括委託、それから社会福祉法人に委託をしておりますが、処遇改善につきましては、町からの委託金という部分がございますので、向こうと、委託先のほうと町のほうと十分協議しながら、処遇改善を行っている現状でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、これも実際は子どもたちに対する指導員の配置についてもあるかと思いますが、この指導員の配置と関連して、いわゆる給料が引上げを含めて、必要になってくる人たちも生まれてるんじゃないかということなんです。これもすべての指導員を対象に適用されて、今回の処遇改善加算が行われたということを確認をしていきます。

説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

田川議員がおっしゃってあるように、すべての指導員が対象で、処遇改善は行っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

次に、質問は3番目です。学童保育の施設について、特にこの内容と障がい児を受け入れる場合の児童数に応じた学童指導員の配置についてを質問いたします。

学童保育は6年生まで引き上げることができるようになってから、対象児童数が拡大されたことによって、施設整備が間に合わなくてこの町としても、学童保育の施設を増やしていくということで取り組んで、受入れを強めてきたということで努力をしてくれているわけですが、これにでも、話によると100人ぐらいとか、いろいろ人数についてはまだ正確には聞いてませんが、この待機児童になってる人たちを受け入れるということが必要だと思います。

今まで入ってた人が3年生だった人たちが4年生になって駄目になったというようなことなども聞きますし、いずれにしても、この受け入れる人数の制限というのがあって、そういうことが生まれてきてると思いますが、今後の施設の増築とか教室の拡充についてが一つです。

それともう一つは、障がい児を受け入れるということで、今非常に学童保育も幅広くいろんな子どもたちが通うというような状況になってきております。障がい児6人以上、8人以下を受け入れる場合は、現行の1名に1名を加えて2名にするということとか、9名以上は3名にするというようなことなどが決まっているというようなことに聞いております。

町としてもこの包括委託した学童保育の事業所で、このような受入れの基準に応じた受入れがなされているかということ、2点について説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

1点目の施設定員数の拡充ということでございますが、粕屋町におきましては、ここ10年間で、施設、教室を増やしまして、160名の定員数の増加を図り、現在は4小学校合わせて640名の定員数となっております。

児童数の増加、また、これには共働き世帯の増加もあるかと思いますが、入所を

希望するすべての児童を、年度当初の4月から受け入れることが難しい学童もご
います。例年、年度途中で退所されるお子さんもいらっしゃいますので、年度途中
には、待機児童は解消されているという現状でございます。

また、2点目の指導員の加配ということでございますが、学童保育所では、集団
生活が可能な児童の受入れを行っているところでございますが、集団生活が難し
く、個別な支援が必要なお子様につきましては、学童保育所で加配の指導員を付け
たり、または放課後等デイサービスの利用を相談したりというようなことで、現在
行っております。

学童保育所での加配指導員の配置につきましては、現在4つの学童保育所で配置
を行っているところです。各教室に2名の指導員が配置いたしますが、それに加え
て別で配置し、支援を要する児童への対応など、あたっていただいているところ
です。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい。今現在において、この対象になる子どもが入所して、そして加配の指導員
は何人配置されているということはわかりますか。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

はい、今年度につきまして、上半期の配置状況等をちょっと確認をいたしました
が、平均しますと、各学童とも、全日加配が入っているという現状ではございませ
んで、約60%程度になりますが、加配がついている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今、私が聞いたのは、まあ要は4か所で1人ずつとかいう、1か月でですよ。と
かいうようなことなどはわかりますか。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

学童保育所は平日、毎日開いておりますので、約20日間、平日稼働しております
が、その中で1名の加配と計算した場合に、約12日から13日程度は平均すると、入

ってるということでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい、分かりました。いずれにしても今からいろんな多様性を持った子どもたちの受入れというのは、学校でもそうですけど、学童保育には関係して、必要になってきているということからくる加配の体制があるわけで、それを生かした取組を是非やっていただきたいというふうに、引き続き、強めていってもらいたいというふうに思います。

次に2問目の質問です。これは先ほど町長が述べられました、施政方針でも言われてます子育て支援という立場から、今日取り上げる問題は国民健康保険税の均等割についてであります。

子どもの数が多いほど国保税が引き上がる均等割は、子育て支援に逆行しているというふうに思います。全国の自治体で独自に減額免除する軽減策を実施して、子育て世帯の多い粕屋町では、この取組は今後市制を目指す、また子どもたちが、若い人たちが粕屋町に定着していくということから見ても非常に大事な施策だというふうに思います。

そこで質問は、1問目のところの、そこで国民健康保険制度、都道府県化により、一般会計の繰入れが自治体の判断が求められますが、憲法92条、94条に基づき保険税の負担軽減するために、町長や担当所管課、国保運営委員会などで、この施策について検討されてきたのかについて説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

私のほうから回答させていただきます。

まず、一般会計からの繰入れにつきましては、昨年12月の一般質問にても御説明をさせていただいたところでありますが、粕屋町は、令和4年度当初時点で約1億2千万円の解消すべき赤字を抱えております。ですので、単年度の収支をまずは均衡させた上で、この赤字を削減していく必要があります。国保税の引上げを検討せざるを得ない状況がございます。

国保税の引上げに伴う負担が大きいことは承知をしているところでありますので、負担軽減策につきましては、現在、情報収集を行っている最中でありまして、町長、所管課、また諮問機関であります、粕屋町国民健康保険事業の運営に関する協議会の場におきまして、検討を行ってまいります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

私も国保運営委員会に2年、入っておりました。厚生常任委員会の副委員長ということで、委員長と副委員長は入るということでした。それが2年前ですか、からは議員が入らない国保運営委員会が開催されているわけであります。

私はこの問題は、自治体が一般会計からこの国保会計繰入れできないということについて、国が県が、この都道府県化によって保険料統一していくというようなこととか、一般財政繰入れをするなというようなことなどの指導のもとで行われているわけです。

ですから、実態に合わないわけですよ。国保に加入した人たちの負担軽減という立場から言えば真反対のやり方。

また、もともとこの都道府県化によって、そういう国からの国庫負担を減らすことも含めて、国の責任を投げ捨てていくというような、そういうことの施策の中で生まれてきている問題だと思います。ただ、この内容について、2005年のこの医療保険改革法の中で、厚労省の唐澤保険局長が、一般会計からの繰入れをどうするかにつきましても、それぞれの自治体で判断していただく。この制度によって禁止するということは考えていないということで、この都道府県化についての審議の中で述べてるんですね。

このようなことで、それぞれ全国でも、今、一般会計からの繰入れをしてるんです。それについて、なぜそれを真剣に町として、執行部として考えていかないのかということなんですよ。何もその間違っただけではないんです。こういうふうなことで実際やってる。ただ、それは町が、その自主的に地方自治権という立場とか、条例制定権とかいろんなものを駆使すれば可能なことではないかということから、私はこの問題を何度か質問してきたわけです。

このような点から、この粕屋町は、今、福岡県ではこの均等割と平均割、ああ平等割ですね、すみません。均等割と平等割は、6番目に福岡県では高い自治体になったんですね。ということは、国民健康保険税が高いということだけでなく、この均等割と平等割をどうするかということなんです。これは国保運営委員会、私も参加した中でもいろいろ出ました。このことについて、本当に制度を使ってやっていくという立場が、貫かれる必要があるんじゃないかということで、この質問をしているわけですね。

そういう点で次に、厚労省による国保財政の法定外繰入れの区分では、決算補填

等目的以外の法定外繰入れについては、条例減免を行う公費投入として、国保運営方針の中で述べてる削減・解消すべき赤字とされないの、保険者努力支援制度の減点の内容にもならないし、ということがあるんですね。こういう施策については、12月議会で課長の答弁では、決算補填目的として一般会計繰入れはできないという説明だったんですね。だからこれは二つあるんですね、繰入れについて。で、私が言ったその繰入れは認められてるわけです。

ですから、この点についてちょっともう一度確認のために課長の答弁を求めたいです。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

まず、今の御質問で、いただいている御質問に対してお答えをさせていただきます。

保険者努力支援制度における評価基準であります、決算補填等目的の法定外一般会計繰入れ等につきましては、法定外繰入れ以外に、繰上げ充用金の新規増加分が含まれますことから、当町は決算補填目的の法定外繰入れは行っておりませんが、先ほど申し上げました令和3年度までの累積赤字であります、約1億2千万円の繰上げ充用金がありますので、この繰上げ充用金を減らさなければ、減点対象となります。

よって、まずは単年度の収支を、先ほどの御解答とちょっと被りますけれども、単年度の収支を均衡させ赤字削減を進めなければなりません。そのために保険者努力支援制度の交付金を、負担軽減策の財源とすることは、現時点では難しいと言わざるを得ない状況であります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

問題は財源問題なんですね。町としてどの財源を使うか。私はもう財政調整基金を使ってでも、これは一般会計繰入れとして行うべきだということなんです。それは先ほどから言いました、決算補填等目的以外の繰入れ。これは可能だということですよ。

これは国会でも述べられてるし、そういう趣旨で実際やってるんです。それが均等割、平等割の減免につながって、負担軽減になってるということなんですよ。ここと、もう赤字だからって、それ今まで今からでもずっと赤字になっていきま

す。何でかっていうと、私9月の議会、12月議会でも言いましたけど、努力者支援制度そのものが、収納率の向上、医療費の削減でしょ、一般会計繰入れ。これすべてにおいて町は一生懸命やって今はね、高い水準にあるんですよ、収納率でも。医療費でも高くない状況がね、やっぱりこの努力というのができている。

そういう点ではね、もう今の時点で、これ以上のことを国が示して、その補助金を出すか出さんかの話については、これはもう無理難題を押しつけられよってるような状況なんですよ、この制度そのものが。だから努力しても、努力して結果が出ないようなやり方を押しつけてるこの制度そのものが問題だというふうに私は思うんですけどね。

それともう一つは、一般会計からの繰入れを行うにあたって、財政調整基金から出すということは何も否定されてないです。できないということはないです。何にでも使える財政調整基金。今までそうでしょ、建設、いろんなものを補填するために使ってきた、というのを一つとして出すということなんでね。

それと一般会計、今まで言われてる赤字だから赤字だからって、赤字を解決するためには、もう今の方法では、私はもうできないと思うんです。今の制度の中で、それぞれの自治体で、この努力していく中でも、それなんでか、国が国庫負担を50%出しとったのに、23%ぐらいに減らしとるわけですから。もともとの器から出す、持つとる、その必要な制度に対する補助が減っている。何度も私も言いますよ。無職の人とか失業者年金の人たち、こういう人たちが増えてきてる。この制度、国保に加入しよう人たちは。だから、その補填をどこからするかって言ったらもう国庫負担か、町の財政調整基金でやるしか軽減する策はない。その中の一つとして、国も認めてる方法として、今全国でもやってるこの、また全国知事会でも言ってる均等割・平等割を減らすことをなぜしないのかということ。なぜ話合いをしないのかということ、その点について町長の答弁求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この国保制度というのは、議員御指摘のように、制度上の様々な問題点あると思います。

今言われたように、国の元々の制度、これは補助率が下がったために、地方負担が多くなるという状況を生んでいるわけです。

しかしながら、町の財政はすべての総合的な政策、住民サービスに町の一般財源を使わざるを得ないと。財政調整基金は、まったく外から来るもんじゃありません。毎年やはりいろいろやりくりしながら、基金をためておるわけです。それは、

総合的にこの町政の執行に当たって使うべきでありますので、まずは今、担当所管課長が言いますようにですね、赤字解消について努力して、その努力の結果、国のほうが、その限定制度の対象でこれはいいよということになれば、今後の問題点として検討すべきだろうと思いますが、今は赤字の解消に向けて、努力しておるという状況でございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは町長の決断次第になると思うんですね。それは私も述べました、一番はじめ冒頭述べました子育て支援、逆行するんですよこのやり方は。均等割とは子どもが増えれば増えるほど、だから今少子化少子化というて子どもを増やさ、是非人口を増やすためにも、今後の将来のためにも子どもが増えることは、増やすことを目指さないかん。

だから、岸田首相も子育て支援というて一生懸命言ってるでしょ、家庭庁含めて。しかし、実際伴ってないんですよ国も。金が、予算が回ってきてないからそういうことできない。均等割についての支援もできないという状況なんです。異次元の少子化対策とかいう実際そういうふうになってないんですよ。それがこの前、官房副長官が述べたのが、異次元の子どもの対策は、子どもが増えれば予算増やします、逆転してるんです発想が。

こういうやり方をするから今の状況で言うたら、子育て支援、粕屋町が本当にこの今人口が増え、今後将来的にも若い人たちが定着できる。そういう方向で今やられてる施策いくつもあります。これは非常に歓迎されて、もう喜ばれてる。

しかし、私は、ソフト面でもっと経済的負担がなくなる方向が、何度も言いますけどほかのこともあります。学校給食の問題もあるし、医療費の問題あります。ただ、私は、この国保の均等割が今一番、負担が今から増えていくことにつながるから、町でできることとして、制度上あるから使ってやっていかないですかっというのを今述べてるんですね。是非検討してもらいたいわけですけど。

もう一つは、その関係で、条例減免に基づいて特別な理由ということで町長が判定することができるものがあります。これが、私は今、非常に活用していく必要がある内容だなというふうに思うんですね。町の国保、国民健康保険のあれに載ってたんですが、それにも特別な理由について、町長の判断において軽減できるということも、減免できるということも載ってるんですね。だからそれを使ってほしいということなんです。

それは、今できることなんです。制度もある。実際それが国としても認められ

るということですね。だからそういうことを、これ町長に、特に何度も話になりますけどね。諮問、町、担当所管課と一緒に話し合っ、国保運営委員会に諮問する材料の一つとしても、そういう点を示していくべきだと思うんですが、その点について町長の答弁求める。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

条例減免における、特別な事情ということをもまず御説明したいと思います。

これは本来は失業等により、当該年度の所得が皆無となったなど、客観的に見て租税、担税能力がなくなった方のことでございますが、生活困窮者は別としまして、年齢やひとり親など、世帯の構成や障害の有無などにより、特定の方を一律に適用すべきでないということが原則となっております。

現在、粕屋町においては、聞き取りや根拠書類の提出により、減免適用の必要性などについて個別に判断し、減免を実施しております。負担軽減策としての一律の減免につきましては、今後慎重に検討を重ねてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

町長述べられたように、子ども、ひとり親世帯、子育て世代の中で、それとか生活困窮者、障がい者の人たちに対しての特別な事情ということ、この条例減免に対して検討する内容としてあるということなんですけど、今、この今説明があった内容も含めて、子どもがいることによって均等割の負担が増えるということ、特別な事情として認めて、そして町として取り組んでいる自治体というのはあるんですよ。そこに踏み込んでほしいんですよ。

それは今まででは違う時代、保険料も少なくなったり、コロナの状況でなかったり、いろんなときにはそういう緩やかなといいますか、ある程度経済的な負担において、いろいろこう考えて対応できるということがあるかと思いますが、今は、コロナの状況の中で経済的負担が増える、そして子どもがいることは少子化じゃなくて子どもを増やす、増える。そういう施策を、町としてもですが、国もしようとしている。こういう状況のもとで、これを特別な事情として負担軽減の中の一つとして、取り組むということについて、私は何も特別なことじゃないです。

そういう点で、財政調整基金って、町のお金をどう使うかという点については、それほど大きな、何て言うんすか、決断せないかん問題やない。当たり前にならん内容。この取組を、いうふうに私は思うんですよ。そこんところについて、

是非、先ほど言いました検討も含めて考えていくことを提案してるわけですが、今までのように赤字を解消する、で、国の制度、国が努力者支援制度、そして、標準保険料率を示す、その保険料に合わせてやらないかんというようなことだけでいこうとしたら、これ絶対その保険、いわゆる加入者に、国保加入者に税金を増やす、この方法しか解決しようがないんですよ、町としての対応としては。その方針を望むならば。ここをそうしなくてできるということを、いわゆるどこから金を出してそれを解決するかというところの決断の問題でしょ。判断の問題よ。私は、そこにもう今後、これこういう粕屋町、子育てしよる人たちというのは本当、子どもがもっともう一つ欲しい、もう1人欲しいということは、それは1人っ子より2人、2人おったほうがいい。3人と、いうのは思うんですよ。子どもを育てる上においては、そういう状況が、1人増やしたらまた税金が増える、また一ついうのだったら、子どもに、増えることに負担がかかるなら、やっぱりもう子どもね控えろと、出産することを控えろと、こうなってくるわけですね。

だから、国の施策も今、先ほど言いましたが、ちょっとこう異次元のこの政策をちゅうて、子育てについていうことで岸田首相は言いよるけど、しかし、実際はそれ伴わない、財政が。しかし、もう今の状態では国が、子ども、今後の人口減によって国民健康保険も年金も含めてそうですけど、いろんなのに財源が不足していく、子どもが、人口が減っていけば、いう状況になっていく、社会がやっぱり避けていかなきゃならないという立場からも、私はここに、この内容については是非考えて欲しいということを述べまして次に進みたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員、残り10分切ってますのでまとめて言ってください。

◎10番（田川正治君）

これが最後に、今、今4番目、3番目、4番目を質問したと思います。

◎議長（小池弘基君）

3番目は。

◎10番（田川正治君）

3番目は、これは先ほどの関連で聞きましたので。

◎議長（小池弘基君）

よろしいですか。

◎10番（田川正治君）

はい。

◎議長（小池弘基君）

じゃあ3番目を飛ばして4番目ですね。

◎10番（田川正治君）

4番目が今出しました。はい。だから、2番目と3番目が一緒になったと思います。4番目になる、あ今5番目になる。これはコロナ感染の中での個人事業主に対しての傷病手当の問題が、何とかしてほしいという問題などがあって、全国的にもこの国保加入者の人たちの個人事業主に傷病手当金をつけるというのが実現できてきております。

この全国では、17自治体が傷病手当金、傷病見舞金が24自治体ということで、去年の9月時点で制度化しているというようなことです。この中で、傷病手当金に代わる制度として、事業者支援制度として休業補償を愛知県の大口町では創設して、怪我などで連続して3日間休業した人に1日1万円、上限25日、25万円という休業支援補助金を国保加入事業主に出すというようなことになっております。

もう一つは、新潟県の聖籠町は、傷病手当金と1日当たり5千円、最大20日までというようなことなどがあります。これは制度化の問題についてはいろいろ、全国の例があると思いますので分かると思いますが、こういう状況でコロナの収束とかいうことを国の財源をこのコロナ対策に使うのを削減する、私は軍事費にいかにかこのものも含めて持っていかうとしてるのかということなどを感じますけど、いずれにしてもそういう状況のもとで、コロナ関連の補助金などが打ち切られていくというようなことになるかと思いますが、制度としては、いずれにしても国民健康保険の個人事業主にはこの手当ないんですね。

それともう一つは、出産手当などもないんですね。結局、協会けんぽには産前産後の保険料が免除されるというようなこともあります。そういう点で言えば、所得割とか均等割とか含めた減免、免除について、国保の加入、国民健康保険の加入しどう人たちのそういう軽減策として検討していく必要があるというふうに思うんですけど、この点についての答弁は、課長に。課長のほうからお願いします。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

では、ただ今の御質問で、傷病手当金見舞金ということで、粕屋町では国の財政支援の基準に基づきまして、傷病手当金を現在支給しております。

今、議員おっしゃったとおり、国の基準では対象者を被用者としており、算定基準や適用期間について具体的に示されておりますので、その範囲内で実施しております。ですので、個人事業主さんには今のところ支給がないんですけれども、個人事業主やフリーランスの方を支給の対象とする場合には、療養の際の収入減少の状況が様々でありますので、妥当な支給額の算定が難しいという問題があります。

また、国の財政支援の基準を超えて支給する場合は、費用がどうしても保険者負担となりますので、粕屋町の国民健康保険の財政状況から見まして、現時点で支給対象の拡大は、検討するのが難しいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今の説明ではいずれにしても、国民健康保険そのものの運営を含めて、財政、財源をどうするかという問題が絡んでの話だと思うんですね。

全国的には、今言いましたようにそういう中でも町が持ち出してやってるんですよ。今、説明されてる内容で言えば、すべてそれは国や県が言ってることをそのまま言われてる。だから、それに従ってやろうとすれば何もできない。何もできないっちゃうのはそれ以上のことはできないっちゃうことですね。しかし、それ以上のことをしているところの制度として、また、法的にもいわゆる地方税法とか国民健康保険税法の中で、やられる、やれることをもっとこう生かしていくという方向を是非研究して、町民のために努力してほしいというふうに思います。

最後に、先ほどから言ってますが、粕屋町、子育て世代が多い町ですよ。そういう点で、非常に若者が増え、将来が活気ある町として市制目指して取り組んでいく、そういう町として誇れるまちだと思います。

安心して子育てできるまちづくり、これを充実するためには、町長の今までの施策をもう一つ拡大して、そして、負担軽減、経済的負担軽減をどうするかという点に立った財政運営を是非求めたいというふうに思います。

そういう点で、今まで縷縷述べました国民健康保険の問題、そしてケア労働者の保育、介護、障害福祉、学童とか、そういうところに目を向けた施策、これは国の施策では、教育費でも今年、この来年度予算100、粕屋町の予算よりも少ない、100、文教関係で130億ぐらいしかない。増えないということですから。もう、とてもそういう点では、町、国の施策でやれるのを取り組むとすれば、こういうソフト面、いわゆる経済的負担をなくしていくための、町民の人たちの施策を行うには、やっぱり町の持ち出しがないとそれは進まないと思います。そこを、是非、私は計画も立てて、幾つかの施策の中で順番もあると思いますけど、何かそういう点での手をつけて具体化して取り組んでいってもらいたいというふうに思います。

町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、縷縷言われました新たな補助制度といいたいでしょうか、支援策、これにつきましては、慎重に今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員、よろしいですか。田川議員。

◎10番（田川正治君）

はい。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、田川議員の一般質問が終わりました。

次は案浦議員の一般質問になるわけですが、準備の都合もございましたのでちょっと長めの。

次の再開を10時50分といたします。

その間、暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時50分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

（7番 案浦兼敏君 登壇）

◎7番（案浦兼敏君）

はい、議長。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

議席番号7番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従い質問いたします。

3月が近づきますと、各市町村の新年度予算案についての新聞報道が増えております。今年も2月16日の西日本新聞で、福岡市の発表についての記事、3年連続1兆円超え、子育て支援拡充へ40億円。これに続きまして、近隣市町村の状況も報道されております。粕屋町も2月22日の記事で、粕屋町2年連続、200億円超ということの新聞記事があつてます。いずれも好調な税収の伸びにより、過去最大の予算を発表しています。

この中で思うのは、福岡市などでは記者発表と同時に、予算案の特色、概要などをホームページで市民に知らせております。町村レベルは少ないですけども、市レベルではこのような情報を発信する自治体が増えてきております。これにより、市民の市政や議会に対する関心を高める狙いがあると思います。市制を目指す粕屋町としては、予算案の特色、概要をホームページにアップすることを検討すべきじゃないかと考えております。議会のほうにおきましても、議運において、議案等についての質問ができるよう、一般質問の日程を後にずらすことも検討していただいております。これによりましてから、議案等についての質疑が活発化し、町民の皆さまの傍聴や町政への関心も増えてくるものと思います。

今回の質問は、職員表彰の在り方と、昨年12月24日に開催されました地域政策デザインスクールの政策研究発表会から感じたことについて質問します。

まず、職員表彰の在り方についての質問です。昨年の12月議会一般質問で、職員が仕事や職場にやりがいと誇りを感じられるよう、職員提案や職員表彰の必要性を提案しましたところ、箱田町長は、表彰制度について具体的に検討したいと答弁されました。年が明けて、議員仲間から職員表彰が行われたようであると聞き、私は早速、箱田町長が実行していただいたことについて、大変嬉しく思っております。

しかし、なぜ他都市のようにホームページで紹介されないのでしょうか。他都市では、ホームページの中でそういう記事も見るとこもあります。やっぱり、町の職員が頑張っていることを町民に知らせると、職員への信頼が高まってくるものと思います。

そこで、今回表彰された職場と、その表彰理由についてお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

職員の表彰制度、これは根拠的には、粕屋町職員表彰規程及び粕屋町業務改善提案規程、これに基づいて表彰を行って、従来から行っておりますが、この数年ちょっと行っておりませんでした。

今回議員の御指摘もありまして、今年1月の仕事始め式で、市制塾及び地域政策デザインスクール、これの表彰を行っておるところでございます。この表彰をこの時期にしたかというのは、一定の成果、効果があった、この時期を選んでやっております。

今後も、様々な機会をとらえながら、市制を見据えた町の課題解決、あるいは、その地域政策についての提案等も受けながら、職員個人だけではなく、グループ、係等、特に若い世代の職員がそういった御意見を持っておる、ということも聞いて

おりますので、今後、積極的に提案を受入れながら、この表彰制度も伸ばしていきたいと思っておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

そこで思いますのは、現在、新型コロナウイルス感染症は終息に向かいつつあります。5月からは新型コロナウイルス対策が縮小、廃止される見込みと聞いています。これまで3年間、新型コロナウイルス対策で大変御苦労されましたワクチン接種事業事務室など、あと給付金とかありますけども、これの働きが表彰に値する働きがあったと思います。

なぜこのような職場が今回、なぜ表彰の対象にならなかったのかお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常にありがたい御意見でございます。

新型コロナワクチン、新型コロナウイルスに対するワクチン接種につきまして、御存じのように、粕屋町はいち早く接種率も上げ、そしてまた国のほうからもそういった評価を受けておるんですが、今言われたように、まだまだ見込みなんです。このワクチン接種を今後、例えば、個別接種だけにするのかあるいは集団接種も継続するのかという詳細もまだ、協議中でありまして。見込みとしては、個別接種、病院での個別接種になるということで、大きく、このワクチン接種事業は、終結に向かうものと思っております。そういったことを完全に進行形のものですから、完全にその成果、結果が出た段階で考えていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

他都市の状況を見ますと、大阪府の堺市なんかはもう令和3年度に、コロナワクチン接種事業の準備室のほうの表彰とかなんか。もう令和3年度ですから、途中でもうそういう表彰やってますんで、一応、現在進行中だからこれがある程度終わった段階でまた考えるということで理解したいと思っております。

それと、今回の表彰に当たりまして、さっき、町長おっしゃいました職員表彰規程の見直しが行われたものと思っておりましたが、業務改善提案規程に基づいて行ったと聞きました。今回の表彰と業務改善がどのようにつながるのか、不思議に思いました。現在の職員表彰規程では、表彰の種類として25年勤続表彰と、その他特

に町長が認めるものとなっております。特に町長が認める者というのは、なかなか表彰の対象とか基準が分かりにくいので、今後継続的に、表彰を行っていただけるのであれば、この職員表彰規程を見直しが必要と考えてますが、町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この表彰制度というのは、確かに、個人、そしてまたグループということを対象にしていますが、積極的な提案の受け入れ体制がないんですね、今までは。令和5年度から、これ私の提案なんですけども、個人個人の職員に対して、何か一つでもいいから提案、意見を出してくれというふうな、そういった制度を設けたいと思っております。

これ今協議中でありまして、具体的な内容につきましては、公表するわけにいきませんが、実際、これは福岡県がもう既に行っておりまして、先日も、服部知事とちょっとお会いしたときにいろんな職員からの意見聴取についてのアイデアを意見交換したんですが、やはり県のほうも、そういった若い方、そしてまた、組織の中で埋もれているような意見を吸い上げるための、個人の意見を聴取している。

ちなみに、県については、去年は2,400件ほどの提案があったそうです。意見があったそうです。その中から、具体的に実現可能なものを選んでやっているということで、これはもう粕屋町についても同じように、そういった斬新な、そしてまた若い御意見を頂戴して、町政の発展につなげていきたいと私も思ってます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

町長のほうが前向きに検討していただいているとお聞きしましてから、安心しました。それでは、ほかのところを見ましても、だんだん永年勤続表彰等はだんだん少なくなって、やっぱりそういう職員の業績なり、そこら辺の働きに対する表彰というのを行うところが主流になっておりますし、職員表彰規程などは、別に条例ではありませんので議会の議決は必要しませんので、町長の専決で速やかにやっていただきたいと考えてます。

次に、地域政策デザインスクール、今回表彰を受けられました地域政策デザインスクールの政策研究発表会について質問いたします。

皆さんのお手元には、一応参考で、今回提案されたかすやセントラルガーデンプ

プロジェクトの、全体のイメージ図をお手元に配付してありますので、これも併せて御覧なっていたきたいと思います。私は、昨年12月25日の西日本新聞の記事で、12月24日に開催されたことを知りました。町長は、かねてから九州大学農場跡地活用などについて、九州大学との連携を図りたいというような発言もございました。粕屋町では、専門的知識や経験の活用が十分でないというふうに感じております。是非とも、このような取組を積極的に進めていただきたいと思います。

そこで、九州大学産学官民連携セミナーである地域デザインスクールについて、粕屋町のこれまでの関わりと、今回粕屋町は連携自治体に選ばれた理由をお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

御質問にお答えをいたします。

今回九州大学地域政策デザインスクールは、自立的な地域経営を担う高度人材育成と、社会の課題解決に貢献する教育研究を目的とする講座で実施されております。令和4年度は政策提言のフィールドとして、粕屋町を含む九州で五つの自治体と連携し、政策研究が進められております。このスクールは、社会人や九州大学の学生などの受講生が、昨年6月より、多彩な講師陣による講義や意見交換、受験生によるグループワークを行いまして、各地域の特性や政策課題を踏まえた上で、課題解決に資する新たな取組やビジネスモデルを施策として取りまとめるもので、議員御指摘のように、その成果発表会が昨年の12月24日に開催をされております。

この中で、粕屋町の関わりが、連携自治体としてスクール開始から発表会まで、講師の講義や意見交換、グループワークに参加し、受講生の政策立案のサポートを行っております。実際、町内にも何回かお越しいただきまして、職員を交えて町内、いろんなどころを見て回っておるという状況でございます。

今回、粕屋町が連携自治体として選ばれた理由としましては、一昨年より町村会員として入会している公益財団法人九州経済調査協会が関わっておりまして、このつながりからスクールの主催である地域政策デザインスクール実行委員会から、連携自治体への協力依頼があり、これをお受けして政策提案につながったものでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

私は、この地域政策デザインスクールのことをもっと早く知っておれば、受講生としてはちょっと年がたってますんで無理だとしても、聴講生として話を聞きたく、受講とか発表会を聞きたいと思いました。そこで、九州大学のホームページを調べ、ユーチューブで発表会の様子は放映されてますんで、様子を見ることができました。

先ほど新宅部長が説明されたように、地域政策デザインスクールは、自治体の抱える課題に対して、様々な角度から政策提案を行うもので、受講生は社会人が20人から25人、それと九州大学の大学院生5人から10人、計30人から35名が。社会人の中には、地場大手企業の社員のほか、市町村の職員も含まれているように思われました。この35名が5班に分かれ、7か月間の期間、15回の会合、合宿も2回ありました。をかけて連携して、自治体から抱えてる課題や取り組みたいテーマについてのプレゼンテーションを受け、町民への聞き取りなどのフィールドワークを行い、グループワークの中で、与えられたテーマについての政策の立案検討を行い、最終的に、政策研究の発表を行うものです。

これらの手法は、これから市制に向かおうとする粕屋町にとって、職員の人材育成策として大変有効であると私は考えております。粕屋町の職員にも是非参加して勉強してもらいたいと考えております。

しかし、このスクールを受講するためには、日程のほとんどが土曜日の午後に開催されますし、受講費用は、受講生が30万円、聴講者は2万5千円かかることなど、職員にとっては、大変ハードルが高く感じられます。そこで、町から受講を奨励すると共に、受講費用についても助成するための支援策を講じることについて、町長の考えをお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員が今おっしゃったように、確かに費用負担が非常に多ございます。また、その時間的に関わる負担というのも、1年間通して非常に負担があるものと思いますが、デザインスクールだけではなくて、様々な研修会とかセミナー、これ民間のほうが開催をしてありますので、それについては積極的に参加を私も促しておりますし、支援も行っております。

今回初めて、地域デザインスクールに参加し、他の自治体の問題点とか、それは非常に今後の粕屋町のまちづくりのためには参考になるような事例もございまして、これも含めて、積極的な支援を行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、政策研究発表会を聞いて感じたことについてお聞きします。

皆さん方には、この発表会で提案されました「かすやセントラルガーデンプロジェクト」の全体のイメージ図は、皆さん方のお手元のほうに配布いたしております。この中で気になるところがございます。

粕屋町についての発表の中で、粕屋町の将来人口推計の変化について、九州経済調査協会の2022年人口推計予測によると、2030年の人口は、2030年の人口4万9,913人をピークに人口の減少が見られ、市制移行基準である5万人に届かないということが述べられております。人口動態の分析の中では、自然増につきましても、また出生率は若干下がってますけれども大体ほぼ横ばいで、自然増は横ばい。社会増は激減。特に40代と10代の転出者が顕著であると分析しています。社会増を向上するためには、町民の満足を高めることが優先ということも指摘されてます。

私は、2025年の国勢調査で、何とか5万人を超えるのではないかと期待を持っていましたが、このような人口推計を見せられて、早く対策を打たないといけなるとの不安な気持ちになりました。町はこのことについてどのようにとらえているのか。また転出増の理由、原因などを把握しているのかをお尋ねします。もし、把握されていないのであれば、転出届の際に、その理由などを聞き取り、またアンケートで調査し、今後の対策を検討すべきと思いますが、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

総合窓口課のほうで、実は、アンケート調査を平成24年に行っております。10年近く前の話ですけども、このときの結果は、転出の理由として、やはり転勤が一番多いと。人口動態上、非常に流入流出が多い粕屋町の解析結果だろうと思っております。

今言いましたように、非常に年月もたっております。そして、令和2年度の決算特別委員会におきまして、議員の方々からもこのアンケート調査をしたらどうかということで、そういった意見もございますので、実はこの転出アンケート、既に総合窓口課のほうで行っておるところでございます。その結果につきましては、また、機会があるごとにお示しをしたいと思います。

しかしながら、多分、粕屋町のこの地域性、あるいはその構成上も、転勤・転職、そしてまた就職とか学生さんの移動、そういったことが、一番転出者の動機としては多いというふうには推察されております。いずれにしても、その内容に

つきましては、また、結果が分かり次第、御報告申し上げたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

この報告書、報告の中で、やはりコロナによってから、少し潮目が変わったというか、そこら辺があるんじゃないかというようなことも指摘されてます。確かに福岡市に近いという地の利がありますけども、また、今テレワークとかいろいろありますんで、そこら辺の潮目がちょっと変わったんじゃないかというようなことも言われておりますんで、そこら辺を早く把握してから対策を講じないと、なかなか、現在人口増も、若干微々たる、伸びが鈍化してますんで、そういうことで早めに対応をお願いしたいというふうに考えてます。

次に、粕屋町についての発表の中で、現在の粕屋町は、30歳から49歳までのパパ・ママ層が人口の中心であり、60歳から75歳までの人口より、ゼロ歳から15歳までの人口が多い、理想的な人口バランスを持ったパパ・ママ世代のまちと評価されております。これを持続的に続けていくためには、積極的な子育て支援策により、町に住み続けてもらうことが必要と思います。国は、異次元の少子化対策として、積極的な子育て支援策を講じるとしており、各自治体も積極的な子育て支援策を打ち出してきております。

この中で、明石市の泉市長、この方はもういろんな発言でこういうマスコミとか賑わしてますし、ですが、この方は2011年の当選後に、18歳までの医療費無料化、第2子以降の保育料無料、中学校の給食費無料、子どもの公共施設の入場料無料、ゼロ歳児見守り訪問、おむつ定期便の無料、と五つの無料化を実現されてます。これによって減少傾向にあった明石市の人口を、子育て世代の転入により、10年間で1万人増加させ、現在も過去最高人口を更新中と聞いております。その泉市長の対談での発言をちょっと紹介しますけども、明石市の五つの無料化でかかった財源は、たかだか35億円です。これは明石市の1年間の、1年間の予算2千億円のうち、たった1.7%。1.7%というのは、例えば共働き600万円世帯の1か月の収入のうち、8,500円。子どもの習い事の月謝8,500円を、親が出すかどうかの論点と同じなわけです。自分の子どもが塾に行って勉強したい、サッカーやピアノを習いたいなどと言ったら、家計がひっ迫していても8,500円を何とか捻出しようとするでしょう、ていうことです。

これを受けて、福岡市の高島市長も、令和5年度当初予算の特色を子育て応援予算ということではっきり打ち出しまして、それで、政令市では初の第2子以降の保育料無料化や定期的な見守りとおむつなどを届けるおむつ等安心定期便のほか、

様々な子育て応援予算額、総額40億円の予算を議会に提出されております。昨年12月の議会で同僚議員の質問に対しましてから、箱田町長は、子育て支援を政策のど真ん中に考えるとの答弁をされました。

そこで質問ですけれども、令和5年度当初予算案に、子育て支援策としては、新たなこと、また、既存施策の拡充など、どういうことを盛り込まれているのかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、担当課のほうからお答えしますが、今現在、予算化できなかった、非常に残念ながら予算化できなかった部分もございます。それは協議中、関係団体との協議によって整わなかったという部分がございます。それと、この糟屋地区内で統一しないといけないという地域的な問題もございまして、予算化できなかったのも非常に残念なんです、福岡市の場合は、福岡市一つで一つの地域でございまして、非常に大きな都市ですけれども、市長の判断によって、市全体の協議が相整うってということもあります。

粕屋町は非常に14平方キロの小さい町、そしてまた5万人規模の町でございまして、なかなか単独で非常にしにくいという部分がございますが、これは広域的な問題も含めて、私も、この地区内の首長さんとも積極的に協議を重ねて、何とか5年度中には実現したいなと思うのが、はっきり言いましてこれ医療費の関係です。子ども医療費、これについては、もっと前進させるべきじゃないかというふうに私も、子育て政策ど真ん中の位置づけをしておりますので、医療費について、特に就学前のお子さんの医療費については非常に高いものがございまして、これも無償化も図りたいし、できるなら高校生までの医療費についても積極的な検討を行いたいと思っております。これは、単体と言いましたけど医師会の関係なんですね。これも、協議をちょっと非常に慎重に重ねる必要がございます。

そしてまた、地域全体で考えるべきこととございまして、これも、令和5年度中には何とか前進したいなと思っております。併せて、子どもの保育園の無償化につきましては、国もこども家庭庁がこの4月に発足しますので、大きな前進をするものと思っております。今、国の中では協議中ですが、子ども福祉手当も含めて、保育料の無償化についても、前進をされるというふうに私も大きな期待をしておりますので、それに合わせて、粕屋町も積極的に支援策を打って出たいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

まず、健康づくり課ですが、厚生労働省は令和4年度第2次補正予算で、妊娠届出時から、妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児などの見通しを寄り添って立てるための面談や、継続的な情報発信を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実させ、その伴走型相談支援にあわせ、経済的支援を実施する事業を支援する交付金を創設いたしました。

現在、粕屋町では、この事業につきまして令和4年12月議会で議決いただき、令和5年1月16日を事業開始日といたしまして、出産応援給付金として妊婦一人当たり5万円、子育て応援給付金として、お子様一人当たり5万円を対象者に給付を行っており、令和5年度も継続して行ってまいります。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

子ども未来課からですが、先ほど町長の答弁でも申し述べておりますが、現在、国におきましても、子ども真ん中社会のほうを目指しまして、こども基本法の制定や、こども家庭庁を創設するなど、子ども政策を更に強力に進める取組がなされております。その一環といたしまして、改正児童福祉法により、市町村において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能というもの維持した上で、組織のほうを見直して、すべての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされております。

粕屋町においては、現在、こども館のほうで、子ども家庭総合支援拠点を健康センターにおきまして、子育て世代包括支援センターを設置して業務を行っているところですが、令和6年4月の施行に向けまして、令和5年度当初予算のほうにおいて、健康センターの改修工事や、児童家庭支援システムの導入について予算を計上いたしておきまして、しっかりと準備を進めていきたいと考えております。また、2人目以降の子どもの保育料無償化を実施した場合とのことですが、まだですかね。すみません。すみません。

◎議長（小池弘基君）

ほか、答弁いいですか。案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

すみません、一緒に聞けばよかったんですけども。

それで、次に、粕屋町では認可保育所の保育料は、2人目が半額で、3人目以降

は無償と聞いてます。このことを同僚議員に聞きましても、このことはあまり知らないんですよ。

福岡市では、4月から要するに、無償化しますけども、これまでは2人目は全額負担、3人目から半額負担になってましたから、これに比べると粕屋町は早くから負担軽減を図っていたものと思われま。やっぱりこのことも積極的に町民の方にも周知すべきで、私たち議員が知らなかったのか、もちろんね、対象の保護者の方は知ってあったかもしれませんが、もう少し、周知すべきであったかと思います。

そこで2人目以降の保育料無償化を粕屋町で実施した場合、現在のから比べますと、2人目のゼロ歳から2歳児の2分の1と残り半額を負担すればできると思いますけども、そのためにはどれだけの財源が必要なのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません、先ほど失礼いたしました。

2人目以降の子どもの保育料無償化を実施した場合とのことですが、先ほどちょっと案浦議員、福岡市のことを述べられておりましたが、福岡市のほうも同時に、認可保育園等に通う第2子の保育料は半額で、第3子以降についての保育料は無償という形で、現在、なっております。これ国の施策のほうで基づいて行っております。現在粕屋町でも同様の施策という形になっております。

福岡市のほうと同様に、今回第2子のほうの半額の保育料の部分を無償化したといたしまして、令和5年1月で計算をいたしましたところ、1か月約820万円で、年間でいたしますと、約1億円の財源が必要と試算しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

1か月で820万で年間で1億ですか、の財源が必要ということですね。それと粕屋町の財政事情というのも、ずっと今年度3月補正の中でも、結構財政調整基金のほうにも減債基金のほうに合わせて、7、8億ぐらいですか。積み立てておられるとか。さすが箱田町長のことですから、財政規律ですか、そこら辺はしっかり考えてやってあるのかなと思いますけども。私は今、先ほど町長のほうからも、そこら辺も念頭にあるということ聞いてますんで続けますけども。私は、子育て支援を政策のど真ん中に置き、子育て応援都市を目指す箱田町長のことですから、もっと

積極的に予算編成を行うものと期待しておりました。

しかし、施政方針の中で私の掲げる四つのまちづくりの一丁目一番地の施策である子育てしやすいまちづくりを加速させ、子育て応援都市かすやを実現するためにもって云々とあります。そして、予算案を見ましても、昨年度もですけど、昨年にも続き、保育所の改築とか小学校の大規模改造、増築、これも必要な部分ですけども、ハードの施策が目立ちます。人々の心に響くソフト面での施策があまり少ないように思われます。子育て支援のソフト面の施策も、実際にはたくさん実施されてると思いますので、これらをうまく組み合わせて、子育て世帯が、これなら安心して子どもを産み育てられると思わせるような施策の見せ方です。さっき言いましたように、高島市長ももう5年度予算の特色として、子育て応援予算ということで、ばんと打ち出してその具体的な内容を示してあります。新規拡充、新規のものもありますし、拡充する事業一覧を作成して、子育て世帯の親にアピール。こういうことをしないと、福岡市への転出が増えるのではないかと危惧しております。

今回の政策発表会の中で、子育て支援策に関して、宮崎市のほうも発表がありましたけども、その中で、宮崎市のテーマが、合計特殊出生率を中核市ナンバーワンにするってというようなテーマでございました。発表会の中では、有識者のコメントでも中核市で一番じゃなくて全国で一番ぐらい目指したらどうかというような発言もあってましたけども。妊娠から子育て初期の親に対してから、伴走型の支援があるとありますけども、ところがなかなかそういう情報が届かない。そういう親に対して、24時間365日対応可能なチャットボットの導入によって、出産・子育て支援情報を行き届かせるという提案がありました。これは良い提案であり、粕屋町にも導入できないものかと思っておりました。

ところが、粕屋町の新年度予算の案の中に、役場入り口にデジタルサイネージ及びチャットボットを導入し、来庁者に様々な施設案内周辺情報を自動回答するサービスを提供しますとありました。そこで、チャットボットの導入は、限られた人員の中でも、伴走型子育て支援の情報は行き届くと思います。また、町の重点事項であるDX化推進を図る観点からも、取組ができないものか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

宮崎市発表による子育てモデルによるチャットボット導入の経緯といたしまして、宮崎市子育て支援課に確認をしましたところ、通常の勤務時間外で電話対応等ができない時間帯に、相談者の個別内容に対して、どのような対応を行っていくか等の具体的な内容をこれから協議していくということでございました。

粕屋町につきましては、令和3年5月より、無料通信アプリLINEで情報発信を24時間365日行っており、その中の子育て情報からは、赤ちゃん相談などのイベント情報や、もしものときの病院一覧や休日診療案内などが御案内できるようになっておりますので、御活用いただければと思っております。

今後もDX化推進の取組を行ってまいります。子育て相談等に関しましては、妊娠期から継続して保健師等の専門職がかかわり、健やかに安心して過ごせるように、電話相談や訪問など、対面での対応が重要であるのでは考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

できるだけ対面が望ましいわけですが、どうしてもできない方とかが、空いた時間とか夜間に相談したいということで、今はLINEのほうで、LINEのアプリで、そこ辺の対応ができてるといことです。なので、そこら辺をどんどんいろいろ技術が進歩してますんで、宮崎市の事例等も聞かれてから、そこら辺を今後、取組を進めていただきたいというふうに考えてます。

そこで話を粕屋町についての発表会に戻します。粕屋町から出されたとおり、取り組みたいテーマは、「シティプロモーションかすやを全国へ」でした。これに対するデザインスクールからの政策提案は、パパ・ママ層が住みたくなるまち、かすやセントラルガーデンプロジェクトというアンチテーゼ。要するに、全国へといゆるまず足元を固めて町民そういう町民の満足度向上が必要だ。そういうふうにアンチテーゼと私は受け取りました。これは、パパ・ママ世代の転出増という課題の克服について、町民インタビュー。町民インタビューの中では、ママ友といけるおしゃれなレストランカフェがない、欲しいとか、家と職場との間に一息つける場所、サードプレイスがあればいいとか、そういう意見等も聞き取ってます。

また、課題発見フィールドワーク、実際に現場いろいろ、長者原駅周辺を見て回って、長者駅の周りが寂しい。駅と図書館をつなぐ動線がよくない。図書館が地味である。そういう課題等を見つけて、グループ、その結果に基づいて、グループワークを重ね提案されたものです。その目的は、町内資源である粕屋フォーラムの有効活用、図書館の魅力化によるパパ・ママの満足度向上、長者原駅周辺の賑わい創出により、パパ・ママ層の定住化を図ろうとするものです。武雄市の市立図書館の事例。武雄市のほうは、全国的にも有名で公設民営でやってまして、中にカフェとかレストランとか、蔦屋書店ですか、あります。図書館のリノベーション。せせらぎ公園の改修を行い、それに長者原駅と図書館をハイライン、空中遊歩道で結ぶと

いう壮大なプロジェクトの提案でありました。この提案内容が皆さんにお配りしたこの部分でございます。箱田町長は、この提案をどのように受けて見ておられるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、感想という立場で言いますと、非常に面白い提案でございます。特に、空中遊歩道で結ぶというのは、これ、今の都市デザインからいうと、非常に重要なんですね。博多駅周辺も、将来的にはそういった立体的な空間をつかって、要するに人間が歩く部分と車道の部分を分離すると。そして、その人間が歩く部分を有効に活用していろんなイベント等も行えるような空間を作りたいということがございます。

しかし、非常にお金がかかります。ただ、全く拒絶するわけではございません。将来的には、こういった長者原駅周辺、そしてまた図書館の図書館本来の形、利用目的だけではなくて、人が集う。そして、触れ合いができるそういった空間の創造には、有効活用したいと思っておりますが、ただ、詳細は後ほど、社会教育課から申し述べますが、図書館自体の利用は非常に多ございます。これ1日平均すると4、500名ぐらいの利用があります。ですから、年間にすると、10万人近くですかね、ぐらいの利用があるということで、図書館が閑古鳥が鳴いてる状況ではないということ、御理解をお願いします。よく、図書館のリノベーションするときには、図書館の利用が少ないから、何とか利用増を見込むためにリノベーションを、あるいはその様々な改装を行うというのはございますが、少なくとも粕屋町の図書館、フォーラムにつきましては、今でも非常に利用が多いということは御理解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

図書館の利用が多いというのは十分認識してます。私の女房も毎日図書館へ通ってますんで、その度に、やっぱりこう、たくさんの方が来てあるということをお聞きしております。

粕屋町チームの発表は、他の4市町に比べて、役場職員では発想できないものでございました。粕屋町の交通渋滞の状況も十分考慮し、長者原駅のJR線路上をまたぐハイラインという空中遊歩道を架設し、図書館とつなぎ、パパ・ママに魅力あるエリアに生まれ変わらせるものです。これまで都市計画マスタープランなどで、長

者原駅と原町駅間における賑わいを創出するとの、よく説明がありますけども、私としては両駅周辺には空地がないので、なかなかそういうイメージがわかりませんでしたけども。今回の発表により、このような方法もあるのかと驚きました。

確かに図書館につきましては、これについてはもう20年ぐらいたってますけども、公共施設等の個別計画の中ではまだ健全度が高いんでっていうふうなですね、だから改修計画が入ってませんけれども。ただ、図書館自体っていう図書館を、もう少し一息つける場所、レストランカフェとかそういうパパ・ママ世代が寄ってかいろいろ話したり、いろいろするような場所が欲しいということとつながってくるんじゃないかと思ってます。

この中の図書館のリノベーションと、せせらぎ公園の魅力化のための改修は、これは町独自で実施できますけども、ハイラインについては、JR九州との協定とか、鉄道事業法の規制をクリアすること。また、事業主体や事業費をどのようにするかなど多くの課題があります。

そこで、このデザインスクールを主催している九州大学やこのスクールの事務局を務めておる、九州におけるシンクタンクであります、九州経済調査協会などの協力を得まして、鉄道事業法上の規制の緩和など、逆に国家戦略特区としての事業化の可能性を含めて、事業化調査を実施してはどうかと思います。もしこれが実現できれば、粕屋町の新しい魅力としてこれは全国に発信できるものと思います。

町長の考えをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほども申し上げましたが、非常に魅力的な提案でございますが、何せその財源が要ると。これいうことで特区になりますと、国の特別指定で、非常に豊富な補助金等も活用しながらできますが、その中でも、まさに今指摘ありましたJR九州そのものが、これ非常になかなか積極的じゃないんですね。様々なものに関しては規制をかけてくるし、全くお金出さないという、基本的なスタンスがございます。

そういった中で、この駅を活用した周辺の整備につきましては、今都市計画課のほうも非常に苦勞している状況で、JRとも協議しながら行っておる状況です。この提案は、先ほど言いましたように、拒絶するのではございません。非常に意味があるような提案でございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かに、一番、JR九州の問題が大きいと。副町長も発表会出られて、JR九州が云々とおっしゃってましたけども。ただ、国の国家戦略特区という形にすれば、そういう別の方面から逆にJR九州に対するアプローチの仕方も出てくると思いますし、やはり、これから市になろうとする粕屋町において、やはりそういうふうな魅力づくりですか、が必要と考えてますけど。町長の話としては、今後検討ということで、事業化調査まではそこら辺までは考えてないということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

このですね、空中遊歩道だけの問題ではないんですね。実は、長者原駅全体の周辺の活性化。これは原町駅にもつながる部分でございますので、その辺は総合的に考えないといけないと思っております。

私がよく記者の方とか、いろんな経済団体の方とも協議したときに、粕屋町が目指しているような都市はどこですかという、私は即座に二子玉っていうんですね。東京都の西側にあります二子玉川、市の地区なんですけども。これはまさに駅を利用した空間都市。そして、緑と住宅地をよく配置したような、非常に粕屋町が都市圏に近く、そしてまた緑も豊富にあると。まさによく似たような環境なんです。そこもいろいろ研究しながら、空中遊歩道だけではなくて、総合的な観点でまちづくりを、これから検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

様々な課題もありますし、周辺のこととも考え配慮せないかんということで、町長のほうについても、前向きに受け止めて検討していただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、案浦議員の一般質問が終わりました。

次は福永議員が予定されておりますけども、今から暫時休憩をいたしまして、福永議員の一般質問の開始時刻は13時といたします。

1時間少し時間ございますけども、今から暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時44分）

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

議席番号11番の福永善之です。一般通告書に従い質問します。

今回は、1問でまとめております。まず、給料は上がりず物価が上がり続ける現状について、ということで質問をします。

日本人の平均給与はここ30年近く400万円台で推移しており、国税庁が公表した令和2年度は433万円でした。消費者物価はガソリンなどの燃料代の高騰や、昨年未から現在においても現在進行形で、食料品、生活用品をはじめ、多種多様なものが値上がりしております。また、今後、九州管内においても、全国的に発生している電気料金の値上げも予想されます。九州電力のほうは2か月前ですか、まだ値上げというのは考えていないということを表明しておりますが、どうでしょうか。政府は、防衛費を増税するための不足する財源として、1兆円規模の増税を検討しているようです。賃金は上がりず物価だけが上がり、生活を苦しく感じる国民が増えていると考えられます。これはもう粕屋町民に関しても、同じ現象だと考えてよろしいかと思えます。

では、質問に入ります。一つ、町民に対し、町民税など何らかの負担軽減の考えはありますか、町長にお答え願います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、担当課のほうからお答えしますが、国、政府は、こういった生活が物価高になり、非常に生活が苦しくなった国民の声を受けて、賃金給与の是正、上昇についての検討を行っています。実際、現実問題として、先進国の中では今では最下位に近いぐらいです。そういった中で、賃金給与を上げて経済情勢、これを好循環を作る、好循環の状態にしようということで検討を行っております。税につきましては、担当課のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

渋田税務課長。

◎税務課長（渋田香奈子君）

町民税等ということで、私のほうから町民税と固定資産税とか、その辺について

お答えさせていただきます。こちらのほうの税は、地域住民の方々の生活を保障するための公共施設、福祉、学校などといった行政サービスを行う財源を確保する観点から、町にとって重要な税目であります。また、これらの税が、地方税法に基づきまして、ほぼ全国一律の標準税率によって課税されていますので、率を変えて減額するっていうことは難しいと考えるます。

ただし、生活保護の受給や災害、廃業とか失業等による著しい所得の減少等の理由により、納税が困難な場合の方に関しては、一定の条件に該当する方は、申請により減免を受け付けているという状況です。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、通常の今までどおり決められたとおりの運用ということで、認識をいたしました。

私がこの質問の趣旨というのは、町長の施政方針にもありましたが、昨年度、原油価格物価高騰対策として個人消費の喚起とか、地域経済の活性化を図るため、かすやエール商品券事業をやられたとか、いろいろな方に対する、これは、住民税非課税世帯の方々に対するいろいろな現金を配られたりという。これは国のひも付けた事業ではあるんですけど、そういうことをやられたということで書いてあります。

私が申したいのは、地方分権の観点から、国からすべて、国から下がってきたやつに則って運営するという趣旨ではなく、粕屋町民が今どういう現状にあるのか。その粕屋町民のために町として、粕屋町民の方が税金を納めてますから、町として今現在何ができるのかというところを、町として考えたらいいのではないかというそういう質問です。これに対して何かございますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、例としておっしゃられた4年度の、国から交付される補助金を使って、様々なエール商品券を含め、様々な所帯にお配りした生活の支援金も、エール商品券という形でお配りはしておりますが、非常に財源、これはもう恒久的な、永続するような政策ではなかったんです。スポット的に今、こういった生活に苦しい状態にあるので、助成金を使って、経済支援を行うというようなものでございましたが、そういった要するに生活支給金。生活に付随する、金品も含めた助成というのは、今

現在考えてはおりませんし、財源的にも非常に苦しい状況です。翻ってその歳出のほうで、住民サービス、これを今粕屋町が200億円という予算規模で行っていますが、その財源というのはやはり基本的には税を中心とした一般財源、その確保をしないとですね、これは粕屋町の住民サービスの低下につながります。これは、基本的に崩せないといいたいまいしょうか、しっかりした考え方、そしてしっかりしたスタンスで考えなくちゃいけないと。それぞれのその年、その年によってその助成金を配ったりとかいうのは、これは非常に臨時的な効果しかないというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、2番と3番は一括して質問します。

今、2期目の町長が初当選されて、9月議会で所信表明ですか、所信表明の中でペイアズユーゴー原則、取り入れていきたいという発言をされたと思います。ペイアズユーゴーというのは、これは施策の中に事業的経費、裁量的経費というふうに分かれておるようです。事業的経費は人件費とか、社会保障費とか法的に縛られた経費なので、これは手をつけることができない。ただ、裁量的経費に関しては、時の首長の政策判断によって、増減ができるという感じでなっております。その紐というのは、裁量的経費を増加したりする場合に、若しくは減税をしたりする場合、その財源として今ある既存の事業を減らして、新しい事業のほうに置き換えなさいとか、財源の裏づけとなる増税をなさいと、そういう感じでなっている。これがペイアズユーゴー原則と言われている所以です。町長がそのような感じで、1期目の初議会のときに所信表明をされました。

で、2番と3番を質問します。令和5年度本予算案を組まれましたが、議会費を、まず議会費を除く、支出の見直しに取り組みられていますか。取り組まれておれば具体的に。それから、同じく議会費の支出の見直しに取り組みられていますか。これも具体的にお答えください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

予算の編成時に、そういった細部の見直しを行っております。特に、昨年度の実績があるに関わらず、昨年どおりの予算要求をしているものは、現実に近いような予算に是正をさせておりますし、今既にもう制度として、これはその目的を果たしてるんじゃないかというようなものについても、検討を行っておるわけでございま

す。そういった縷々、様々な議論を経て、最終的に当初予算を計上したわけでございます。

ペイアズユーゴーというのは、新しい事業を行うには、確かに既存の分の見直し、これはスクラップアンドビルドとも言いますが、新たな財源を見つけて、それにその事業に充てる、充当する。全くそのすべてを一般財源でこれを行うという、新たな事業についての安易な考え方はやめようという、財源ありきの事業というふうにも考えております。

そういったふうな見直しもしておりますけれども、例としましては、例えば高齢者の方々に、これは本当非常に申し訳ないんですけども、高齢者の方々の祝い品の見直し、年齢の見直し、それに伴う予算の減額、そういったこともございました。経常的に実施してきた事業を廃止、本当に一括で廃止っていうのはなかなか非常に難しいことではございますけれども、一部見直しをしながらここに至っておるわけでございます。

それ以外では、実際の昨年度予算に上げたものを、例えば入札のやり方で、もっと廉価でできないかというふうな一般競争入札の原理を最優先して、導入して、工事原価あるいは委託原価についても見直しをしておる、そういった様々なことをやっておる最中でございます。

議会の関係につきましてはですね、これ議会事務局を中心に議会の方々に御協議され、積算根拠も当然検討されたということ踏まえまして、議会からの要望につきましては、必要と判断されて予算を計上されておることと考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、町長のリーダーシップのもと、これこれを削減しましたと。見直しましたということです。今、現在、冒頭に申しましたように、社会情勢的に、まず給料が上がらない。で、物価が上がり続けているという状況ですよね。で、2月に、今月ですね、財務省が国民負担率というのを公表しております。これは毎年、公表しているようです。で、令和4年度の国民負担率が47.5%、約半分ですね。自分が稼いだ給料の約半分は税金です。税金と社会保険関係の費用に持っていかれるという状況です。これで例えば若い人たちが、月20万稼いで10万持って行かれて、ひとり暮らしして家賃払って、どうやって生活していくの。どうやって子どもを産むの。どうやって教育費払っていくのってやっぱりなっていくんですよね。これだけ、やっぱり自分が稼いだ税金、自分が稼いだ給料の自分で使える裁量権というのはものすごく狭まっている状況なんですよ。半分が、もう、おのずと税金とかにも持っていか

れるという状況ですよ。

で、この社会情勢的に給料上がらない。今町長冒頭言われましたけど、箱田首相が、あ、岸田首相が、企業に経団連に賃上げを要求してるってことを言われてましたけど、ただ、大企業とか、おそらく公務員の方々は比較的、楽におそらくそういう流れになると私は思います。

ただ、実際に地場の、地場の大手の人から仕事をもらってるとか、そういう企業さんに関しては、これなかなか、難しい面があるのかなという感じで私は見ています。そういう中で、やはり今2番と3番の中で、町長自身がやっぱり前年度から比較してやっぱり今、慣例的に予算をつけるのではなく、今のもう役目を果たしたんじゃないかと、そういうやつに関しては見直しをしてると言われました。ただ、私はまだ踏み込まないといけないと思うんですよ。

やはり、町民がやっぱり納めてる税金、その税金を町の方たちが総務的に運用して権限を持ってこれに使いたいというふうに、議会が最終的には承認というか、しますけど、町のほうはやっぱり預かった税金を、いろいろな事業に投資していくという感じですよ。その中で、やっぱり国民負担率もそうですけど、町民の暮らしも相当やっぱり、お金がある人は全然問題ないと思いますけど、やっぱりガツガツで生活してる人とか、ものすごく大変だと思うんですよ。その中で、やはり町民生活に影響のない、例えばこれを削っても町民生活に影響ないんじゃないかと、そういう事業に関してはやはり思い切って、やっぱりごめんけど、今回だけは許してぐらいの感じで、やっぱり削っていくべきじゃないかなと私は考えてます。

それって4番の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症の影響がありました。この中で、これは令和2年の2月27日に、全国の小中高校に対して、これ政府のほうから一斉に、休校の要請がなされました。その日を境にして、全国の人たちもマスクを着用するようになったかと思います。それが今現在まで続いております。この期間に、町の行事の中止などにより、いろいろな予算が執行されませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響により、町全体の事業の見直しはありますかという質問です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員が、今御指摘のように、確かに昨年までは、令和4年度までと言ったほうが正確でしょうか。事業そのものの中止、延期等がございました。それによって、ウィズコロナの時代でやり方についての、事業等のやり方についての見直しも、だんだん確立してきたんじゃないかなろうかと思っておるところでございます。

事業というのは、特に社会教育課の関係が非常に町民に対しての運動会とか、様々スポーツ行事あたりも社会教育課のほうで担当していますので、後ほどその状況については御説明申し上げますけども、毎年、その見直しについての検討会議というのがございます。その結果についての御報告も申し上げますけども、全体的には、住民の方々からの行事等の継続は非常に根強い、根強いものがございます。人口4万9千人の全員の意見を聞いたわけじゃございませんが、もうほぼ、ほとんどの方が、やはりバラまつりについても、町民運動会についても、やはり継続してほしいというような要望もございます。縮小できるものについては、そのやり方についての縮小も、このコロナの時代で学んだこともございますので、それは考えていきたいと思えます。

それでは、報告をさせます。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

はい。物価が上がり続ける状況ではございますけれど、社会教育行事についてちょっと説明させていただきますと、お金にかえられないものが多くあると思っております。私と申しますか町全体として、社会教育課で述べさせていただきますと、社会教育課の行事の見直しにつきましては、体育行事につきましては、町のスポーツ推進委員の方々と毎年、数回にわたる会議にて行事の案を作成しまして、協力いただく町スポーツ協会と要綱などの検討を行いまして実施をしております。

次年度に向けても、毎年、行政区単位での参加となる行事はアンケートなどを実施しまして、区長会議や行事の検討会を行いまして、その結果を報告して見直しを行っております。体育行事は、文化行事など、社会教育行事は、町社会教育委員の会で、行事を含む社会教育全体の計画を、こちらも毎年見直しいただきまして、こちら町スポーツ推進委員の方々ととの会議も経まして、案を作成して、教育委員会のほうに諮りまして、承認をいただいております。

ちょっと社会教育について説明をしますと、人は、生涯にわたる学習によりまして自己を高め、その学びを社会に生かすことで、より豊かな人生を送ることができると言われております。その社会教育の意義として、人づくり、地域づくり、絆づくりが挙げられますが、社会教育行事につきましては、ほかにも行事、バラまつり等がありますけれど、こういった、この点を一番の目的に置きながら、コロナ禍で中止となりました行事を、そのままやり直すというわけじゃなくて、実行できなかった行事を、一つ一つ内容や方法を、更に見直しながら開催できるよう、各団体、町民の皆さん、町民の皆さんの代表と連携しながら実施していく予定としておりま

す。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、今、首長と議会議員の投票で、投票率ってのは大体40%ぐらいだと思うんですよね。で、町民の40%は投票します。ただ、60%の人は何してんのっていう感じになると思うんです。で、60%の投票を棄権した人たちが、町政に対して何を期待してるのか、どう思ってるのかというところをやっぱり、投票してないから何も反映させないということではなく、やっぱり投票を諦めた人たちがどう思ってるのかっていうところも、やっぱりついていけないといけないと思うんです。

今、社会教育課長、それはもうもっともな御意見だと思います。ただ、例えば、家計を例にとります。今、現在でもガツガツで、給料の範囲内で、もうガツガツで生活をしている家庭があるとします。で、給料上がらず物価だけ上がり続けますよと。例えば、ガソリン価格にします。私、車を持ってレギュラーガソリンというのを入れています。令和2年の2月20、2月、どのぐらい価格だったかということ135円ぐらいですよ、ℓ当たり。今、令和5年の2月、155円。20円上がってます。私、80ℓぐらい月入れますので、1,600円、月、出費が多くなったと。年間にすると約3万円ぐらい年間かかりますよと、そういう状況です。そうなったときに、各家庭としてはどうするか。私だったら、やはり今自分が今支出してる項目のどれかをやっぱり減らしていかないといけない。

例えば、今、車で排気量の大きいクラスを持っていけば、車をやめるか、自転車にするか若しくは、排気量の少ない、税金があまりかからないやつに変えていくとか。例えば、今食料品として、比較的高級な食材を使っていれば、例えば米10kg 5千円とか、そういうのを4千円とか3千円に抑えていくとか、やっぱりそういうところでやっぱり収支を合わせていくと思うんですよ。

今、町民が、やっぱり困ってる状況で、サイレントマジョリティって言いますよね。昨年、国のほうがかなりの支援を、税金を配りました。住民税非課税世帯という比較的経済的に苦勞されてる方に対して。ただ、その枠に入らない方たちはただ税金だけ納めるのか。納め続けて何も見返りがないのかってやっぱりそういう意見もあると思うんですよ。何でその人たちばかり目を向けるんだと。自分たちが納めた税金が、何でその人たちばかりにいくんだっていうところあると思うんです。

で、今回のこの国民負担率47.5%、自分が働いた給料の半分が自分の裁量なしに持っていかれる。半分でどうやって生活できますかってやっぱりなっています。

その中で今、社会教育課長の答えとしては、私はやっぱり行政としても、町民の税金を預かってますから、やはり理由はあっても、今は苦しい時期だと、我慢してくれと。これがなかっても別段影響ありませんよねと、町民生活に影響ありませんよねって。やりたいのは分かりますと。ただ、町の今まで投入していた援助金は少し減額させていただきますよとか、やっぱり一つ一つの事業を精査して、積み重ね、積み重ねてそれが大きな金額になっていきますので、そこぐらいやっぱり減額していくっていうそういう腹づもりじゃないと、町民が望んでいますと、だからやりませんじゃないんですよ。町民が望んでるけど、今現状厳しいんだと。だからちょっと我慢してくれと。この消費者物価指数も今、2月を例に通すと、昨年2月に比べて食料品だけで、これ生鮮食品を除きますよ、約7.3%ぐらい上がってるんですよ。実際、私も買い出し行きますから。牛乳とかやっぱり、以前170円ぐらいだったのが、10ですよ、今200円超えてますよ。そんな感じでも上がってるんですよ。

だから、町としてもやっぱりそういうサイレントマジョリティとして、去年支援を受けられなかった人とか、例えば今生活をガツガツでやってる人とかのことを考えたら、やっぱり町としてもやっぱり削減できるものはしていくという腹づもりでないと、なかなか町税に関心を持ってもらえないとか、そういうこと出てくると思うんです。

もう、これ最後にちょっとまとめて話します、私。コロナの影響で、令和2年2月下旬から今現在に至り、約3年間、室内外でマスクを着用する義務が生じ、国内外への旅行の制限、園児・小中高大学生の生活、社会生活を送る上での様々な行動制限など、国民生活へプラスよりもマイナスの影響が大きいと考えます。経済で言えば、例えば燃料代の高騰に伴い、家庭の出費が増え、また、経営が成り立たなくなった運輸業界は打撃を受け、会社を畳んだり、競合他社に吸収されたり、企業活動にも影響が出ています。政府は今年の3月13日より、マスクの着用を室内外に限らず、個人の判断という認識を示しております。諸外国から周回遅れの決断ではありますが、マスクのない日常生活に戻る決定を下したことは、私は評価したいと考えております。

経済活動に至っては、これを機に現在より悪くなることはないと考えますが、経済を良くするための個人消費の回復が期待できません。なぜなら、給料上がらず物価だけが上昇、個人消費をするだけの余裕な金がないからです。粕屋町の住民も同じ感じでしょう。住民は生活をする上で、所得税や復興税、住民税である県町民税、社会保険料をはじめ、区費や組合費、車の維持管理費、スマホ代、子どもの教育費、水・光熱費、家賃などなど、支払うもの、支払わなければならないものがあ

ります。給料からそれらの支出を差し引くと、手元に残るのは幾らでしょうか。将来のために貯蓄はできますか。将来のために収入から支出を差し引いて、投資に回せる余裕資金はありますか。

さて、町長はじめ、私たち議会議員は町民の直接選挙で選ばれています。40%も満たない有権者に選ばれているのです。60%の投票を棄権した町民は、町政に何を望んでいるのでしょうか。町民の生活が苦しいにもかかわらず、税などの負担が軽減されないという不満を持っていないでしょうか。財務省が2月に公表した令和4年度の国民負担率は47.5%、つまり、給料から約半分は税金や社会保障費に消えていきます。自分の稼ぎの半分で自分だけでなく、家族の生活を賄っていかなければならないのです。政府は防衛費を増やすための財源の一つを、増税で考えていることを表明しております。増税に耐えられる家庭は問題ないかもしれませんが、貯蓄もできない、今でもガツガツで生活を成り立たせている住民にとって、増税に耐えることができるでしょうか。給料が上がらない中、各家庭において支出の見直しに着手せざるを得ない状況ではないでしょうか。

先ほど言いましたように、例えば移動手段を、車を処分して自転車にする、新聞を解約する、携帯電話の大手キャリアから格安のサブブランドに切り替える、買物で食料品の質を落とすなどなど、このように収入の範囲内で支出を賄うため、多くの町民が支出の見直しを進められるのではないのでしょうか。3年間、コロナという外圧の影響で、町の既存事業も予算が執行できないという状況が起きました。

私が町に言いたいのは、一度事業化した予算の見直しができず、その事業が時代に合っていないにもかかわらず、慣例で、惰性で、毎年のように予算化される現状でありませんか。新しい事業に予算をつけることは簡単です。しかし、その逆、予算を見直しする作業は大変でしょう。住民とのしがらみ、長く続いた慣例など、町からするとこの領域に立ち向かうことは、心身共にストレスがたまることでしょう。

私は町に対し、コロナの影響で事業ができなかったけど、事業はできないことで町民の生活に重大な負の影響があったのかということで、事業評価するべきではないですかと問いたいのです。町民生活に負の影響がないなら、その事業そのもの、見直しが必要ではないでしょうか。税金を執行する権限がある町に言いたいのは、この外圧で経験したことをなぜチャンスととらえないのかと。今まで時代にマッチしていないけど、伝統とか、長く続く慣習とかという理由で、前例踏襲で予算計上された事業はなかったのか。これをチャンスに見直す機会ではないのかと。

例えば、各種団体に交付している補助金、PTA活動、町内会活動、消防団活動、時代が変わってます。人の考えも多様になっています。運営費をはじめ、組織活動

を透明化し、見直しが必要ではないですか。例えば、宿泊を伴う行政視察費、議員とか、監査委員、消防やクリーンパークの事務組合、日帰りは駄目なんですか。情報はネットでとれないんですか。

最後に、今回の私の質問は、今後、政府で確実視される防衛費の予算の増額に対するその財源について、町のほうでも何らかの対策を前もって町として、納税者である町民に対して何ができるのか、考えておくべきだということでもとめました。給料が上がらず物価のみ上がり、更に増税が待ち受ける。多くの町民が切望するのは町の歳出を削減し、何らかの税等の負担を少なくしてほしいということではないでしょうか。各家庭では当たり前のように行う支出の見直しを、税金を執行する権限がある町も同じようにしてほしいということではないでしょうか。せめて、消費者物価指数を上回るぐらいの賃上げがなされるまでは、視察費用など、予算を執行しなくても町民生活に負の影響を及ぼさない事業は凍結すべきということを進言して、私の一般質問を終わります。

(11番 福永善之君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

はい。ただ今福永議員の一般質問を終わりました。

次は久我議員を予定しておりますが、ここで暫時休憩したいと思います。

45分から再開いたしますので、約10分ほどございますので暫時休憩したいと思います。

(休憩 午後 1 時35分)

(再開 午後 1 時45分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号12番、久我純治議員。

(12番 久我純治君 登壇)

◎12番（久我純治君）

議席番号12番、久我純治。通告書により質問します。

その前に町長にちょっとお尋ねしたいんですが、昨年12月1日に建ぺい率の容積の緩和になりましたけど、住宅表示とかは大々的に議会だよりに載りますけど、議会広報に載りますけど、先日ですね、不動産屋の人ちょっと話したら、そんなと知らんと言われたんですよね。これ、いつ載るんですか。変わったっちゃうのが。

◎議長（小池弘基君）

ちょっと全く通告書に関係ございませんけども、町長なんか話できます、それか、いいですか。はい、箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

通告にはございませんけれども、前々からのこの一般質問でも、度々御質問を受けた件でございますのでお答えします。

通常ですね、市街化編入等については広報はしないんですが、これについては今準備しておりますので、所管課、都市計画課長のほうから、具体的なことについて報告します。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

第1種低層住居専用地域の建ぺい率、以前は建ぺいが40の、容積60だったんですが、それを12月1日に、都市計画の変更をいたしまして、建ぺい率50%、容積80%に変更しています。

こちらのほうにつきましては今町のホームページのほうに、都市計画図の掲載をしておるんですが、その分についてはもう変更を終わってるところでございます。

また、ホームページ並びに広報でも変わったことについては、住民の方にお知らせするように、今広報の紙面のほうの準備を進めているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員にお願いいたします。通告書どおりをお願いいたします。

◎12番（久我純治君）

一番気になったことなんですよ。今から質問します。駕与丁水鳥橋の崩落の原因について質問します。

駕与丁公園の水鳥橋が完成から16年という短い期間で崩落したのが、平成26年12月5日の早朝でした。事故の原因としては、設計ミスでは、つり橋を支える大事な基礎であるコンクリートアバットに鉄筋が入ってなかったことが大きな問題でした。また施工ミスでは、コンクリート打設時に適切な処置をしなかったこと、また監督が適切な指導がなく、施工が完成されたことなどが重なって起きたことでした。賠償責任の時効は10年間で、今回の事故は16年が経過しており誰も責任取ることもなく、橋の架け替え工事をすれば、全額粕屋町の負担になります。当時、崩落した橋の解体工事のために400万円の設計図費にかけ、また新しく橋を架け替えるための工事設計費に4,400万円必要と議案に上程されましたが、議会において、賛成少数にて否決されました。車椅子や人間が通る橋でいいはずですよ。駕与丁公園は、粕屋町がJR九州の駅が町内に6つあると同時に、誇れる公園です。残った橋脚を見るたびに1日も早く橋を架け替えたいと思うのですが、私がなぜこのような質問したかという、今までいろんな入札の話の中に、安価な見積りでは、いい工事

ができないような答弁を幾度も聞いておりました。この橋はどうだったんでしょうか。当時、このつり橋は斬新な、とてもよい橋だと聞いておりましたが、完成から16年という短い期間で崩落したことでした。事故当時は、国やいろんなところから調査等があったと思われまます。設計図を書いた事務所は10年くらいで倒産し、施工業者は早々に事業を閉鎖されました。高額の見積りも本当にいいものとは思えません。私は常に自分の身に置き換えて考えます。自分のお金だったらと、自分の財産だったらとか。

では、1問目の質問に入ります。行政内に工事に関わる専門職の数は。これは最近の工事の件ですが、粕屋中央小学校新築工事で、変更契約の理由が、工事するところに古い基礎のものが残っていたため、それを取り除くのに工事費が1千万円、その他管理費が300万円ということでした。その300万円が私には問題です。ところが、国や県の基準みたいな話でした。また、仲原川河川改修工事では、鋼板矢板の圧入するクレーン規格の変更で、1,330万円の追加費用です。また、中央保育園でも工事延滞理由はいろいろあるでしょうが、新設水路ですが、これからで幾らかかるか分かりませんが、追加費用がかかると思います。多過ぎると思います。金額も大金です。契約前に、もう少しできないものでしょうか。言い方が悪いかもしれませんが、業者の言い分ばかり通るように思います。すべてこれは町民の税金です。是非、これについてお答えをお願いします。取りあえず専門家の人数でいいですから。専門職。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

はい、現在の工事等に関わります専門職の職員の数でございますが、採用試験におきまして、一般行政職の土木の専門試験を受け、採用された職員につきましては4名、今在籍しております。また、一般職で採用されました職員につきましても、工事に関わる部署等へ配属された職員につきましては、研修会、勉強会への参加や、職場内でのオンザジョブトレーニングということで職場内での教育等を進めまして、更なるレベルアップや育成を進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

専門職の数は増えたのは分かりましたけど、実際見積りですよ。工事する場合に。あれ見て分かってあるとかどうか知らんけど、途中の変更が多いですよ、今

さっき言ったように、分かる人たちですか。

◎議長（小池弘基君）

どなたか。はい、吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

変更については、変更指示伺というのが回ってきます。それで私も見てますし、担当課の職員も、現場の実際の数量とか、チェックしてあげてきてますので分かっております。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

分かてるならもう少し最初から分からんとですか。さっきのクレーンの件でも、基礎が入って300万の管理費っちゅうて私たちに、仮に個人的に、これがもし私とか、おたくたち一人一人の財産でそんなことになったら、管理費は何ですかって言いたくなりますよね。1千万の工事がかかるならそれは分からんでもないけど、そこを言うんです。本当に専門の人がおって、それ言ってあるのかどうか。それはもうさっき言ったように、県やら国やらの基準がそんなふうになってますからという説明を受けました。だけど、それでいいのかなあと思うんですよ私は。これが自分のお金やったらそんなこと私は認めませんよね。300万は。逆に。だから言ってるんですよ。ただ多過ぎるから、この頃ですね。見直し、それが金額大きいから。

なぜ、こげん言うかという、この前、議会のときに、私うちの裏の水路の件言いましたよね。あのとき答弁が、お金がかかるということと、実際蓋かけたらあふれるところが出るか分からんとか。あれ、私たち素人が考えても、そんな工事しませんよね。ただ、お金は幾らかかるか分からんから私言うんですけど、ここだけでも2,600万ですよ、もう。だから言うんですよ。これだけかけてこれだけの工事して、これだけ追加お金払わないかん。だから、専門職っておるんですかって聞いたんですよ。今聞いたら人数おりますっていうことやけど、実際その人たちが何かあったときに反論できるのかなと思ったり、設計図ができた時点で分かるとっとなんかと思ったりするんですよ。水鳥橋のときも最初やったけど、今設計図もないようなことを昔言われましたよね。監督したときの写真もないようなこと言われ、聞きました、当時。

だから、果たしてその責任者、工務なら工務携わる人が現場に行って見てるのかなんですよ、私に言わしたら。だから結局20年たつ前で、工事結局なんか災害起きれば、その時いろいろ手抜きやった工事やらこうゆうて、これは粕屋町やな

いんですよ、普通の住宅ですよ。うちの近所にビルが一時よく建ちました。よく職人さん終わりがけに来るんですよ。そして、よく言われたことが、あそこはこうこうやけん買わんがいいよとか言うんです。のしたら結局、上からずっととっていかれるから、自分たちで手取りがないから、どうしても材料費を削るようなこと言われたんですよ。それは粕屋町んとはないと思うんですよ。ただ、こんなたったこれだけ崩落した、その鉄筋が入らんのを見つけきらんやった。行政でしょこれ、見つけきらんやったと。設計図見たときに。専門家がおれば当然ここ鉄筋が入とらんよとか言えるし、逆に施工しようとき行けば、ここは鉄筋入とらんからおかしいやろうって言えるっちゃないんですか。だから、今言うように、もう何か知らんけど、向こうの言い分ばかり聞きようみたいに聞こえるんで私は。

それは金額が少くないから。これ果たして自分一人一人の財産のと自分の分をしようたらですね、言いますよ。何でとか、なしてこのぐらいになるととか。特に私が言ったとはもうこの管理費なんですよ、300万の。当たり前のごと言われること自体がおかしいし、テントは建てますとか何かこの前ちょっと言われたけど、撤去するテントやらいらんですよ。当時の説明がそげんやったんですよ、私。だから、それが300万というのは、3割が管理費ちゅう恒例らしいんですよ。そんなお聞きしたから私言うんですよ。ただ、今言うように、ちょっと変えたことで何千万という金が払わないかんことになるからって言ってるんですよ。そりゃ20万とか30万やったら、そら逆に言うて何も言わんで終わるとでしようけど、そんなところが心配なんですよ、これから。市になる何とかがっていうふうにみんなやーやー言うけど、私は逆に市になる前に中身のことを言いたい。もう少し、やっぱり専門的なことをやって、今、粕屋町でどのぐらいの金額の工事やってますよね。あの人、一人一人見に行ったかどうか知りませんが。それは丸々信用してあるかもしれませんがですね。これから10年後20年後に何か落ちたとかになったら、あんときはこうやったこうやったってまた言い訳せないかん、お互いが。で、議会も通したやないかと言われりゃそれで終わりですけど。ただ、そんなふうじゃいかんから、そしてお金がないからじゃなくて、お金の使い道なんですよ。ただ、今言うように多過ぎるから言ってるんです、私は。

だから、今から専門職の人が研修とか言われるけど、分からんでもないんですけど、もう少し設計図書いた時点で大体、もう少し踏み込んだ意見が出ているんだろうかと思ってですね。自分の家やったらいろいろ注文して建てますよね。細かく言うて。そして、途中見に行きますよね、何回も。そこなんですよ。やっぱり誰も来にゃ、そりゃ中には抜いたりすることもあるかもしれん。せやけんここでも、鉄筋が入とらんやったんですよ。設計図面入とらんやったって。それ自体がおか

しい。私たち素人が見て、なおおかしい。だから、私こんな質問させてもらったんですけどね。だから、これから先、専門職の人っちゅうのは、そんな設計図描いた時点で見れるかどうかですたいね。要するに、ここを工事しますからいうときに設計図出ますよね。そのときに、果たしてここはこうですか、こうですかというようなことを聞くことがあるんですか。それとも、もう信用して何も言わんで通るんですかね。どっちですか。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

担当職員の設計図は、ちゃんと見てます。議員がおっしゃる、変更額が多いのは確かに、この頃続きました。学校のほうの、中央小学校、あそこも設計図を見てちゃんとやってるんですけど、以前、建ててた基礎が出てくるとか、コンクリが出る、それはもうちょっと予想外のことで、その現場も事前に調査すれば分かるんじゃないかとおっしゃると思いますけど、調査すると地盤調査も、全部するわけじゃないからですね。そういうのはやっぱり想定外のところで出てきたことだと思います。

で、今回の仲原川のことに関しても、やっぱり図面上と現場に行った時の、やっぱり状況が違うということで、そういうことも起きたということも原因ですけど。現場では設計図はやっぱり、1人で見るとじゃなくて、係員全員、部長も課長も見てるので、分からないということじゃないんですよ。ちゃんと見てます。で、分からないところは業者のほうにちゃんとコンサル等ですね、話して、どういうふうにするかというのを事前に工事着工したときも、ずっとスケジュール管理とかもやってるんで、全然見てないっちゅうことやないんです。

それから、管理費の300万というふうにおっしゃられましたけど、多分それ諸経費のことやないかと思うんですよ。どうしても工事、本工事っていうか工事出すときには、国の基準の諸経費、本工事費しっかりずっと、いろいろコンクリ打つとか、現場の、例えば建築で言えば、全体の建物の材料とか、そういうのを全部上げてきて、本工事費、それから諸経費というて下っていくんですよ。そのことで、変更の分も加えたところで、諸経費が上がってきたと思うんですよ。で、多分その本工事から、諸経費の分で、現場管理費とか、仮設費とかそういうとこの金額が多分300万というふうには回答したんじゃないかというふうに思いますけど、それはもう国の基準によって、やってるんで、決して見積りを出してるわけじゃございませんので。

やはり、基準どおり諸経費下っていかんと出せないというところを出してると思い

ますので。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。質問の中で、専門職が何人おるかということをお聞きしまして、今4名ですというお返事ですけども、その4名がもうちゃんとした、今の部署に配置されるかどうかの答えとかが聞かなくていいですか。

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

実際、今の工事現場、何か所かありますよね。どんなふうな割り振りで行ってあるんですかね。職員の人たちは、もう1回も行かんずく、ずっと工事が終わるからとか、そんなことなかろうけど、ただせっかくおられるからですね。ただ今言うたように、前のときの橋のときの崩落んときは、そんなふうで監督ミスみたいなことが上がとったからですね。

だから、自分の家やったら私なんかも何回も行きますし、途中もいろいろ注文付けたりしますが、そんなところを私聞きたかったんですよ、一つは。だから専門職4人おられるというから、なおさらのことどんなふうな配置で、どんなやり方でやっておられるのかなと思って、お聞きします。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

それは、工事が本数出ますよね。中央小学校とかの、仲原川にしても。それは担当の職員がいるんで、その職員が、その都度、現場でこういうところの写真を撮りますとか大事なこと要所要所では、現場に行って確認して、一緒に写真撮ったり、そういうふうにはやっていますよ。だから、担当がそれぞれつきますので、その部分で現場には、もう出したらいかないということじゃなくて、常にスケジュール管理して、いつ、この場面では写真を撮りますとか、そういうふうなことでその都度行っています。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長、4人の専門職おられるんですけども、どこの部署に今配属しているか、分かれば。

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

配属についてでございますが、今現在、都市計画課に2名、上下水道課に1名、道路環境整備課に1名、配置のほうをしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

それと、今、写真やら撮ってちゃんとしてますということやったんですが、前のときは写真もなくなってたですよ。前の崩落時の説明のときは、写真やらないようなこと言われてましたけど、こんな保管の方法ってどんなふうにされるんですか。設計図もそうやけど。前のとき設計図もないようなことを一番最初んとき聞きよったとですけど。実際何年ぐらい保管して、それか永久保存するのかどうか知らんけど、さっき言った中央小学校の基礎が出てきたとも、昔の設計図があれば分かったはずなんですよ。そんなふうで、どのくらい保管するつもりなんですか。してあるんですか。

◎議長（小池弘基君）

管理の方法とか年数とか分かりますか。どなたが。

はい、新宅都市政策部長。

◎都市政策部長（新宅信久君）

原則でいえば30年保管だろうと思います。ただ、永久的に保管する部分もございますけれども、基本的には完成図書については、もう30年保管ということで決めてあると思います。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

そしたら、水鳥橋なんか16年やったですよ。そのあといろいろ質問したときには、もう無いっていうようなことであつたですよ、ずっと。

◎議長（小池弘基君）

はい、吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

水鳥橋のことを言われてるんですけど、設計図がなかったわけじゃないですよ。ありましたよ。それちょっと議員のほうの聞き違いじゃないかと思うんですよ。設計図ありました。だから、専門家が来て、ここに鉄筋がちょっと少なかったんじゃないかというふうなことを指摘されたんですよ。写真もあつたからそういうふうになんて言われてるんで、全然そこにまた職員が行ってたわけじゃないし。

で、水鳥橋の時は、これ平成27年12月に、皆さんに見ていただいたと思うんですけど、そこにも原因が書いてあって、私も落ちたときに、平成27年ですか、時の議会のときに答弁したんですけど、設計、そのときの当時の設計では、水鳥橋は、設

計がまずかったわけじゃないんですよ。その当時はその基準で通ってたんですよ。そのあとに、道路橋、橋梁の基準書というのが出されて、やり方が変わったということもありますし、その当時は別に問題はなかったんです。施工のほうは確かに議員さんが言われるように、やっぱり施工のコンクリートの打ち方が悪くて、ミスがあったということは分かっています。言われるように、職員がずっと行ってなくて、何と申しましょうか。やはり、監督も全部ついてるわけじゃないんですよ。やはり、そういうところでミスも、いろいろなこれが落ちたときは、いろいろな原因があつて、崩落したんですけどね。今、職員が今工事とかやってるのは、ちゃんと現場に行って、確認とか連絡もするようにやっていますので、そういうところはちょっと御心配はないと思います。

◎議長（小池弘基君）

久我議員が言っていることは、今後、そういったことはないでしょうねという確認もされてあると思いますので、そのことも答弁よろしく、吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほど申しましたように工事とか、スケジュール管理全部、工程表とか工程会議とかずっとやってるんで、大きなミスが出るということはほとんどないと思います。ちゃんと職員に連絡をやって、そういうふうな注意するようにしておりますので、御心配はないと思います。

◎議長（小池弘基君）

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

20年30年後私もおりませんが、それは分かりませんが。とにかくそんなふうで基準を早くきちっとして、やっぱ管理するものはして、後から何かあったときすぐ見られるような体制をやってほしいし、当時も私たち写真見せてくれればよかったけど、写真なかったですね、あの当時はね。だから、こんなふうな言い方になったんでしようと思うんです、私が。取りあえず追加工事が多過ぎる、その金額が多いを指摘したいんです、私は。

だから、今後は、やはり追加工事する前に、やっぱ専門家の人、粕屋町のいろんな人がおりますよね。確かに職員の人はまだ若いから経験が足らんと思うんです。やっぱり、専門家の人呼んで一緒に見て、やっぱ勉強して行ってほしい。そしてやっていかんと、図面見ただけじゃつまらんと言われたらそれと同じですよ。さっき言ったように図面には、どんどんどんどん進歩していきよっかもしれんけど、事故起こったことには間違いないことですから、そこを私は心配しております。これでその分は終わります。

2番目の水鳥橋架け替え予定があるのかについてします。もし、架け替え方針、方向に進んでいるならば、お答えください。すみません。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

どなたが。はい、吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今まで、議会、平成28年の第1回定例議会で30年、そして令和元年、で令和3年、で令和4年とか、いろんな議員さんがこのことについて聞かれてあります。で、今の、去年ですか、令和4年の9月、案浦議員が聞かれたときに町長も答弁しておりますけど、例えば遊歩道とか関連施設あたりの既存施設の改修、改築が非常に必要になっとうと。優先課題として、駕与丁公園に限定すると、架け替えはやるべきだろうというふうに町長も答弁されております。水鳥橋の復旧には、多くの費用が必要になると見込まれます。駕与丁公園も、整備後30年ほど経過して、公園施設長寿命化計画、これは令和4年から13年、10年計画で今やっております。令和8年に見直しというふうになっとうとんですけど、既存の遊歩道や防護柵など、施設の改修、改築が必要となって、多くの経費がかかるというふうに想定をされております。現在も県道のところを今、遊歩道とか、改築というか改修工事やっておりますんで、御存じだと思いますけど、また、利用者の安全性を考慮して、優先課題として、計画に沿った既存施設の改修改築を進めるべきと考えておって、水鳥橋復旧については、全体事業進捗の中で財源も含めて検討していくものと判断してます。それで何年にするとかいうのは、ちょっとまだ今のところ、まだ検討中でございます。

◎議長（小池弘基君）

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

私も早急につて言いたいんですけど、お金かかるからよく分かってます。また今までどおりやったらまた何千万という設計図が上がってくると思うんですよね。だから、私思うんですが、これ提案ですけど、橋の設計図の今、デジタル化というのは進んですよね。何でも。だから、日本中でも構わんから前から言ったかもしれんけど、1千万ぐらい賞金つけて、設計図を募集したらどうかなと思うんですよ、公募して。その中から選んでやったほうが、私は、もうお金かからず済むんじゃないかとずっと思ひます。

それは、さっき言ったように国の基準じゃなんじゃ言われると、やっぱりもうこの前の説明どおり4千万超えるような設計図が出ると思うんですよね。そしたら、今言ったように人間と結局あそこ車通らん橋かければいいんですから、乳母車とかあんなんで済むと思うんですよね。だから、できたらそんなふうにして、1千万ぐ

らい出したら世界中いうたら、日本中からでもいろんな、それに、結局あそこに橋脚が2つありますよね。それと長さが60mぐらいとか何か言いますね、丁度。

160。それと、地図はすぐ出ますよね。そんなんで入れて条件つけてすると、もういろんな人がいろんな設計図書いて出すんじゃないかと思うんですよ。1千万も出せば。だから、その4千万も出して、するよりは、私は話題性をとりたいと思うんですけど、どんなふうですか。

◎議長（小池弘基君）

はい、箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

一番お金がかかるのは、工事費なんです。工事費、今の建築資材が相当高騰しています。今まで2億だったのが3億4億になるような時代になっております。従いまして設計については、多分、議員が今アイデアとしておっしゃってたのは基本的な設計、要するにこういったふうな橋にしたらどうかというアイデアだろうと思いません。実施設計は1千万じゃとてもできませんし、業者も手あげません。

しかし、実際の設計というのは、今、粕屋町が行っている方式はプロポーザル方式、提案型の方式で、金額も含めたところの、こういったデザイン、こういった構造になるというデザイン設計を、プロポーザルで総合評価しながら決定しております。従いましてこれは、検証というのはちょっとあれですが、金額的にはプロポーザルですから競争できる範囲でできるだろうと思えます。

しかし、冒頭言いましたように一番お金がかかるのは建築費です。数億円かかると思えます。今、副町長が言いましたように、10か年で駕与丁の魅力向上、新たな魅力を創造するための計画も練っておりますので、その中で考えていくべきものだろうと思えます。数年前に案浦議員からも提案がありましたデザインアンドビルドと。要するにデザイン、設計と建築を一緒にして、ゼネコンあたりから提案してもらったらどうかというアイデアを出してもらいましたが、それは精力的に、様々な業者のほうに伺いました。

ただ、この水鳥橋ぐらいの、橋ではなかなかそういった提案ができないという、1社も手挙げるとはございませんでした。そういった状況、これは議会のほうでも報告を既に、以前しております。繰り返しますけども、今後そういった駕与丁公園の魅力向上計画の中で検討していきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

久我議員。

◎12番（久我純治君）

私は企業にとって言ってるんやなく、個人でも何でもいいから出せば、やっぱ粕屋

町にもいろんな人がおるんですよ。粕屋町だけでも。橋を専門にしとる人もおるんですよ。その人だけじゃなくて、やっぱ定年で結局いっぱいいるんですよ、専門の人が。だから、そんなところを見つけ出してと思ったんですよ、私は。それでプロポーザルとかそれはいいんですけど、結局はもう国やら県の基準に応じてするから、値段上がりますよね全部。

だから、できたらそのお金をなるべくかけんでいいように、設計図もちゃんとした設計図ができるように、それは企業は一千万で嫌っていかもしれんけど、個人やったら書きますよ、この。個人やからどうのこうのって言うて、書くのは個人なんですよ、みんな。企業かもしれんけど。だから言うんですよ。そら、企業の中入れればそれは企業でとるから、4千万も5千万も言うのは当たり前と思うんですよ。だから、それが高かったから、当時は私たちが、私が否決したと同じにまだに言われてますけど、ただ、今言うように、人間と乳母車通る橋にそんなにかけないかなかなというのが、私の疑問なんです。確かに工事費上がってますよ。だけどやり方によっちゃそんなにかからんで済むんじゃないかなと思うんですよ、いろんなアイデアがあれば。だから、話題性で公募して、したらどうかなという提案なんです。やっぱり駄目ですか。

◎議長（小池弘基君）

はい、箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

橋というのは、通常の道路よりも構造計算が非常に複雑です。もう、結論言います。個人ではできません。デザインは、先ほど言いましたようにデザインですね、こういった橋のデザイン、それは絵を書くことによって、それはできますけども、実際の橋は、設計図というのはすごく複雑で、もう、それはそれこそ池の上にかかる橋ですので、非常に命に関わるものでもあります。

従いまして、デザインと共に構造計算というのは非常に大事でございます。私見ですけども、1千万ではできないと思います。

◎議長（小池弘基君）

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

はい、私もその専門的なこと言われると分かりませんが、とにかく私が仮に自分の架けるとしたら、その位をやってみたいと思います。だから、なるべく安価でできるような、ところが安価どうその見積りんとは、最初言ったように、あんま良いとができないようなこと言われましたけど、やっぱ見る人が見たらいいんですよ。安かっても。ちゃんと見る人が見て、これで大丈夫だっっちゃうあれができれば

ば、さっちが高い値段の見積りを出すこともないと思うし、是非そこは、町長ですから考えられると思いますけど、私はもうこれ以上言いませんけど、とにかくできるだけお金のかからないような早く橋をかけてほしいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

最初の質問から、縷々様々な御意見を頂戴しましたけども、共通した事項は、やっぱり技術員がないということなんですね。これはこの粕屋町だけではございません。特に、小規模な自治体については、なかなかそういった専門の技術員、要するに建築、土木、例えば管工事も含めてですね、様々な業種にとってのそういった採用があってないんじゃないかと、来ないんですよ。募集しても、本来来られないんです。で、人数おられてもなかなかそういったレベルの方おられないというものもございます。

従いまして、どういったことを今やってるのかというと、篠栗にある県の技術センター。そこにお金を払ってですね、設計書を見直してもらったり、監理の管理をしてもらったり、そういったことは実際今やっています。

それ以外でも、例えば今後の考え方としては、設計業者、コンサルの、全くその関連性がないようなコンサルを探し出して、そこに見てもらおう。セカンドオピニオンといいますか、そういったことも考えなくちゃいけないし、今から先の経常的に、これから先粕屋町が市になって発展していくためには、そういった技術員の自前の技術員の養成が必要ですので、建築士、これはキャリアを持たれた、要するに経験を持たれたような建築士を途中で採用したりとか、それから土木関係のコンサルあがりの方を採用したり、そういった様々な観点でこういった技術士の養成を行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

はい、久我議員。

◎12番（久我純治君）

実は私が専門家のことをよく言うのは、実際、私の後輩が鹿児島新幹線、あそこに5年ほどずっと行って、そのあと長崎の新幹線にこの前まで行って、それ終わったら今度は今、どっかの教育委員会の仕事やってるんですよ。全部嘱託なんですよ。そんなふうで仕事をする人おるんですよ、やっぱ募集すれば。だから言ってるんですよ。できたら今町長おっしゃったように、いろんな機会を設けて、専門職の人、途中で採用でもいいし、その場だけでの監督監理されるような方を雇ってもらって、後々事故のないよう、また、後悔せんように進めていきたい、いってもらい

たいというのが私の考えです。

これで私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

(12番 久我純治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、久我議員の一般質問が終わりまして、これにて本日の「一般質問」を終了いたします。

本日は4名をもって終了いたします。明日28日及びあさって3月1日にも一般質問を予定いたしております。時間の都合がよろしければ、明日以降も引き続き傍聴にお越しいただくか、インターネット中継御覧いただきますよう、御案内申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時25分)

令和5年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年2月28日（火）

令和5年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和5年2月28日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番	議席番号	4番	宮崎	広子	議員
6番	議席番号	9番	川口	晃	議員
7番	議席番号	8番	鞭馬	直澄	議員
8番	議席番号	14番	山脇	秀隆	議員

2. 出席議員（16名）

1番	古家	昌和	9番	川口	晃
2番	田代	勘	10番	田川	正治
3番	杉野	公彦	11番	福永	善之
4番	宮崎	広子	12番	久我	純治
5番	末若	憲治	13番	本田	芳枝
6番	井上	正宏	14番	山脇	秀隆
7番	案浦	兼敏	15番	安藤	和寿
8番	鞭馬	直澄	16番	小池	弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川 真美 議会事務局主幹 山田 成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町長	箱田	彰	副町長	吉武	信一
教育長	西村	久朝	総務部長	古賀	博文
住民福祉部長	神近	秀敏	都市政策部長	新宅	信久
総務課長	豊福	健司	経営政策課長	吉田	勉
総合窓口課長	大内田	亜紀	子ども未来課長	渡辺	剛

介護福祉課長	古賀みづほ	健康づくり課長	石川弘一
都市計画課長	田代久嗣	道路環境整備課長	吉村健二
学校教育課長	黒田道明	給食センター所長	井手正治

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

早いもので、2月も本日で終わりを迎え、明日からは3月に入ります。これからは、杉花粉の飛散に加え、ヒノキの花粉の飛散もピークを迎えることです。花粉症お持ちの方にとってはつらい時期とはなりますが、体調を万全に備えていただきますようお願いいたします。

本日は、2日目の一般質問となり、4名の議員の一般質問を予定しております。

ここで、ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

ここで、昨日の一般質問の答弁について、訂正の申し出がっております。

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

昨日、案浦議員の一般質問に答弁いたしました、2人目以降の子どもの保育料無償化を実施した場合の財源についてですが、福岡市の無償化におきまして、今までは、兄弟と同時入所の場合のみで、第1子が6歳以上の場合には減免の対象外であったものが、兄弟の年齢に関係なく、第2子以降のすべての児童の保育料を無償化するとのことであります。

つきましては、福岡市と同様に、第2子の半額の保育料を無償化した場合は、1か月約500万円で年約6千万円の財源が必要と答弁いたしておりましたが、対象のほうは拡大されまして、1か月約820万円、年間で約1億円の財源が必要との試算になりますので、答弁のほうを訂正いたします。

よろしく願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

それでは、本日の議事日程に入ります。

お手元に配付のとおりであります。

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声を出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

議席番号4番、宮崎広子議員。

(4番 宮崎広子君 登壇)

◎4番(宮崎広子君)

議長。

◎議長(小池弘基君)

はい、宮崎議員。

◎4番(宮崎広子君)

おはようございます。議席番号4番、宮崎広子です。通告書に従って質問いたします。

初めに、粕屋町の未就学児の安心・安全な保育及び教育活動について質問いたします。

2021年、福岡県の中間市で、保育園送迎バスで園児を置き去りにするという事件が起き、そのときに、粕屋町の子ども未来課にも、町の送迎バスの安全管理について報告をしていただきました。そして昨年また、静岡県で同じような悲しい事件が起こり、国も、送迎バスには安全装置設置を義務づけています。粕屋町では、どのような対応がなされていますか。送迎バスの安全運行についてお尋ねします。

更に、2番目の登降園管理についても質問いたしますが、令和3年8月の文教厚生常任委員会で報告されたのは、登園記録表により、担任・園長が確認。連絡のない欠席の場合は担任より保護者に確認していることや、登園管理システムにより、担任・園長が確認。連絡のない欠席の場合は、担任により、保護者に電話連絡をして確認していると報告がありました。

町立保育所には、登園管理システム、ICTの導入を進めているとのことでしたが、その後どうなりましたか。また、委員会で報告された事故防止、安全対策を徹底し、送迎バスを含めた登降園時の状況確認マニュアルの作成を検討するとのことでしたが、作成されたのでしょうか。2番まで続けて質問いたします。

よろしく申し上げます。

◎議長(小池弘基君)

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長(渡辺 剛君)

それでは、1番目の送迎バスの安全運行についてと、2番目の登降園管理につきまして、一括して答弁のほうをさせていただきます。

令和4年9月、静岡県牧之原市の認定こども園におきまして、運行する送迎バスにおいて、園児が送迎バスに残されて死亡するという大変痛ましい事故のほうが発生いたしております。先ほど、宮崎議員のほうも言われましたが、福岡県におきましても、令和3年7月に同様の事件のほうが発生しております、県を挙げて、送

迎バス等に係る実態調査のほうや、指導監査におけるチェックなどに取り組んでおりまして、送迎バスを保有する園につきましては、福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針というものがございまして、それに基づき乗降確認や、保育園の引継ぎの運用や、安全確保についてのマニュアルの整備を行うと共に、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン、こちらのほうはできましたので、それに基づきまして、国の補助事業を活用して、令和5年度当初予算で安全装置設置への補助を行う予算を計上いたしております。

また、登降園管理についてですが、ほとんどの園でICTを活用した登降園管理を行っているほか、先ほど宮崎議員さっき言われましたが、出席が確認できない場合、ICT若しくは来られてない方、そちらに関しては電話連絡をしたりして、送迎バスの利用のありなしに関わらず、全園児の出欠を確認するようにいたしております。また、町内保育所、幼稚園につきまして、ICT化を進めているということですが、現在、建替え中の中央保育所以外の6園、すべてICT化で、ソフトのほうが入っております、登降園管理、若しくは保護者からの連絡事項とか、あとは、こちらからの連絡事項があれば、一斉配信するというような形で活用させていただいてるところでございます。

以上になります。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

もう一つ、安全管理マニュアル、登降園時の状況確認マニュアルを、粕屋町でも作らなければならないっていう、作ろうかなというようなお返事を1年前にいただいたと思うんですけど、粕屋町独自ではどうなっていますか。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

先ほどの答弁の中にもございますけども、福岡県の保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理指針というのがございますので、それに基づきまして粕屋町のほうでも安全確保のマニュアルの整備を行ったところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

はい、進んでいるということで安心いたしました。

次の質問に参ります。

町の保育士の質の向上や、保育士の健康も守らなければならないと思いますが、保育士の研修及びメンタルヘルス対策は行われていますか。そして保育士の皆さんに、正職と臨時の臨時採用の方もおられると思いますが、その区分に隔てなく研修が受けられているでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

町立保育所におきましては、ここ数年はコロナ禍で難しい部分がありますけれども、各保育所において、研究テーマを決めて、園内で研修を行うと共に、年齢別の研修や、公開保育などを行っております。また、オンラインの研修や会議等への参加も行っております。メンタルヘルス対策としては、職場内での相談しやすい雰囲気づくり等に配慮するほか、健康診断時のメンタルヘルスチェックや、EAPのメンタルヘルス研修等を行っております。

私立認可保育園等におきましては、園が実施する研修等事業への補助を行っているほか、福岡県保育士等キャリアアップ研修を活用しております。また、メンタルヘルスについては、どの園でも、月に1回以上の職員会議を行うなど、職員会議などを通じて、職員間で何でも話し合える環境を整えると共に、必要に応じて面談を行う等の対策を行っているところでございます。

あと、正職と会計年度さんでの違いがあるかどうかというところですが、確かに、一部できない部分というのがありますが、園内で研修のときとか、研修、特に保育所におきましては、各年齢でそれぞれ受け持っているところがありますので、研修内容については各クラスごととかで周知といいますか、共有を図るという形で研修のほうは行われておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

できないところもあるっていうのは時間的な問題でしょうか。その研修のときに、会計年度職員の方はいらっしゃらないとかそういう時間的な問題でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

やはり、保育所、例えば町立の場合でありますと、保育所の運営時間中で、保育が発生してるので、なかなか時間が外せないとかいうことがありますので、全員が参加するということが自体が難しい部分もございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そういった場合、オンラインの録画とかを利用したらどうかなと思うんですけど、口で伝える、話合いで伝えるというのがありますけれども、実際見て直にお話を聞いたほうが分かると思うんですね。それで、そのためのオンライン講座とか、コロナ禍でできなかった分そういうことを利用しているっておっしゃったので、参加できない方には、後で、子どもが帰った後とかに、オンラインで見てもらおうとかいう取組はなかったでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

勤務時間等の関係もありますのでなかなか難しいところはございますが、今後検討させていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

次に進みます。町立保育所のセンター的役割について尋ねます。

町立保育所には、地域になじんだ保育所の相談窓口があったり、地域と一体になって開かれた保育所の活用がなされたり、保育士の研修を含め、先進的な取組を他の私立保育所と共有していくような役割を担うことが期待されていますが、現状はどのようになっていますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

各町立保育所におきまして、在園児等に気になる場所があれば、各種の支援につなげるような取組等は行っておりますが、特に地域における子育て支援のセンター的な役割というのは、現在のところございません。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

是非、今建替えてある中央保育所もそうですけれども、二階に多分多目的ホールというか広いホールができると思うんですね。是非、なんか地域を巻き込んでっていか地域の方々と一体となって、いろんな催物っていうか、行事が行えるよう

な活用をしながら、是非発信して、保育の在り方についていいですか、これからの子どもたちをみんなでどう育てていくかっていうのを多くの目で見てもらう、そういう、地域とのつながりを大事にしながら、拠点、センター的な役割を担っていかれるようになることを期待しています。

では、5番目の質問に移ります。

昨年の出生率が、出生数がおよそ80万人ということで、今日見た新聞では、これは11年、少子化が早まっている、加速しているということでした。保育所の定員割れも厳しい現実と直面していくと思います。昨年1月に文教厚生常任委員会で研修を行ったときに、近隣の自治体では、全体の半分以上が定員割れ、30%が赤字経営となっているということで、粕屋町も、遠くない将来、同じ状況が生まれるという情報を得ました。そして現在、町立保育所や私立認定保育園でも定員割れが起こっています。

そこで、町の町立保育所の魅力づくり、皆さんに保育所を選んでいただく、そういう魅力づくりの取組はどのようにされていますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

町立の保育所の定員割れですが、年齢別で見ますと、確かに4歳児5歳児においては、定員よりは少ない状況になっておりますが、特に0歳児から2歳児の未満児のクラスにおきましては、待機のほうが既に発生しております、全体としては、定員割れという状況に見えるというのが現状でございます。以上児のクラスにおいては、保育士1人に対する児童をみる児童の数も多くなり、私立保育園や幼稚園を含めると、そもそもの受皿というものが大きいということが要因であります、やはり積極的な取組のほうも必要ではないかと考えております。

現在、町立幼稚園保育所未来プロジェクト会議のほうにおきまして、再編整備について検討をすると共に、今後どのような取組を行っていくかも検討しているところでございます。その中で、町立の幼稚園、保育所がどのような方針で、どのような活動をしているのか。また、小学校、療育機関とか、地域との連携の図りやすさ、そういったものなど、公立としての魅力についても知ってもらうために、もっとアピールをしていく必要があるんじゃないかというような意見のほうも出ております。

具体的な方法については、まだ今後の検討課題で、会議の中でも、ずっと図るところではあります、保護者の方々が、町立私立を含めて、通わせてよかったと思っただけのような魅力ある保育所になるように取り組んでまいりたいと思

ます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私は、町民の方から、もっとアピールすればいいのによって、いいところもあるのによってということをお聞きしたことがあります。それで、未来課のほうで把握してあるこういうところがいいんだっていうところがありましたら、教えてください。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

一番は、先ほども言いました、各公的機関等との連携のほうが図りやすいというところが出てきてると思います。で、あと、人数が保育所に入ってる園児数の数が少ないというところもありますが、比較的広さとかも、ほかの園に比べてもそれなりにとれてるところがありますので、伸び伸びと園児さんたちは過ごしてあるかなとは思っております。

やはり、最近では、ちょっと支援を要する子たちも増えてきておりますので、そういった方に対しても、先生方、保育士の方々、丁寧に対応していただいていると思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

是非アピールして、いいところを、持ち味を、皆さんにお知らせしていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。6番目です。

今年4月から、こども家庭庁が発足します。その予算の中で、ゼロ歳児から5歳児までの未就学児を継続して、週に1、2回預かる事業。これは、空き定員を活用した取組で、保護者に対しては、定期的な面談が行われ、預かりにかかる費用を国や町が補助します。国が10分の9、町が10分の1の補助というふうにありました。これは、保育所の利用促進や要支援家庭の確認など、具体的に検討し、多機能化に向けた効果を検証するモデル事業なんですが、このモデル事業に参加する考えはありますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

お答えいたします。

こども家庭庁の保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業でございますが、保育所等に通所していない未就園児に対して、他児と共に過ごして遊ぶ経験を通じて、子どもたちの発達を促すだけでなく、保護者に対する継続的な支援や、関係機関と連携した支援を行うなど、保育所の多機能化に向けた効果を検証するというモデル事業でございます。

粕屋町のほうでは、こども館のほうに、子ども家庭総合支援拠点のほうを設置いたしまして、こども館での子どもたちの遊びの場というのを提供しております。また、支援拠点のほうでは、保護者への支援のほうも積極的に行われておりますので、そういった形で提供してるところでございます。

粕屋町、まだまだ保育所に対するニーズのほうが高くて、空き教室、空き定員につきましても先ほど言いましたが、0、1、2といったところは少なく、年度途中の移動による入所とかも含めて検討した結果、モデル事業への参加については、今後の検討課題とさせていただいております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

これは、働いてないお母さん、専業主婦でずっと子どもと一緒に過ごしているお母さんが、1人で子育てしているという不安感といいますか。それとか、ずっと子どもと一緒にストレスを抱えていくという、そういうことを回避する取組でもありますので、是非これからも、こういう方々の支援を、見過ごさないでっていうか、お願いしたいと思っています。

7番目に進みます。

これ昨日、案浦議員が質問されたんですけど、ゼロ歳児から7歳児までの保育料を所得に関係なく、第2子から無料にする考えはということで、今日、予算が1億円かかるってということですけども、昨日、町長が、国の動向を見てから考えるっていうか。何かもう1回確認したいんですが、この取組についてどうお考えか。

もう一度お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨日、案浦議員さんのほうの御質問にありますように、その回答の中で、今日訂正しましたが、年間1億円かかるという試算をしております。私が、昨日申し述べ

ました、国の動向。これは、異次元の少子化対策ということで、岸田総理も申し述べられてますが、これから先の日本の人口減少の歯止めをするためには、やはり今までにないような、かつてないような子育て支援、こういった異次元の対策をするべきだという発言をされましたが、今現在、具体的に何もありませんよ。案としては、自民党の中では、福祉手当の所得に関係ない福祉手当の児童福祉手当、その支給とか、保育料の関係、これは無償化と思いますけども、そういった案は出ておりますが、はっきりした具体的なことは出ておりません。

こういった動向を、私は見据えながら考えていかなくちやならないということを申し上げたわけでございます。昨日、ちょっと説明不足だったと思います。それで今質問の内容、いいですか、回答のほうで。今言いましたように、財源的な問題。これは非常に大きな話ですが、これは、国のこういった財政支援もにらみながら、その解決を図っていくべきなんですけども、もう一つ大きな問題というのがあります。これ、東京都とか福岡市あたりの大都市は、こういった無償化について、非常に前向きといいたいまいしょうか、無償化を推進をしてあります。

一方、その中山間部、要するに地方ですね。少子化対策として、こういった政策を打ち出してありますが、粕屋町の場合で問題点というのがございます。それは、保育所がないんですね。今、子ども未来課長が先ほどお答えしましたけども、3歳児以降については、それほど問題はないけども、ゼロ歳から2歳までの、1歳児、ゼロ歳から2歳児までの受入れについては、非常に待機児童が多いと。この傾向は、どんどん強まっております。

要因としましては、夫婦間における経済情勢といいたいまいしょうか、社会情勢で、特に女性の働き方の変化が顕著になっていると。要するに、社会進出、これはもう非常に喜ばしいことなんです。男女共同参画の観点からいっても、女性の社会進出というのは非常に喜ばしいことです。ですから、そのためには、お子さんを保育所に預けたいと。これは当然の願いだろうと思います。

一方、男性の育児休暇の促進についても、これ、粕屋町のほうも推進しておりますけども、これも一歩進めなくちゃいけないと。しかし、物理的に保育所の受入れ、保育所インフラが足りない現状が粕屋町もございます。併せて、じゃあ、何で足りないかということも、いろいろお聞きしたりしたら、保育士さん、保育士のインフラが不足。保育士に、何か取合いになってるような状況があると思います。

一昨年、開園しましたある保育園での話によりますと、開園はしたものの保育士さんが集まらないということで、定員120名のところを、80名でスタートしたような現状もございます。今、何とか、保育士さんの確保をして、それは正常、もともとの形で進んでおられるようですが、そういった保育士のインフラ不足、そしてま

た、保育所のインフラ不足ということで、非常に大きな問題が横たわっていることを申し添えたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私が地域を回っていますと、やはり、小さい2歳児のお子さんを連れてお母さんが、保育所に預けてますけど、働いているのでその働いてるお金が全部保育料になるから、何のために働いているんだろうと思うっていうことを漏らしてありました。是非、何かそこら辺を解消して、そうですね、保育士、保育所不足っていうこともあります。これから先は、先ほども言いましたように定員割れをしている保育所も出てきつつあるので、そこら辺をうまく何かこう、改良というか改善して、ゼロから2歳児の保育も進めるような手だてをお願いしたいと思っています。

では、次に移ります。大きな2番目です。

町内の保育園や保育所において、小学校との連携で、入学前のかけ橋プログラムに参加する考えはということで、これは、小学校1年生ってすごく、すごく、幼稚園保育園から小学校に上がると、とっても大きな様々なギャップに、子どもたちが対面していくというか、壁を見て感じていくわけですね。

なので、1年生には、経験豊富な先生を担当、担任に充てるっていうことが、大体なされているというふうに思います。それだけ1年生の教育は大事で、1年生が手厚く教育されれば、それからの6年間は結構落ちついた学校生活を送れる。そのくらいに、1年生の教育っていうのは、重要視されていると思います。

で、その5歳児から1年生の時期を、文科省が名づけてるんですけど、架け橋期っていうふうに名づけています。これまで私も経験がありますが、幼保小の連絡会とか、それから幼稚園保育園の担任の先生、担任だった先生を呼んで、授業を見てもらって、子どもたちの様子を交流し合うっていうか、そういうこともしてきてあると思います。けれど、この架け橋プログラムっていうのは、かなり綿密な授業のカリキュラムとか、それから教え方のところまで入り込んだような、そういうことを考えていく。結局、保育園幼稚園の子どもたちが、幼児教育の、これで幼児教育を修了したっていう姿に、姿がそのまま小学校に引き継がれないというか、なかなか難しいところがあって。それを何とかつなぎたいという思いではないかなと思うんですが、ただこれは、まだまだほかの自治体では知られてないようなところがあって、もし、私が小学校の1年生の担任だったら大変だなあとか思ったりするんですけど。

この前、篠栗町に視察に行ったときに、篠栗町は、3園ある幼稚園を1園にされ

ました。一つに、すみません、町立の幼稚園三つあったのを一つにされました。これは、保育所の定員割れが、定員割れじゃない、待機児童があるのに比べて、幼稚園では定員割れが起こっているのです、町民のニーズに応えたいということで、1園残したということです。あとの2園は、保育所とか民営化とかされてるんですけど、残ったその町立幼稚園に、先生に余裕があるので、この架け橋プログラムに取り組みたいということで、取り組みたいという話がありました。

それで、このうちの粕屋町では、幼稚園保育所で、架け橋プログラムのモデル事業、まだそのモデル事業をしながら、それを見ながら推進していくという形なのですが、モデル事業に参加していこうという考えはありますか。また、その架け橋プログラムというプログラムでなくても、それを見通したっていか所も考えて、基礎となる考え方や取組も、実際こういう取組をやってるんです、っていうことがあれば教えてください。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

架け橋プログラムへの参加ということですが、文部科学省のほうが行う保幼小の架け橋プログラム事業、こちらは令和4年度から3か年程度で、モデル地域における検証等を通じた幼保小架け橋プログラムの開発及び改善を行う事業のほうでございます。

モデル地域につきましては、既に令和4年度、19の自治体の採択のほうが決定的しております。令和5年度のほうは、実施モデル地域において具体的に開発、また、実践等を行って、その成果の検証等を実施するという調査研究を行うとなっております、こちら新たな参加というのはいません。

粕屋町のほうにおきましては、先ほど宮崎議員のおっしゃっていただきましたが、保幼小の連絡会とか、就学前健診や引継ぎ会での情報共有とか、園児と小学生との交流会等も行ってあって、保幼小の円滑な連携に努めているところではございますけれども、すべての子どもに対して、格差なく質の高い学びを保障するために、今後、検証が進んでいくであろう保幼小架け橋プログラムについて、実施に向けて、今後継続して取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

粕屋町に住む子どもと保護者が安心して任せられる教育活動、安全円滑な町の保育、幼稚園の安全をよろしく願いいたします。進められているということをご期待

しています。

それでは、次に進みます。2番、大きな2番、高齢者、障がい者、外国人支援につながる窓口のデジタル化についてです。

行政の窓口で申請書を書かずに、聞き取りで対面対応してもらい、受付窓口で自分の証明書、例えばマイナンバーカードとか免許証とかいろんな障害者手帳などを提示して、あと、窓口の職員の方が、これでいいですかと確認をして、よかったらこちらがサインして終わるといような、書かない窓口っていうことがデジタル庁で進められていますが、町の考えはどうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

システムに関しまして答弁させていただきます。

粕屋町では、昨年11月にデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、他市町村に先駆けまして、書かない、待たない窓口を実現するため、来庁者が機器にマイナンバーカードや運転免許証を読み込ませることにより、氏名、生年月日、住所などの記入項目を、申請書や異動届等に印刷することができる申請書作成支援システムを導入しております。

また国では、昨年12月より、自治体情報システムの標準化共通化と並行いたしまして、住民に優しく、これは書かない、待たない、回らないということです。また、職員にも優しい、これは職員負担の軽減、サービスの平準化という、これは、窓口の両立を目指しました自治体窓口DXSaaSの検討が始められました。DXSaaSのSaaSとは、ソフトウェアを利用者、クライアント側に導入するのではなく、提供者サーバー側で稼働しております、ソフトウェアをインターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指すものでございます。現在使用の検討が進められているところであるため、自治体の導入はもう少し先になるかと思われませんが、今後の動向に注視して導入を検討し、書かない、待たない、回らない窓口を進めてまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

進められるということでよかったと思います。私自身も、書くとなると、だんだん何か目が、視力が落ちたりしてて、何か書くのに時間がかかったりしてて、ここ2、3日、役場の入り口すごいですね。たくさんの方が待ってて。役場の申請書を書くところも、何回かもう本当に、書いてあるところを見かけます。本当にこうい

う作業がなくなって、窓口で、自分のマイナンバーカードなりそれを出して、何々お願いしますということで、あと、役場の職員の方が書いてもらう、書いてもらってっていうか、どんな形で提示されるか分かりませんが、あと、それにサインして終わりってなれば、時間の短縮もなるし、本当に高齢者、障がい者、そして外国人の方も本当に気持ちよく安心して手続きが終わって、そのちょっとしたことに、元気が出るのではないかなあとと思います。引き続き、本当に寄り添った優しい対応とか窓口の、優しい役場の窓口、よろしくお願いします。

次に進みます。町長の施政方針にもありましたが、スマホお助け窓口を、利用者が非常に人気があって多いということで、延長しますということでした。で、私もよく月曜日だけになってしまいましたけれども、必ずどなたかが見えて、対応窓口のコーナーにいらっしゃいます。で、どのぐらいの方が利用されているかと、もし年代層など分かりましたら教えてください。町長が延長するということですが、どのぐらいの期間延長されるのでしょうか。

続けて次のスマートフォンのことに続けて、3番目のところも質問いたします。

スマートフォンを初め、デジタル化には本当に高齢者はついていけません。2021年の内閣府の調査では、60代で約26%、70代で約58%の方が、十分利用できずにいるという結果が出ています。使い方が分からないということが理由で、このような方々に寄り添ってサポートしていく支援は必要です。それも、役場に近い方はいいですが、遠いところに住んでる方は、なかなかこのお助けコーナーまで出向くには相当のエネルギーが要ると思います。例えばなんです、数名集まって、公民館などを使って、近いところでスマホについて操作を教えてもらおうとかいう、そういうコーナーが開催されれば使いやすと思うし、高齢者へのデジタル支援を役場内だけではなくて、拡大できないかと考えていますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

大内田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（大内田亜紀君）

私のほうでお答えをさせていただきます。

まず、スマホお助け窓口の利用状況についてでございますけれども、本日報告2月13日時点のものにはなりますけれども、そこまで今年度36回開催をしております。1日平均19人、延べで697名の方に御利用いただいております。

主な相談の内容といたしましては、やはり、スマートフォンの操作方法、あとは、インターネットの使い方、LINEの操作方法が多くなっております。利用アンケートでは、100%の方に本当に満足をいただいております、お声といたしましては、もうとても助かった、予約不要で縛られてないからいいですね、毎週月曜日に

相談に来るのがとっても楽しみです、といったお声を喜びの声をいただいております。

先ほど議員のほうにも言っていただいたとおり、町長の施政方針にもありましたように、このような状況もあって、また更に、デジタル化を推進していくためにも、当初今年度のみの事業の予定でありましたけれども、延長いたしまして、一応今のところ令和5年の12月末まで延長させていただくように予算のほうも計上させていただきます。

利用者の年代別なんですけれども、一応、60代以下の割合が16%ぐらいで、やはり70代が多くて55%、80代の方が大体29%ぐらい御利用をいただいております。

続きまして、3番のほうの御質問ですけれども、公民館での実施ということでございますが、現在スマホの窓口、御利用いただいている方の声を聞きますと、やはり講座形式だとどうしても恥ずかしくて自分が分からないことだけを聞けないというお声が多くて、個別対応のほうがいいかなということで、今開催しているスマホ窓口のほうには多くお越しをいただいております。やはり声を聞くと、御利用の内容でも困り事が個人さまによっていろいろ違いますので、もし、このスマホ助け窓口ということでの拡大であれば、今のとおおり一人一人の方の御意見とか問題点を聞きながら、今の状態でサポートをさせていただくのがいいのではないかなと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。すみません。宮崎議員。次の方のことを考えて。

◎4番（宮崎広子君）

そう遠くない将来、自分で役場の窓口に出かけたり、買物に出たり、病院に行ったりすることができなくなるようなことが起こるのではないかなあと危惧しています。そういうときに、インターネット、スマートフォンは有効な働きをしてくれると思います。特に、高齢者が取り残されて、寂しい思いがすることがないように、運営していただきたいということをお伝えして、私の一般質問を終わります。

（4番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、宮崎議員の一般質問を終わりました、先ほど、大変失礼いたしまして、川口議員と申し上げましたけども。川口議員、何時から始めようかなんて考えておりましたら、つい川口議員の名前出てしまいまして、大変失礼いたしました。

次の川口議員のほうでございますけども、15分ほど休憩時間いただきまして、10時30分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時14分)

(再開 午前10時30分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

皆さんこんにちは。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

ただ今から一般質問を始めます。

議長も冒頭で申されましたように、2月24日には、ロシアがウクライナに侵攻して1年目を迎えました。ウクライナの悲惨な状況の解決を目指し、国連ではロシアの侵略に対する国際法違反の非難決議が、141か国という圧倒的な賛成で決議されました。ロシアの侵略行為は絶対に許されるものではありません。しかし一方、日本の現状を見てみますと、大いなる危惧を抱かざるを得ません。

それでは最初に質問に移ります。政府の防衛費、軍事費増額と自治体予算との関係についてです。文章が長くなりますので、これはもう割愛します。暮れの徹子の部屋で、黒柳さんの来年はどんな年になるのでしょうか、との質問に対し、タモリ氏は、新しい戦前になるんじゃないでしょうかと答えました。年が明けるや、まさにその雰囲気になってしまいました。吉永小百合さんは、いつまでも戦後であってほしいと述べたとされています。どちらのお2人とも言い得て妙です。

皆さんも御存じのように、岸田政権は12月16日、安全保障3文書、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画を閣議決定しました。3文書は、安全保障上の事態に切れ目なく、これ、シームレスという表現やっています。対応できる枠組みを整えた、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものであると。その目的を、3文書自身が記述しています。要約すれば、実践面で武力を担う自衛隊の能力を抜本的に強化し、戦争する自衛隊に変身します。内容は、次の3点だろうと思います。3文書の中の最大の踏み込みが反撃能力という名で、敵基地攻撃能力の保有を進めることですが、3文書は専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならないと、そういうふうに記述してるんです。

しかし、軍事費をGDP比2%以上に拡大すれば、日本は米国、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になります。これでは隣国に、脅威を与えることは明らかだろうと

思います。2つ目は、集団的自衛権を発動するもとの敵基地攻撃です。つまり、日本が武力攻撃を受けていなくても、米軍が始める戦争を日本の存立危機事態と認めれば、日本がそういうふうに認めれば、相手国領域に対して敵基地攻撃能力を使って、トマホークなどの長距離ミサイルを打ち込むことになります。トマホークには核兵器もつけることができます。この点については、日本総合研究所会長の寺島実郎氏、この方はニュース番組にはいろいろ出てあります。大きな危惧の念を持ってあり、次のように言っています。

ここで考えてほしいのは、台湾には米軍基地は一つもないことです。台湾をめぐる衝突に介入する米軍は、沖縄から出撃するんですと、そういうふうに言っています。相手国は真っ先に沖縄を目標にして、甚大な報復攻撃をしてくるでしょう。攻撃を受け、日本国土は焦土化し、日本を守るどころか、日本を全面戦争に巻き込んでしまう結果となるでしょう。台湾有事どころか、沖縄有事です。日本有事です。

さて、問題は、暮らしと経済の破壊の問題です。これが私の今回の質問の骨子です。戦争の準備をすれば莫大な金がかかる、これは鉄則です。政府の財源論では次のように言っています。復興特別所得税、これ、東日本震災復興のための税金ですが、これを流用して、半分を軍事費に回し、税徴収の期間を延長する。ということは、ひどいこれは流用と増税案です。2番目は歳出改革というが、どの予算を削るかは不明です。もう既に、年金とか医療とか介護などはもう挙がっています。今後、社会保障の大削減が加速される危険があります。3番目は防衛力強化資金の名で、医療関係の積立金や、コロナの対策費の未使用分を流用することです。これは最後に質問します。防衛費には国債は使えないという、これまでの政府見解を反故にして、財政法に反する国債の増刷を進めようとしています。私のじいちゃんは、納戸のタンスの引き出しに、これぐらいの国債がいっぱい入ってました。戦争に負けたからもう国債はパーになってしまったんです。

さて、国の23年度の一般会計歳出予算総額は114兆3,812億円です。22年度の当初予算を6兆7,848億円上回っています。増額で目立つのは軍事費で、23年度分が6兆8,219億円、翌年度以降に使う防衛力の強化基金が3兆3,806億円、合わせて10兆2,025億円です。国家予算の約1割が軍事費に回されます。23年度に、対前年度比に比べて増額した6兆7,848億円は、23年度分の軍事費6兆8,219億円と符合します。これ偶然ですかねと思ってるんですが。軍事費を増額分で確保したと、前もって確保したという印象を受けます。そして、ほかの費用には、どうですかね、割り振りしていったという考えになると思います。結局22年度、約5兆円と比べて、1兆4千億円増えます。異次元の大軍拡です。物価高騰、コロナ禍の中での政府の軍

事費拡大の政策に対し、1月20日の時事通信の世論調査では、反対が50.8%、賛成が24.7%、ほかのマスコミの調査では反対が60%を超しているのもあったと思います。

このような現状の状況で、軍事費を増大することに対して箱田町長はどのような感想をお持ちでしょうか。ということで箱田町長、感想を述べていただきたいと思っています。難しいでしょうけど。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地方行政の一端を担わせていただいております私としましては、国は、国際関係のもの、そしてまた、こういった防衛関係のことになっております。

従いまして、私のコメントする立場に、私自身はコメントする立場にはございませんが、願わくば地方財政、特に地方行政に対する影響がないように願うばかりでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

当然そうだろうというふうに思います。

さて、昨年12月27日の衆議院予算委員会で、我が党の宮本徹議員が、軍事費増大の財源問題について、どこから財源が出てくるのかと、鈴木俊一財務相に質問しました。回答は、財政制度等審議会を参考として、他の経費を削減し国防費に一層重点配分するか、国民負担を増加させるかの議論につながるというふうに答えています。つまりは、増税か暮らし予算の切捨て、これに直結します。そういう内容の答弁です。今年度は、軍事費を1兆4千億円というとんでもない増額ですが、箱田町長、町の23年度の予算を組むに当たって、国とか県から、ここは削減してくれとか減額してくれとか、相談、そういう相談とか内示とか、そういう面はあったでしょうか。財政通の町長目で見ると、この辺が軍事増大と関係があるのかなとか、推察できるような事項とかありますでしょうか。端的にお答えください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国の予算は、当然暫定予算から、昨年の秋ぐらいから始まって、その都度その都度、その情報が出てくるわけですが、最終的に地方財政に関わるものにつきましては、地方財政計画、地方財政対策とも言いますが、これによって国から示される

地方への補助金、負担金あるいは地方交付税そのものが、どんなふうにも令和5年度がなるのかということが示されます。

その内容を考えますと、これは、当然粕屋町にとっては依存財源になるわけですが、自主財源である税等含めて、令和5年度の当初予算の編成をしたわけでございます。そういった中で、地方財政対策の内容を見ますと、地方の一般財源総額は、令和4年度を0.2兆円を上回る、62兆2千億円が確保されております。一方、その地方交付税は、令和4年度から0.3兆円、3千億円の増の18.4兆円。また国庫支出金は0.1兆円増の15兆円が確保されておりますので、地方への影響は、今は、今年度はないものというふうに思いますし、当町、粕屋町の令和5年度の当初予算の編成に当たっては、なんら影響は受けておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい。それでは次に移ります。

2月10日の衆議院内閣委員会で、我が党の塩川議員が大軍拡予算を確保するための歳出改革について質問しました。政府は、23年度から歳出改革として、5年間で非社会保障分野、社会保障分野以外から、3兆円を捻出し、軍事費に回すそうです。塩川氏は、23年度は2千億円、24年度は4千億円、25年度は6千億円、26年度は8千億円、27年度以降は1兆円削減するのかと質問されました。財務相はそのとおりだと認めました。

更に塩川氏は、非社会保障費の大部分を占める文教費や公共事業費に対する影響に関し、大軍拡によって、文教費が大幅に減らされるのではないかと質問しました。財務相は、23年度予算で文教費は129億円増やしたと答弁し、塩川氏は更に追及して、物価高騰の中で実質マイナスだと。この仕組みでは、文教費は増やすことはできない。岸田首相が言う、子ども予算倍増に文教費は入っていないということかと追及しました。

そうしますと、官房長官の松野博一氏は、必要な政策を実施していくと答弁し、正面から答えは避けました。23年度の文教予算は、22年度比82億円増で、4兆146億円で組まれているそうです。特徴は、人への投資や科学技術立国を経済成長の柱とした分野が優遇され、急速な物価高騰に見合う増額はされていないそうです。教育研究科学芸術の分野は劣悪な環境になるというふうに評価されています。ただ、義務教育国庫負担金は1兆5,216億円で、人事院勧告による給与改定の影響を避ければ、52億円減となるそうです。

また、政府は、23年度の教職員定数を2,474人も減らす計画を組んでいます。そ

うした面の予算が、軍事費に回されていくとすれば言語道断です。文教予算が、対前年度比で82億円増なのに、軍事予算のほうに回せる方法はどんな方法があるのか。大きな疑問が生じるんですが、これは質問にはふさわしくないのでやめます。

ただ、教育面で言えば、高校、大学の入学金や授業料の無償化が大きな政治課題になっています。大阪維新は、大阪は授業料は無償にするとさえ言っています。しかし残念なことに、23年度は教員定数が2,474人減の計画ですが、こうしたことは、粕屋町の文教予算、教職員の配置にどのような影響を及ぼしてくるのでしょうか。

西村教育長にお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

国の財政と、教職員の配置数につきましては、今国のほうは大卒2千数百名の減というふうにおっしゃってましたけど、定数外の加配教員のほうは、増やそうという動きがあります。

で、福岡県のほうとしても、加配の中で指導工夫改善教員というのは減らされておりますが、これは結局35人学級のほうに流用しとった加配の教員だったんですが、それがもう35人ということでありましたので、指導工夫改善教員は引き上げられております。その分教科専門のほう、いわゆる英語とか理科専科とかそういった加配教員のほうを、今私たちは手を挙げながら配置させていただいておりますので、そんなに大きく私は減少したというあれはございません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、分かりました。それでは2番目に行きます。

医療関係の積立金や、コロナ対策費の未使用分が防衛協力資金に流用されようとしているんですが、本来国民生活に使用されるべき資金だと思います。町民との関わりについてですが、前の項でも述べましたけども、軍事費予算を増やすために特別に取り沙汰されているのが、この医療関係の積立金とコロナ対策費の未使用分です。コロナ禍の中で、2つの予算は重要な役割をしてきたと思うんです。本来どのように使われてきて、現在どのようになっているのか。これ担当課でもいいですが、説明できれば説明をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

コロナの対策費、これは御存じのように、2類から5類にコロナの対応を変えるということ、今、政府のほうも表明をしておりますし、それに向かって様々な、医療はどうするのかと、ワクチン接種はどうするのかということ、今進めておる状態でございます。

縷縷その情報のほうが、国、県のほうからも流れてきますが、まだ、画期的な、非常にこんなふうにはっきり変わるというような情報はまだ掴んでおりません。ただ、大きな話としては、2類から5類が変わって、医療費の関係、コロナの感染症そのものの治療に関わる治療費については、公的負担を100%するというようなことは決まっておるようでございます。

そしてまた、ワクチン接種につきましても、年に1、2回程度に縮小されるということになっておりますが、先ほど申し上げましたように、詳細が決まっておりませんので、今現在、粕屋町、地方自治体への予算の影響については、まだ判明はしておりませんし、私は先ほど申し上げましたけれども、願わくば変わらないでほしいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私に分からないのが、この未使用分ですけれども、余っているのだったら、これ、使った方がいいというふうに思います。なんか粕屋町として手を挙げてこの事業に使うからと、要求とかそういうことができるんでしょうか。もしできるとしたら、町民への資金とか、医療機関への資金とか、昨日も同僚が質問しました、学童とか保育所の職員の給与の補填とか、なんかそういうものに充てたほうがいいと思うんですが、手を挙げて要求するようなことは、これはできるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細分かりませんが調査、検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい。はい、分かりました。ありがとうございました。

それでは、次の2項に移ります。子育て支援政策についての質問です。

最初に、子育て支援、粕屋町の子育て支援策の中心は何かということです。昨日

案浦議員もこの辺のことを質問されたんですが、同じように符合するかもしれませんが、同じように答えていただきたいと思います。

岸田首相は4月の年頭記者会見で、異次元の少子化対策に挑戦すると述べ、3月末までに骨格をまとめると述べました。首相は、子ども子育て関連予算の倍増を主張して、4月1日のこども家庭庁の発足を経て、6月までに骨太の方針をまとめるそうです。政府が検討する子ども政策は次の5項目で、一つは児童手当など経済支援強化、二つ目が幼児教育保育の充実、三つ目が産後ケア、一時預かりの拡充、4番目が仕事、育児の両立支援、5、働き方改革促進となっています。2020年度の内閣府の調査では、教育費の支援軽減が一番多く、これが69.7%あって、次いで、経済的手当ての充実や税制優遇、雇用の安定、保育の充実など、多様な要望が上がっています。

それで箱田町長も9月議会での施政方針で、子どもをど真ん中にした子育て支援、少子化対策を掲げられました。具体的には、第2こども館の建設も掲げられました。また、今回の議会の施政方針では、こども家庭センターの設置準備をすと述べられました。問題はこれらの施設等を通じて、どのような政策を講ずるのか、これが大事なことだと思います。政策的にはどのような構想を考えてあるんでしょうか。1、2点で結構ですので、述べていただければ幸いです。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

はい、まず、総枠から申し上げたいと思います。

令和5年度子育て支援関連予算を、すべての学校も含めた、それぞれの数課にわたる子ども関連予算がございますが、直接子育て支援関連予算としては、総額200億全体の金額の中には45億を計上しております。これは、全体で一般会計に占める割合は22.3%でございます。一方、その学校教育課を中心とした学校関連、これはもう当然子育て支援につながるものでございますが、23億3,700万、全体に占める割合11.6%でございます。合計68億4千万。で、全体的には33.9%の金額を令和5年度の予算案として計上しておるところでございます。

その中に、昨日も冒頭述べましたけども、まだ、流動的でその協議の時間を要するようなものにつきましては、まだ、計上は残念ながらできておりませんが、今年度は、私は申し上げますように、一丁目一番地、まちづくりの中の一丁目一番地である子育てしやすいまちづくり、これを今年度から特に加速させたいと。こども家庭庁も国のほうはできますので、そこと連携をしながら、子育て応援都市かすや、これを実現したいと思っておるところでございます。

妊娠時から子育て期までの期間、これの伴走型支援も含めて、切れ目のない支援を行うための予算を計上していらっしゃるつもりでございますが、その中で子ども家庭センターですね。今年、今年度から新たに取り組むべき子ども家庭センターの設置、これの体制強化、あるいは未就学児の教育保育の充実。これは中央保育所関係の開園、そしてまた、給食センターの新規移転というようなこともございます。それと既存のかすや子ども館の運営につきましても、より充実した、子ども子育て支援拠点を設置してまいりたいと思いますし、私が公約の中に挙げております、かすや子ども館の2館目、これを是非、計画に上げたいと思いますが、まだその詳細につきましても、今協議中でございます。その他、子育て応援団とか、従来からある育児サークルへの補助、そしてまた、かすや子どもの日・わっしょいフェスタ、こういったイベントを通じて、粕屋町民すべての方々が、子育て支援に対する興味といたしましうか、そういった支援に対する関心を持っていただくということも考えております。あと、ブックスタート事業とか、県知事が申されてます病児保育の充実、これについても、粕屋町は積極的に取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

学校給食の無償化と軽減措置の実施ですが、これは12月議会に引き続き質問します。

文部科学省は昨年の9月に、学校給食費の保護者負担の軽減に取り組む自治体調査をしました。結果は、保護者負担の軽減を実施、または予定している自治体は、1,491自治体で83.2%に達しています。その中でも、地方創生臨時交付金を利用した自治体は、1,153自治体で77.3%に達しました。全部が無償化というわけじゃありませんが、この流れは、特に大都市に広がってきています。

大阪市は、早々と令和5年度以降も、小・中学校の給食費無償化を続けていくことを決めました。東京都の小池知事は、1月4日の新年挨拶で、少子化対策として新年度から都内に住むゼロ歳から18歳までの子ども1人につき、1人に月5千円を給付する方針を明らかにしました。国の来年度の予算案では、直ちに少子化から脱却して、反転攻勢に出るぞという勢いになっていないと国を批判して、都が先駆けて着手すると強調しました。

私は、この記者会見も見ました。そういうことも影響したんでしょうか。東京都では葛飾区、品川区、世田谷区、北区、中央区、台東区、荒川区が、来年度から小・中学校共に無償化し、足立区は中学校をまず無償化して、小学校は今期検討す

るそうです。千葉県は、小・中学校の第三子以降の子どもを対象に、給食費の無償化を14億円の予算を組んで、4月より実施すると、そういう意向だそうです。京都府は、来年度予算に子どもの教育のための総合交付金、これ、予算で少ないんですが3億円組んで、学校給食費の負担軽減への補助にも活用できるようにしております。沖縄県は、来年度から実施できる検討に入っています。

このように、大都市でも進んできました。今年度は統一地方選挙の年です。各政党も、おのおのの候補者も、子育てしやすい町、少子化対策などを掲げて選挙戦を戦うものと思います。その中で、給食費の無償化は中心的な政策として掲げられると思います。大都市での無償化、ますます広がっていくでしょう。

ところで、学校給食費の無償化は、人口の少ない県や市町村の若い層の取り込みとして政策、そういう政策的なものが主でしたが、昨年の後半からは、コロナ禍や異常な物価高で困窮している子育て世代への生活援助の色彩を帯びてきました。福岡県は先日、服部知事が病児、さつき町長も申されました、病児保育の無償化を全国で県段階では、最初に始めると胸を張って記者会見しました。いずれは、私たちの住む福岡県も、この給食費無償化の波に飲み込まれていきます。無償化ができなければ、1人1千円でも2千円でも結構ですが、そういうふうな軽減措置で結構だと思っんですが。とそういうふうに思っんですが、後ればせながらやるよりも、どうせやるなら早いほうがいい。私は軽減措置でも結構だと思いますが、箱田町長、何か昨日は決断を求められていましたけども、何か考えとか、何かあれば答えていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずは、今学校給食の現状について、担当所管のほうから申し上げたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

粕屋町のほうも、本年度の12月から2月までの3か月間につきまして、急激な食料品の価格変動の緩和、それと年末年始、出費が増える時期ということで、その対応として国の交付金を活用しまして学校給食費を無償といたしました。ただし、学校給食費については、学校給食法にて、給食の実施に必要な経費のうち、職員の人件費や、学校給食の施設及びその設備費、また調理及び配送にかかる費用については、町のほうで負担のほうをしております。更に食材費まで町のほうで負担すると

なりますと、恒常的な財源が必要となり、その財源が厳しいところです。なお食料品の価格高騰については、現在も続いておりますことから、食料費価格の推移とか、社会情勢や、また国の動向を注視しながら、保護者の負担軽減のほうに取り組んでまいります。

以上であります。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

12月議会で申しましたように、岸田首相は地方自治体の予算でやることには、問題はないということをお述べております。だから、もう地方自治体に任されております。決断次第だというふうに思います。政府の子育て支援策を利用しての実施は考えられないかということです。さっきも申しましたが、まだ、骨太の方針が出てないのでどうかと思うんですけども、この中に文科省分野の教育課題が加わるかどうかちゅうのはまだ定かでは分かりませんが、学校給食の無償化に利用できるような分野が、予算が組めないのかどうか、西村教育長にお伺いします。そういう分野あるんでしょうか。骨太の方針かなんか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

それ国の方針としてですかね、それとも粕屋町としてってこと。あ、粕屋町。議員御存じかと思えますけど、今、粕屋町の教育行政につきましては、一番、校舎の増改築、それから支援員の人員の確保、そういった意味で、そちらのほうにお金を回しておりますので、なかなか給食のほうには、回しきらないのかなというふうに思っております。なお、生活のほうでお困りの方につきましては、それなりの対応で就学援助とかそういった形で、補助はしてると思っておりますので、これは継続の方向で考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

粕屋町の職員さんは、本当によく頑張っていることはもう私も十分承知しております。

それでは、PFIについて、PFI事業の問題について質問していきます。PFIについて、会計検査院がサービスが低下し、財政のメリットもないと報告書を出しました。まず、これなんか担当者、この報告書持ってありますか。それをお聞きしたい

んですが。町長、どこの分野になるんですか。会計検査院の報告書について、読まれましたかっていうことを聞きたいんですが。私でもいいし、担当課でも結構、町長はまだ読んでないかもしれませんから担当課で。どこが担当課になります。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

学校給食センターのほうは今PFI事業で事業を行っておりますので、川口議員がおっしゃいます会計検査院からの国に対する報告のほうを読ませていただきました。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは共通の認識に立っているんじゃないかと思しますので質問を始めます。まさか、PFI問題が出てくることはいまだ想像もしていませんでしたが、考えてもみてください。政府がとった異次元の金融緩和政策で、金利はほとんどゼロ%に近くなりました。銀行や農協や郵便局の1年定期の利率は、これ0.01~2%じゃないかと思ったんですが、もっと低いかなともあるんですが、また、住宅ローンの金利は10年固定で1.75%、全期間固定で1.80%です。随分と下がっています。確か粕屋町の給食センターのSPCへ、これは特別目的会社ですが、への支払い金額が、試算したときの金利は2.09%、割引率が1.88%だったと思います。これは、給食センターを建てるときのPFI導入可能性調査で、これ書かれております。

まず、現在のPFI方式による施設建設の平均的な金利とか、割引率などはどうなっているんでしょうか。これ、箱田町長分かっている範囲で結構ですが、答弁をいただきたいんですが。そこは分からないんでしょうか、担当課に振ってください。

◎議長（小池弘基君）

どちらですか、箱田町長ですか。はい。箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

PFI事業につきましては、学校給食センターのみが行っております。SPCとの日頃の協議等も行っておりますので、詳細につきましては給食センター所長のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

はい、先ほど割引率とかそういったお話をされたかと思うんですが、今現在の割

引率は、もう既に学校給食センターのほうは、事業のほうを行っておりますので、その辺はちょっと調べておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

おそらく、金利が2.09%、割引率が1.88%だったので、おそらくこれは下がる。割引率はどうか分かりませんが、金利は、おそらく現在下がってるんじゃないかと思います。ここにありますが、民間事業者の選定。ここに資料があるんですが、会計検査院が指摘した、不都合な事業に対しての一覧があるんですが、大体割引率が、1.8、1.36とか、1.3とか、そういう感じに下がってきています。利率も、もちろん下がってるんだと思います。それで、異次元の金融緩和低金利政策がとられ、日本経済は賃金は上がらない。消費傾向は、知事に不景気と言われる段階に達していません。

こうした異常な事態が起こったときには、契約の変更を申し出ることが可能だったんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。この当初と現在の金利の落差を考えると、支払い金額の変更は当然のこととして、SPCに対して要求することができるんじゃないかと思いますが。これは要求水準なんか何とかっていうのがありますが、それに基づいて要求できると思うんですけども、箱田町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

学校給食センターの事業につきましては、入札する時点、その時点の金利を使って契約をしております。ですので、もう現時点で今の金利で変更するとか、そういったのはできない話になります。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そういう事項があるんですね。あるけども、例えば、大きな異変が起こったときとか、いろいろな事情で給食センターの事業に混乱がきたすとかいうこととか、社会情勢が変わるとかいうことで、契約の変更ができる可能性があるという事項も確かあったと思うんですね。そういう事項を調べて、変更ができるなら変更したほうがいいんじゃないかということをおっしゃるんですが、どうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これ法律的なこともございますので、調べて、検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

はい、川口議員。

◎9番（川口 晃君）

次ですが、自治体労働者の組合が出している、機関誌、自治体の仲間という、あるんですがその新年号にこのような記載があります。国が進めるPFIについて会計検査院がサービスが低下し、財政のメリットもないと。報告書、さっきも申しました。報告したとの記事です。私はこのPFI方式には最初からですね、疑問を持っていました。15年から20年にもわたって支払っていく長期ローンのようなもので、町の支払い金額の平準化して、負担を低くするというやり方です。金利を20年にわたって固定化するために、日本の経済状況によって動く金利に対応しない、ゆがみひずみが現在生じていると私は思うんです。この会計検査院の指摘を受け付ける、裏づける報告書がインターネットにありましたんで、私はそれを拾い出しました。これを担当課を持っているということなので、質問をしていきます。

先ほどのメリット問題を指摘した項が、図表21にあるんですが、今、お持ちですか。

◎15番（小池弘基君）

図表、井手所長持ってますか。

◎9番（川口 晃君）

ページ数がこれ振ってないんやね、図表21。いいですか。こういう、こういうものです。

はい、じゃ、よく聞いてってください。はい。

◎議長（小池弘基君）

はい、川口議員。続けてください。

◎9番（川口 晃君）

PFI事業における維持管理費用相当額と、従来方式による行われていた事業における維持管理相当額、サービス購入型の27事業、これ、こういうふうには指摘しています。主に公務員住宅です。

これを見ますと、PFI方式のほうが、従来型の資産より圧倒的に高額なんです。2倍を超し、3倍に近いのもこれにはあります。PFIと従来型、これをライフサイクルコストというんですが、との比較をあらわすVFM、バリューフォーマニー、金の価値っていう、訳すんですか、というのがありますが、これが、普通、5.なに

なに%を超すと、PFI事業に価値があるという指数です。私たちも、実験の値をですね評価するときに、5%以上の効果があれば、それは、順調なものだというふうに評価してるんですが、大体それと同じような考えだと思いますが、そういう指数ですが、会計検査院が指摘した事業は、VFMはマイナス。話にならない問題もここにあります。もう町長や副町長見たらあきれますよ。

それで伺います。この会計検査院の報告をまだまだ、まだ確認してますか。

(許可のない発言あり)

◎9番（川口 晃君）

分かりました。現在の金利で試算をし直して、VFMがどうなるのか検討してみませんかと私は言いたいのですが、まだそこまでは…

◎議長（小池弘基君）

はい、井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

先ほど、VFMのお話をされたんですが、まず、粕屋町の学校給食センターの導入可能性調査、そのときに出された、先ほど川口議員がおっしゃってあった資料になると思うんですが、そちらのほうでは、その調査では9.98%という調査結果が出ております。そのあと事業者を選定いたしまして、入札価格から、また現在価値で再計算、換算したところ、最終的には6.8%が見込まれるということに計算をしております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

5%若干超すというぐらいで、微妙なところですね。うん。それで、現在の大体のPFIの割引率と金利と、それを使って、こういう表があると思うんですよ。これを、計算したら現在との比較が私はできると思うんです。これは、経営政策課のほうで担当でやれば、これは、この数式はこれの、何ページかな。37ページにこういうのがあります。これは、指数関数を使って、それで割ってやっていくんですが。これはできます、私もやりました。

だから、こういう表は作ることができます。現在と、なんちゅうかな、建設時のそれを対比をすれば、幾らぐらい費用が安くなるのかというのは出てくるんじゃないかと思うんです。そういうことを考えてやっていただきたいというふうに思います。検討してください。

◎議長（小池弘基君）

はい、井手給食センター所長。検討していただけるような、はい。

◎給食センター所長（井手正治君）

はい、なんか話したほうがいいですか。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

（許可のない発言あり）

◎給食センター所長（井手正治君）

はい。

◎議長（小池弘基君）

川口議員、返事するってですよ。どうぞ、井手所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

先ほどお答えしましたが、入札時点で既に6.6%ということで、計算の結果は出ているところですので。

（許可のない発言あり）

◎議長（小池弘基君）

今の金利でやり直してみたらということですが、また計算してみてください。

はい、井手学校給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

その辺りは調査いたします。

◎議長（小池弘基君）

はい、川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そうしてください。それでは2番目に移ります。

政府の子育て支援、これ済んだんだな。私は、残りの返済についての見直しができるならば、それをやって、支払い金額は縮小すれば、その金額を学校給食費の無償化、または負担軽減に利用できるんじゃないかと思います。約17年から20年の支払いの合計が60数億円だったと思います。現在は何年目になるか、もう7、8年になるんですかね。結構支払ってきていると思います。あとずっと残っていますので、億単位の減額が生じることがあるかもしれません。そうしたら1人千円なり2千円の負担軽減が10年ぐらいは実施できるかもしれません。さっき検討するという事だったので、そういうことを考えられますので、よろしくお願いします。いや、いいです。

◎議長（小池弘基君）

続けて結構ですよ。

◎9番（川口 晃君）

それでは、最後の会計年度任用職員の待遇改善について質問します。

令和4年12月27日付け、総務省通達。会計年度任用職員制度の適正な運用等についての内容についてです。2020年4月から会計年度任用職員が導入されました。

しかし、給与水準は、最低賃金に低い給与水準で、差別的な不十分な制度になっています。また、今年の3月末には、多くの職員さんが雇い止めされる危惧、危険があります。労働条件も1日数分短くすることで、パートタイム職員として任用するようなことをしています。そのため、退職金がない、皆勤手当がない、休暇制度が違うなど、著しく低い労働条件となっています。自治体では人件費削減のために、正規職員を会計年度任用職員に置き換えることも起こっているそうです。まさにこれは官製ワーキングプアです。

福岡県内には2万3,436人の会計年度任用職員がおり、その88%がパートタイム。また、そのうち85%が女性です。会計年度任用職員の問題は、まさにジェンダー問題であります。多くの会計年度任用職員の皆さんに支えられて、粕屋町もそうですが、行政運営は成り立っています。私、これについては総務課長が、やはりそういうふうに表現されました。この制度の改善は喫緊の課題です。安心して働き続けられる制度にすることが求められていると思います。それは女性差別をなくしていくことであり、女性の地位の向上につながるものだと思います。

私は、以前から会計年度任用職員の待遇改善について質問してきましたが、本当に期待していた通達が政府より出されました。それが先ほど言った通達です。これは、総務省自治行政局公務員部長、その方の通知でして、5項目ですけど取りあえず、4項目について回答を求めることにしています。退職手当や社会保障料を負担しないため、空白期間も設けることは適正でない。2番目は給与決定は、地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準等にも十分留意しつつ、地域の実情を踏まえ、適切に決定する必要があること。その際、地域の実情等には、最低賃金が含まれることに留意することと。3番目は、勤務時間をフルタイムより僅かに短く設定するのは不適切と。この通知はフルタイムへ僅かに短い勤務時間を設定することについては、財政上の制約を理由として行うことは、改正法の趣旨に沿わないことを前提に、任命権者及び人事委員会又は公平委員会は人事機関として、一般的に理解を得られる、相当の合理的理由があるのか。改めて検証の上、慎重に判断する必要があることに十分留意すること、というふうに詳しく説明してあります。4番目は、再度の任用については、前任期の勤務実績を考慮することは可能だと。そういうふうに4点通知を出していますが、これについてどのように検討されたのか、箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

内容について、詳細の報告を担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

はい、4点もう御一緒によろしいですか。はい、まず1点目の空白期間についてでございますが、通知の中にもございますが、不適切な事例は見られなかったということで、総務省のほうも申しておりますが、粕屋町におきましても、いわゆる空白期間を設けて任用しているということはありません。

で、2点目の給与決定につきましては、先ほどお話の中にもございましたが、福岡県の最低賃金を考慮しておりますし、専門性がある職種につきましては、近隣市町村の動向等を踏まえ、適宜見直しを行っております。

3点目の勤務時間、会計年度の勤務時間のフルタイムより僅かに短く設定するのは不適切という内容につきましては、会計年度任用職員の勤務時間につきましては、通知にもございますように、フルタイム勤務とすべき標準的な職務の量がある職について、パートタイム会計年度任用職員として位置づけることを目的として、勤務時間を僅かに短く設定することは適切でないとされております。そのため、人事所管におきまして、毎年度、雇用についてのヒアリングを各課に対して行いまして、職務内容や責任の重さ、業務量の積み上げの確認等を行っております。フルタイム会計年度任用職員の雇用につきましては、退職手当等の支給による財政的な負担等にもつながってまいりますので、通知にもございますが、具体的な業務内容や時間外勤務の有無等の勤務実態を把握した上で、今後も引き続き国の動向等を見ながら、見直しや検討を図ってまいりたいと考えております。

4点目の前任期の勤務実績につきましては、所属において業務に対します評価を実施し、選考の際に活用し、再度の任用を行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

2番目に移りたいですが、時間が少々短くなってきましたから、3番目の、会計年度任用職員の勤務体系とその職員数ですが、これについてはさっき、今おっしゃられたパートタイムにはいろいろありますよね。だから、これ、説明されるともう

時間がなくなってしまうので、後で資料をいただければ結構だと思うんですが、お願いします。

2番目です。会計年度任用職員は3年を超えられないという、3年の壁が存在するという事項があったんで、あったらしいんですけど、私は、これ、3年から5年だったかなあと考えてたんですが。しかし、多くの職員が長く勤めることを希望していると思います。再任を希望する会計年度の職員さんには、どのような措置がされてあるか。端的に答えていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

はい、豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

会計年度任用職員の雇用につきましては、任用から会計年度末までの雇用とされているところでございますが、翌会計年度におきまして、同様の職を設定する場合、再度任用することについては上限は設けておりません。

しかしながら、平等扱いの原則から、公募によらず勤務成績から再度任用することについては、国の期間業務職員に準じ2回までの更新、つまり、3年連続の雇用としております。その際、公募の結果、前任期に雇用していた職員を再度雇用する場合もございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、これは、ちょっといろいろ問題がまた出てくるでしょうから、これは中央で交渉が進むと思います。

最後の課題ですが、岸田首相が非正規の正規化を強調しています。女性にはいろいろ超えられない壁があるようで、社会保険の扶養に入る場合の壁が130万円で、それを超すと扶養に入れない。これの改善を非正規の女性の多くが要求しています。もっと多くの収入が得られるように、扶養の上限額を増やしてほしいという要求です。つまり、扶養の現在の限度額130万円を、130万円の壁と称しています。岸田首相に対する国会質問か、あるいは記者会見のときだったか分かりませんが、岸田首相は子育て支援、少子化対策の一環として、女性の給与を向上させることと、非正規の正規化については述べていました。

男性の賃金は20年間上がってないし、女性はもっとひどい状態です。粕屋町の会計年度職員は、総職員の45%以上を占めています。子育て支援の一環としても、女性の地位の向上を目指していくジェンダー平等という立場からも、非正規の正規化

を目指していくべきじゃないでしょうか。できる範囲内での改善をお願いしたいと思います。また、うれしい話がありました。総務省が会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを決定しています。これは、条例で決めないといけないということで記事が載っていました。最後に正規化についての箱田町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非正規の職員も、粕屋町にとって、非常に大きな戦力でございます。

当然働く女性の社会進出、これは、もうこの人口減少する日本社会にとって、女性の力なくして日本の発展はない、粕屋町の発展はないというふうに私も思っております。そういった意味からも、この非正規職員の待遇につきましては、国との動向を考えながら、そしてまた、連携をしながら対応してまいりたいと思いますが、その前に、私は、職員、要するに正職員の数が絶対的に足りないという現実、これが横たわっていると思うんですね。ですから、これは議員各位の御協力、御理解も必要と思いますが、これから先、粕屋町が市制を見据えた行政運営をするに当たって、この正規職員の正職員の増強、これも私は精力的に図ってまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

以上で終わります。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、川口議員の一般質問が終わりました。

ただ今より暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

午後からは鞭馬議員が一般質問を行われますので、13時からよろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時31分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号 8 番、鞭馬直澄議員。

(8 番 鞭馬直澄君 登壇)

◎ 8 番 (鞭馬直澄君)

議席番号 8 番、鞭馬直澄でございます。

私の今日の質問は、箱田町長の公約目標を実現状況について、ポイントを絞って質問をさせていただきます。箱田町長は 1 期目の 4 年間、四つの公約を掲げ、達成に向けて慎重かつ迅速な行動をもって、町民の皆さんの期待に応えられてきたと思っております。その間、誰もが思っていませんでした、新型コロナウイルス感染症への対策に相当な時間を使われている中で、公約目標の達成に向けて、準備を始め大変な労力を注いでこられております。

また、着実にその成果も上げていると思います。それでは、公約の 1 番、子育てしやすい、

◎ 議長 (小池弘基君)

マスク外して結構です。

◎ 8 番 (鞭馬直澄君)

何かおかしいと思ったんです。

公約の 1 番、子育てしやすいまちづくりについて質問いたします。

保育所待機児童の解消は、どこまでできているのでしょうか。待機児童数は町長 1 期目就任時に比べて、現在の状況はどういうふうに変化をしているのでしょうか。お答え願います。

◎ 議長 (小池弘基君)

箱田町長。

◎ 町長 (箱田 彰君)

私は、約 5 年前に就任したとき、これ非常に待機児童が多い状況がございました。併せて、町立の保育所あたりの設備、施設の状況が惨さんたるものでございました。そういった大きな子育て支援策の中の大きな二つの課題について、まずは精力的に進めようということで行いました。

民間の保育園さんあたりの誘致といいまじょうか、町内への開園、これも次々ありました。平成 31 年 4 月には、いろどり保育園の開園。そして、31 年の 4 月には、はこぶね認定こども園の定員の増加。そして、令和 2 年 12 月には、かよいちょう保育園の開園というふうに、民間の保育園の開園を本当幸いにも受けることができ、解消に努め得られたと思います。

数の推移につきましては、担当所管のほうから申し上げたいと思います。

◎ 議長 (小池弘基君)

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

それでは、待機児童数等の詳細について、私のほうから説明させていただきたいと思います。

待機児童数、待機児童につきましては、共働きなどで、女性の社会進出による就労機会の増加によりまして、子どもを預ける保育所の需要のほうが増大するものの、その受皿となる保育所や保育士のほうで不足しておりまして、平成29年、このときの国定義の待機児童数でございますが、最大の97名となっております。

その後、先ほど町長も言われておりましたが、国、地域型保育施設の設置や、定員の拡大、また認可保育所の誘致など、積極的に待機児童対策のほうを行いまし、令和4年4月1日現在、こちらも国定義の待機児童数でございますが、ゼロ名となっている現状でございます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

待機児童が約100名、少なくなっておるということにつきましては、保育所のニーズが高まっている中で、待機児童を抑えられてるということの要因につきましては、どういうことを考えておられるのでしょうか。町長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、課長のほうから申し上げましたが、女性の社会進出、これが非常に大きいものでございます。これは近隣の首長さんともいろいろお話をする中で、やはり、粕屋町が突出してますね。子どもさんの自然増が増えてるっていうのも当然あるんですが、当然社会増も増えております。

その中で選んでいただいているという部分はございますけども、そういった人口増の要因、そしてまた、ということでその受皿として、民間の保育園の企業主の方々の進出意欲も当然高まっておったと思うわけでございます。

ただ、今現在は、なかなかそういったその進出意欲をうかがうことができないような状況がありますことを、ちょっと申し上げておきます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

町立、じゃない、ごめんなさい、民間の保育所2園が新しく増設されたというこ

とで、おそらくそこでは、定員が240～250名増えていると。それも含めて、今、待機児童がゼロになっているということは、この状況は、更に待機児童を吸収する能力ってのはまだ少しは余裕があるのでしょうか。もういっぱいいっぱいなんですか。現状の設備、園数、定員において。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

現在の状況におきましてですけれども、一応、令和5年の申込み状況でいきますと、今のところは、国定義の待機児童数については、まだゼロ名という形になってますので、一応のところは確保はできてるのではないかなと思っております。

ただ、ほかの方の一般質問のときにもお話ししましたが、0、1、2につきましては、やはりどうしても受皿が小さいということがありまして、3、4、5は若干受皿に余裕はあるとはいえ、全体的なところは厳しい部分が、0、1、2を含めますと厳しい部分があるのではないかなとは考えております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

本来手を打たなければ、待機児童は逆に増えている状況であったのかなというふうに思いますけども、それも吸収して、今待機児童はゼロということと今課長の答弁の中で、ゼロから2歳児は待機児童が発生しそうだという話ということが、箱田町長が進めております、やっぱりね、子育て優先と、そういう子育てしやすいまちづくりということの一般の保護者の皆さんが町に対する子育てに対する取組に対して、評価をしていただいているというふうなことにもとられることだと私は思っております。

いずれにしましても、粕屋町の未来を担っていただける幼児保育について非常に大事なことですので、今後も引き続き、その辺の取組の強化をお願いしたいと思います。

それでは、次に公立保育所の整備状況についてお尋ねをいたします。

先ほど町長の答弁の中にもございましたが、就任してすぐに、仲原保育所の大規模な雨漏り防止対策工事を実施されました。これは長年にあたり、もう現実には玄関の上なんてもうずだ漏れで、バケツに間に合わない。浴槽を持ってきて段重ねして、それでも間に合わない、そんな状況でしたよね。それを素早く工事を町長されて、当時の、やはり先生たち、子どもたち、保護者の皆さんも大変喜ばれたことを記憶に残っております。更に現在は、仲原保育所も築後40数年たっておりますし

て、更にその老朽化が進んでいると。当時よりも、そんな中で耐震強度も含め、新たな雨漏りなどは発生していないか、非常に気になるところでありますが、その状況についてはどんなでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

町立保育所の整備のほうにつきましては、確かに老朽化施設というのがありますが、突発的な不具合には即時対応しておりまして、それ以外の遊具等につきましても、定期的に点検のほうを行っておりまして、危険か所のほうは、都度、把握してそのあと修理という形で、以前から対策のほうは努めておりますので、現在のほうは支障なく運営できております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

続きまして、町立中央保育所の建替え工事について、現状進んでおりますので、その件について少し確認、質問させてください。

町民の皆さんから、老朽化した町立保育所2園を町立のまま建て替えてほしいと、9千人超の方の署名を添えた請願書が議会に提出されました。議会はそれに対して特別委員会を設置し、調査・研究を重ねて、中央保育所と仲原保育所を町立のまま建て替えることの提言書を、当時、箱田町長に提出をいたしました。中央保育所の建て替えについては、提言書より多少遅れておりますが、来年4月完成、5月、ごめんなさい、本年4月完成、5月新園舎への引っ越しに向け、建設工事が進んでおると聞いております。

このことにつきましては、請願書に署名をされて出された方、そしてまた町民の皆さんの喜びは計り知れないことと思っております。箱田町長の1番目の公約であります、子育てしやすいまちづくりへの取組が目に見える形となりました。

それでは、建設工事の進捗状況についてお尋ねをいたします。工程表では、10月末までに旧園舎の解体工事、園庭遊具設置工事、11月1日全体工事終了の予定というようになっておりますが、現状では予定どおりに進んでいることでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

それでは、中央保育所建替え工事の進捗状況について説明させていただきます。こちらの件につきましては、実は2月に開催されました文教厚生常任委員会のほう

で、先に詳細について説明させていただいております。一応3月議会のほうに明許繰越のほうで若干述べることはしておりましたが、中央保育所の建替え工事につきまして、予定より進捗のほうが遅れておりました、当初5月のゴールデンウィーク明けの5月8日開園予定ということにしておりましたが、現在は、7月18日の開園予定という形、2か月程度遅れる予定となっております。

その理由といたしましては、やはり、建替え、園舎をそのまま運営した状態での建替えということで、敷地のほうが狭あいになっておりました、園庭のほうにありました水路の付替え工事等で想定以上に時間がかかってしまいまして、それ自体のほうの遅れを取り戻すことが難しいということで、工事のほう、工事の進捗が遅れております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

非常に残念に思います。予定どおり進まないといろんなことがやっぱり、突発的なこともあると思いますけども、いろんな工事において、例えば仲原川の改修も含めまして、いや、このクレーンでは間に合わないというようなこともあってますし。また、このお話を聞きますと、本当にそこんところは、最初の計画チェック、確認はどうなったのかってものすごい心配にはなります。5月が7月に遅れるということであれば、11月1日の完成というのはそれも遅れる話になりますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

現在、最終的な竣工につきましては、12月25日という形で予定になっております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

何となく不安を覚えてしょうがないんですけども、長年やっぱり待ちわびていることでもありますし、これ以上遅れの出ないように、しっかりと手を打っていただきたいと思います。

また、工事遅れてるっちゃうことで、保育所の保育を進行しながら園舎を建ててるという状況ですので。当初、私どもがやっぱり、特別委員会でも心配したのは、そういう保育中の幼児たちに、例えば騒音だとかほこりだとか、そういったことで影響がないようにということについては、何度もそういうことでお願いをして

おりますけども、現在、工事中の中では、そういう幼児たちに不満があるような、訴えられているようなことはございませんですか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

そちらにつきましては、委託業者のほう、工事の請負業者のほうともしっかり打合せのほうをしております、午睡の時には音についても十分気をつけていただいております。騒音とかそういうことに対する苦情のほうは、現在のところ上がっておりません。

なお、工事のときに、逆に、パーテーションじゃないですけど、工事現場との囲いをしておるんですけども、その一部を、透明な形で、工事現場が見えるような形にしてもらってるところがあったりして。そこについては、園児の方が工事の現場のほう、こういうことをやってるんだということが見れて、逆に園児から頑張れというような声が上がるとか、そういった形で、現地も保育所、園長先生をはじめとして、しっかり現場のほうも打合せをしていただいて、施工のほうは順調、進んでおります。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

課長、順調という言葉がありましたけど、トータル的には2か月遅れてる話ですので。長年、利用される施設ですので、施設の完成検査につきましては、今言ってる工事の遅れ、追加工事等も発生するかと思います。特に幼児たちが安全に利用できるように、幼児の目線、保育を受ける幼児の目線で、細かいとこまでチェックをしていただいて、悪いところは即改善していくと。子どもたちが利用する前に、その辺のことはしっかりと確実に、実施していただきますことをお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

町長2期目の公約は1期目に継続して、同じ4項目を挙げております。真っ先に「子育てしやすいまちづくり」を挙げ、昨年9月の令和4年度第3回粕屋町議会定例会の所信表明では、子育て応援都市「かすや」を目指すと強い意志を表明されました。また、令和5年度施政方針には、今後の就学前人口の推移や地域バランスを十分考慮し、これまで公立が担ってきた役割を維持しながら、町立保育所、幼稚園の再編を進めますとあります。

そこで、町立幼稚園の定員割れへの対応については、有識者を交えた在り方検討会議を開催し、町立保育所を含めた再編整備の方向性について検討していきますと

あります。このことについて、現状分かる範囲で具体的なスケジュール、あるいはメンバー構成等、分かりましたらお答え願います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

従前から、保育所、幼稚園の在り方につきましては、職員を中心としたプロジェクトチームを組織しながら、協議は重ねてきましたが、やはり専門家に入っていたいて、専門的な知見から、今後の粕屋町の保育行政を考えていただくということで、在り方検討会議の開催を考えております。

この年度内に、検討すべき資料とすべき事項をまとめ、新年度すぐに会議での検討をした上で、6月議会あたりで報告できたらいいかなとは思っておりますけども。ただ、これはまだ会議そのものが始まっておりませんので、まだ、どうなるか未定でございます。在り方検討会議のメンバーの件で御質問がありましたが、当然有識者としては、大学教授、それに既存の幼稚園、保育園の職員、そして未来プロジェクトのメンバー等10名程度、8名ぐらいの構成で考えておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

再度、確認します。ここには専門的な知見者を入れるということによろしいわけですね。はい。提言書の中に、以前提出しました提言書の中に入れてあります。特にやっぱり気になる老朽化が進んでいる町立の仲原保育所の早期建替えは、町民の皆さんが強く望んでおられることでもあります。現状の取組、あるいは今後の計画、考え方等について、町長にお尋ねをいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

次は、仲原保育所というふうになるわけですが、中央保育所の建替えの工事で学んだことを今まさに課長が申し上げましたが、やはり、狭あいな土地での同じ敷地内での建替えは非常に困難性があると。予想もしなかったようなことも発生するということから、私自身は、選択肢の一つとして、仲原保育所の敷地内で何とかできないかというようなことも考えましたが、やはり、今の敷地外への持ち出しといたしまししょうか、移転が必要かなと思っております。場所についてはまだ、今、検討中といたしますか、調査中でございます。いくつかの候補がありますけ

ども、これは慎重な検討を行いまして、その移転、そして新築について考えてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

現状の仲原保育所の老朽化の状態を見ますと、できるだけ早く、工事、完成を、新しい園舎の完成を望むところでもあります。そういう面におきまして、簡単とかアウトで結構ですけども、およそ何年後とかということが回答できれば。新園舎の開園時期について、町長の個人的な考えでも結構ですけども、その辺のことについてお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私の個人的な考えが、すべて町の方針になりますので、なかなか慎重なことになるんですけども、早い時期にこれは建築、建替えを行いたいと思っております。ただ、場所についてはやはり、今、他の自治体でも、保育園の新設、移転については、なかなか、地域とのハレーション、要するに摩擦、トラブルが非常に多いわけです。そういったことを加味しながら、場所の選定もしないといけないという、非常に困難な事案でございますので、これは、時期をはっきり申し上げるようには、今ちょっと答えかねますが、はっきり時期が決まりましたら、早々に議会のほうにも報告したいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

明確に、建替え検討していくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、放課後児童健全育成事業について、質問させていただきます。

子どもたちが放課後、休みの日で安全・安心に楽しく過ごせる学童保育の拡充を行います、というふうに述べてあります。現状と今後の動向、対象児童数、あるいは希望される児童数、受入れ可能な人員等について、御回答をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

学童保育所の拡充への取組ということでございますが、ここ10年間で学童保育

所、定員数、これまでも増加を図っております。10年前、各小学校の学童保育所は、定員がそれぞれ120名体制でございましたが、それから現在まで、160名体制にしたところが二つの小学校、仲原小と粕屋中央小でございますが、また、粕屋西小学校については200名に増員を図っております。4校の中で、大川小の学童保育所につきましては、依然定員は120名のままでございます。現在、定員以上の申込みもあっており、4月当初から入所ができない状況にもなっており、大変御迷惑をおかけしておりますが、現在、大川小の学童保育所につきましては、社会福祉法人に委託をしておりますが、そちらに、定員数の増加を図れないか、施設の増築等図れないかということで、現在、協議をさせていただいております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

対象児童数ということは、小学校1年生から6年生、4校全員ということになる、それでよろしいですか、考え方としては。

（許可のない発言あり）

◎8番（鞭馬直澄君）

はい。また、公設公営、公設民営、民設民営とか、いわゆる民間に委託する部分もあると思いますので、その辺で、民間の今の動向、今後の対応等について分かることがあれば、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

民間の学童保育所、民間で学童保育所をやるといった場合には、町のほうの条例で、施設面、それから運営面で基準がありますので、そういった基準を守っていただきながらということになります。現在のところは、民間のほうで申込み、相談等があったということはございません。

あとは、保育園、民間の保育園の中で、未就学児を預かる保育園でございますが、卒園者については小学校に上がられても、保育学童を行ってあるところも若干ございますので、そういったところも学校教育課としては、入れなかった世帯には御紹介させていただいたりというような、そういった現状でございます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

それでは次に、町長公約、これ2期目に向けてのリーフレットの中にもあるんですが、地域複合拠点施設、第2こども館の建設の検討について、その取組の状況を、町長お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

総合的に言いますと、早めに、この第2こども館の建設には取りかかりたいと思いますけども、今、こども家庭庁ができ、国としても、子育て支援、そして少子化対策について非常に精力的な方向に舵を切ったということを鑑みますと、妊娠時から切れ目ない支援を行い、高校生までぐらいの18歳までの対応を、子育て支援に対する対応をしなくちゃいけないという、若干、その最初のこども館が建ったときからいうと、非常に社会情勢は変化をしておる状況でございます。

そういった中にありまして、やはり、複合的な施設が必要だろうと思っております。特に、今年度は、子育て拠点施設としては、子ども家庭総合拠点。そしてまた、子育て世代包括支援センター。これをやはり、合体した形で。特に、子どもが多い地域に特化して、特化といいましょうか、その地域に限定した形で作りたいと。今1号こども館は、この町の中心部にあるわけですが、やはり、西のほうとか、非常に子どもたちが多く産み育てられている地域について、やはり、希薄かなという感覚を持っておりますので、私の私見ですけどもそういったことを考えております。

また、そういった中に、何とか県の支援を受けたいというふうに、お金だけでなく組織としての支援。例えば、児童に対する児童相談所とか、そういった県の施設とも、複合的に合体したような施設も何とかできないかなということで、今、模索をしている状況でございます。場所につきましては、候補地はあるんですけども、なかなか今、それを、私の口から言えることではありませんけども、中身としてはそういったことで検討、精力的に検討している状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

こども家庭庁、4月1日でしたか、今年の。具体的にその中身も、ニュースやなんか見ますと、例えば幼稚園、保育所、この一元化ということについては、現状では先送りになっているようですね。

だから、町長おっしゃるように、家庭庁の自主的な動きが何だというのがまだよく見えてない状況ではないかと思えます。やっぱり、その辺は、国や県と慎重にや

っぱり広域的に連携を図りながら、この件は、進めていただきたいというふうに思っております。

最後に、令和5年度の施政方針、重点施策の中にあります、子どもたちの熱中症対策に加えて、災害発生時における避難者の生活改善のため、町内の小・中学校の体育館への空調設備設置に着手しますと、いうことがあります。この件については、今後また、予算検討会とかで説明があろうかと思いますが、現状、大まかなスケジュールとかについてお尋ねをしたいと思います。令和5年度にすべて、6校に空調機を設置されるんでしょうか。そここのところお答えください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この件につきましては、教育委員会、所管のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

小・中学校の体育館での空調設置についてでございますが、スケジュールといたしましては、現在令和4年度に体育館の現地調査等を行っております。令和5年度、来年度につきましては、設計のほうに入らせていただきたいと思いますと考えております。令和5年度の当初予算では設計の委託料を計上をさせて、上程させていただいております。それを経まして、令和6年度に工事に着手したいという計画で進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

令和6年度に工事着手ということですが、6年度に6校全部、設置が終わるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

令和6年度に、6校とも、小・中学校すべて設置したいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎ 8 番（鞭馬直澄君）

町民の皆さん、相当前から、是非、体育館に空調設備をとという要望もありました。ようやく令和6年度に、すべての学校に設置されるということを聞いてほっとしておりますが、災害時の避難所ということも当然ありますので、災害時におきましては電気が来なくなると。停電するというのも十分予測されますので、そういう停電時の非常用電源の確保については、どんなふうにお考えをされてるのでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

小・中学校の児童・生徒だけじゃなくて、今まさに言われるように、非常に災害時のリスクヘッジといいたいでしょうか、生命の健康状態の維持のためには、これも空調、必ず要るわけです。

しかし、今議員がおっしゃるように、停電というのがもう当然、考えられるわけです。これは今、どの設備についても、こういった非常時の電源、いわゆる自家発電を含めた、蓄電池も含めた、電源の確保というのは、必ずセットでございます。これも、この計画の中に盛り込んだ形で、検討してまいりたいと思います。

5年度の当初予算で、詳細設計のほう、委託料を計上しているというふうに今申し上げましたが、これは、糟屋地区内で多分1番目だろうと思われま。そういうところから、全国的にも非常にまだ少ない事例でございます。そういったことで、子どもたちの子育て支援の一環としても大きく、寄与する部分と思っておりますので、その点を申し添えておきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎ 8 番（鞭馬直澄君）

皆さん喜ばれるでしょうね。生徒、児童の方々、あるいは先生方をはじめ、やっぱり放課後等利用されている方や、あるいはその行政区の親睦行事等でも使わせていただいとありますので、その方たちも、非常に待ち望んでいたというようなこともあります。

今、町長おっしゃってました、災害時には、避難所として利用される町民の皆さんの避難生活環境を、大きく、やっぱり改善できることにつながるということで、町民の皆さんの、そういう避難所の空調が無い、暑い寒いというようなことに対する心配事は、これで解消されていくことだろうと思っております。

是非、工事完了後とは言わず、事前に、町民の皆さんに今のことを御案内できる

ことは、特に、こういうふうになるよっていなことについては、目に見える形でお知らせをし、周知させていただくことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

(8番 鞭馬直澄君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、鞭馬議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩に入りたいと思いますが、再開を1時45分といたします。

(休憩 午後1時37分)

(再開 午後1時45分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。はいどうぞ、山脇議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問いたします。

ウクライナにロシアが侵攻してからちょうど1年がたったところで、いまだ終結の見通しが立たない中、世界の社会、経済に大きな打撃を与えて、経済格差が生じ、人々の心の中に分断が生じているように思われます。更に追い打ちをかけるように、トルコ南部とシリア北部に甚大な地震が発生し、5万人以上の死者を出して、東北の大震災の2倍を超える被害者を出す規模で、悲しみの連続であります。この場をかりまして、ウクライナとロシアの戦争の1日も早い平和的終結と、トルコ南部の大地震で被災された多くの方々のお見舞いと、お亡くなりになられた方々の御冥福を、心からお祈り申し上げる次第であります。

さて、今回の質問では、2期目となる箱田町政の施政方針を紐解きながら、今後の粕屋町の未来を見据えながら実施される、令和5年度の実行予算がどのようなものを明確にし、粕屋町の発展に向けた施策についての考え方を聞いてまいります。

まず、施政方針では、政府が掲げる新しい資本主義の取組の次の段階として、子ども子育て政策を最重要政策として、ここに一番の力を注いでいくというものであります。所信表明においても、子ども政策をど真ん中に置いた町政運営を実行していくと言われておりましたが、予算編成においては、粕屋町の更なる発展につながる、新たな時代に進むための積極的な予算編成を基本的な考えにおいて、その中で優先的に予算配分を考えられたというのがありました。それが自治体DX、デジタルトランスフォーメーション、及び脱炭素の推進に係る事業ということでありま

した。当然に、優先事業というのは金額の面ではなく、いち早く事業を拡充し、徹底させていくというのは、町のスタンスだろうと思っております。子どもをど真ん中に置いた優先事業とは、具体的に何をどうしようとして予算に反映させているのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今まで、数名の議員の皆さんから、特にこの子ども子育て支援策についての御質問をいただいております。子どもといいましても、妊娠時から子どもという認定をしますと、高校生まで。18歳、18年間の子ども施策が必要というふうに私も認識をしておるところでございます。その中で、国が示します異次元の子ども政策、これが、まだ、はっきり見えてない状況ではあります。ただ、過去の経緯からしますと、やはり、これから先の少子化対策を中心に考えるならば、保育所あたりの入所についての、今まで以上の、今までにないような入所ができる、そしてまた、各御家庭の経費負担が少なくなるような、そういった施策を中心に展開されるというふうにも思っておりますが、まだ、何せ見えないという部分がございます。保育園の無償化、あるいは医療費、子どもの医療費に関するこれまで以上のサービスの提供。これについては、今回5年度予算については反映できませんでしたが、今も継続して検討し、早々にもこれは予算には上げさせていただきたいと思っております。

その中で、はっきりした予算は先ほどからの御質問にございましたが、保育所の整備につきましては、長年の懸案事項でございましたので、中央保育所の完成が今年度、令和5年度には完成しますので、それから以降、早々にでも、次の新たな保育所についての建設も行いたいと思っております。

また、待機児童に関しても、これから先、粕屋町は、解消、今解消はしておりますけれども、これで終わったわけじゃないと思っております。まだ、待機児童が出る可能性も非常に多い要因もあります。それは自然増が多いということと、これから先の粕屋町の都市開発について、住居、家が多くなったり、マンションが多くなったりするってことも当然考えられますので、手を休めることなく、保育所の誘致も努めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

読み方なんでしょうね、施政方針の読み方。施政方針につきましては何人かの議員さんがされましたので、ダブる面もあるとは思いますが、町長は、優先的

に予算配分を考えられたのが、自治体DX及び脱炭素の推進に係る事業ということでありましたので、ど真ん中に置いて優先事業、要するに予算配分を多くしたっていうのは、そういうところだったっていう読み方をしたんで、ちょっとその辺の意図がよく見えてなかったというのがあります。

今、町長の答弁の中にも、保育事業っていうのが非常に中心テーマになってるような感じを受けましたんで、このゼロ歳から2歳、先ほど宮崎議員のほうからも無償化っていう御意見がございました。町長は国の出方を見て検討するということだったんですけど、国がそれをやりますよって言った場合には、これは町長はもうやるっていうふうに思ってたよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これからどういった施策を政府が打ち出してくるか、まだ、確定したことは言えませんけども、多分医療費と保育料、これの無償化については、多分積極的な政策を打ってこられると思います。それはまさに願ってもない、粕屋町にとっても願ってもないことですので、リアルタイムで対応したいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

続きまして、財源についてであります。

前年度と同様に、200億円を超える予算編成であります。財源を税収や国県の補助金やふるさとづくり基金の活用などで確保するとしています。積極的な投資と財政規律を併せ持った予算で、財源の不足を補完する財政調整基金からの繰入れは、約4億5千万足らずで、前年並みに抑えているとしております。堅調に伸びている町の税収と国の地方交付税、臨時財政対策債の関連を判断しての臨時財政対策債の大幅な起債の減額が行われたと思います。臨時財政対策債は、対前年比で、4億4千万円減額した1億6千万円としております。いわゆる、地方交付税の穴埋めとしての起債であります。地方交付税も前年比3千万円減額の10億4千万円としております。税収の伸びが大幅にあると想定した、地方交付税の減額に対する考え方での予算編成であると考えております。

確かに、町の税収はここ数年右肩上がりで推移しておりますが、今後もこの推移を持続していくという考えだろうと思います。もし、そういうふうに町長が思って今回の予算編成を組んだのであれば、その根拠を聞きたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

想定される税収の伸びを、5年度予算には反映できないです。これはもう物理的に、当然そうなんです。ただ、これから先の粕屋町、市制を見据えたところの基盤整備、その中に財政基盤整備があるんですね。財政インフラと言われますが。そのためには、税収を伸ばさなければいけません。その一つの大きな要因となるのは、やはり人口増もあります。これはもう個人の町民税の税収の伸びももちろん期待しますが、それと並行してというよりも、それ以上に、商業、物流を合わせた産業基盤のインフラ整備、これも非常に重要なことでございます。

今、粕屋町のほうにいろいろ御相談されたり、協議を重ねておる事業も幾つかございます。そういった中には物流、あるいは住居、企業関係のお話も非常に現実的には上がっておりますので、そういったことを、粕屋町のこれからの財政基盤の確固たる財政基盤を築くための起爆剤にして、この税収に裏打ちされた様々な施策を考えていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

駅前開発などによる新築住宅の増加、酒殿地区とかも挙げられます。企業誘致による、また、雇用の創出、人口の流入などが、今、お話しされた税収の見込みだろうというふうに思います。粕屋町全域が都市計画区域に指定されておるというふうに認識しております。市街化調整区域が、面積の半分ほどあると聞いてもいます。まだまだ発展性を見込める町で、これからのまちづくりを行う上での方向性が、無限に広がっていると思っております。中長期の計画で、都市計画マスタープランや総合計画などが挙げられますが、予算における事業予算も、その計画に従い、組み込まれているというふうに思っております。町長が目指すまちの姿を実現するための、中長期の事業予算があればお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

自治体DX、これも、優先事業として挙げておりますけれども、単年度では終わりません。もうこれは、日本全国、日本全体が世界的に見ても非常に立ち後れている。DXの後進国であるというふうに認識をされております。

従いまして、今半導体の製造を国産で賄っていこうということで今日の昼のニュースにでも、北海道に新しい工場団地を設立するというようなことで、こういった

DX化には、必ず必要な半導体とかICTの部材についての積極的な投資を、日本は行っています。こういったことを考えますと、このDXってのは、1、2年じゃなかなか終わらないなと思います。

併せてGXですね、グリーン的なそのトランスフォーメーション。これもカーボンニュートラルの関係でいうと、これもやっぱり、長期的な課題と考えております。令和5年度に公用車のゼロカーボンを目指したような、電気自動車化。これ、EV化も、積極的に始めるところでございます。また併せて、太陽光エネルギー、あるいは蓄電池等の検討も今行っている最中でございますが、そのセクションとなるようなチームを、5年度については、はっきり、人材的な肉付けも行いまして、進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

電子自治体を目指してらっしゃるっていう将来の町の姿に、その事業予算を入れてらっしゃるっていうお話だったろうというふうに思います。そういうものも含めて、何をもってどういう状態で、町が、まず目指すべき将来の姿っていうのを考えたときには、やっぱり市制施行っていうことはやっぱり思います。市制を行う上での、今言われたような事業予算の作り方っていうふうに解釈をしております。所信表明でも市制に向けた基盤整備にかかる思いが見てとれました。何度も言うようですが、市制ありきではなく、市制という環境を利用して、持続可能なまちの発展ができればと考える次第であります。

今回の予算編成で、市制に向けた基盤整備に特に力を入れるところがあるのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制に向けた基盤整備、これは、先ほど言いましたように、財政基盤の整備、そしてまた、今まで数名の議員さんにお答えしていますが、子育てと教育基盤。これはもう子育て・教育インフラと言っていいと思います。その整備。そして、重要なのは、今からの都市開発に向けては、道路インフラの整備だろうと思っております。

この4本立ての基盤整備を積極的に行ってこそ、市制が見えてくるというふうに考えております。そういった効果によって人口の流入も増えてくるし、あるいは企業、産業の誘致も積極的な誘致が可能になるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

市制に向けた基盤整備ということで財政基盤、子育てインフラ、道路インフラというふうにお答えしていただきました。このような、その中で、一つ大事なのは交通対策における道路整備事業だというふうに思っております。この予算規模に関しては、例年どおりの事業予算となっていると思いますが、都市計画道路などの計画はあるにも関わらず、一向に進んでいないというふうに感じております。この道路整備事業をどのように、今後、考えているのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

街路だろうと思うんですね。新設の道路インフラ。これが今言いましたように、産業基盤の発達につながるということですが、まだまだ、その幻の都市計画街路というふうに揶揄されておりますけども、そういったことは、県と協議しながら、積極的に進めたいと思っております。

ただ、詳細は申し上げられませんが、これから先の開発されるような土地について、街路の整備も、同時に行っていきたいというふうに考えております。住宅が密集して、なかなかその、そこに新しい街路を新設するというのは非常に困難性がございまして、それぞれの生活基盤を置かれた住民の方々の生活を脅かすことにもなりますし、その福祉の向上のために、個人の財産関係について御相談申し上げますのは非常に困難性がございまして、これは難しいんですが、今あるような空地に街路を新設し、そして、そこに産業基盤を持ってくるといようなことも、今発想の中の選択肢の一つとして考えております。

当然、先ほど言いましたように、町内に数か所、開発の用地があると言いましたが、そこについての道路インフラについての計画というの、積極的に考えていかなければならないと私も思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

計画、開発計画が幾つかあるということで、その周辺及びそこにおける道路環境整備を併せて行っていくというお話でございました。そういう開発に関わらず、今、粕屋町の至るところで古い建物が壊されて、新しい建物が、今、建とうという部分が往々にしてあります。そういった中でも、やはりそういうところだけで

はなく、そこも含めて、やっぱり道路整備をしっかりとできるような仕組みづくりを、今後やってほしいなというのがあります。

次に、町長の施政方針で、町長が掲げる四つのまちづくりがあります。基盤整備の一環としての考え方について聞いていきたいと思います。

まず、子育てしやすいまちづくりでは、子どもをど真ん中にとの考えから、保育所や学校施設の環境整備や、子育てに寄り添う伴走型の支援事業を行うとしております。保育所や幼稚園などの定員割れが既に始まっており、幼保の支援の在り方を検討する。先ほども、幼保の再編を考えて、有識者を交えた有識者会議を作ると言われておりました。

この作るに当たっての町長の考え方、具体的な何かそういった考え方、方針というか、芯になるものが何かあるのかなというふうにちょっと思いますんで、もしありましたら、それを聞きたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

有識者会議については、基本的に、やっぱり白紙諮問だろうと思います。基本的な考え方。ただ、粕屋町のこの特色を生かした保育、幼保の在り方についての検討をしてください、というふうな諮問のやり方になろうと思います。

その中で、自然増が多い、非常に産み育てられる子どもたちが多いということを加味、考えながら、そしてまた、今の現実の保育行政で、待機児童については、やはり、ゼロ歳から1歳までの、非常に社会進出して働きに出られるようなお母さん方が多くなってるという現状を加味しますと、ゼロ歳から1、2歳、1歳まで、2歳まで。2歳までの子どもたちを預かれるような、そういった保育施設が必要かなというふうに考えます。3歳から以降については、幼稚園が様々、町外含めてございますので、今、非常にニーズがあるのは、そういったゼロ歳から2歳までのお子さん方の、要するに拠り所がないと。非常に困ってある現状はありますので、それは、この諮問の中にも訴えなくちゃいけないというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

先ほどの鞭馬議員の質問の中で、この再編についてっていう質問がございまして、新たな、先ほども新たな保育所を造るというような考え方を述べられました。今現状に、幼稚園の定員割れっていうのが発生してるっていうお答えありましたが、けれども、それは、全体的な見方であってゼロ歳から2歳が不足してるところが

その表面に出てるんですよ、みたいなお話だったんですね。

だから、このそういう考え方からいったら、町の現状を見て白紙っていうお話されましたけど、現状を見て、そこから判断をしていただくっていうことになってると思うんですね。そうするとちょっと少し、町長の今言われた、これから保育事業に力を入れて、そして、仲原保育所の建替えもやります、新たな保育所ももしできたら誘致していきたいみたいなことも言われておりましたんで。この辺の、ちょっとギャップが出るんじゃないかなっていうことがあったんで、私としては、そういったものも含めて、先に町長の方針っていうのをしっかり、やっぱり言うておかないと、白紙の状態だと、いや、じゃあ、これはちょっともう必要ないですよって言われたときに、対応が非常に厳しくなってくると思うんですね。

その辺はちょっとどうなんすか。検討会議をもってそういう話をするっていうことであれば、そちらを優先させるのか、それとも町長のやっぱり考え方をやっぱ優先させていくのかっていう考えに立ってくると思うんです。その場合は、白紙っていう流れの中でいくと、ちょっとそういった不都合が出てくるんじゃないかなと、ちょっと懸念をしておりますんで、町長としてはやはり、今言われた保育事業を力を入れてやっていくっていうことでよろしいんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

若干誤解がございますので説明をいたしますが、白紙っていうのは、恣意的にこういった結論を導いてくれというようなことは言わないよということなんですね。あくまで、学識経験者を入れられた形で、粕屋町の現状分析から、まず、始まると思うんです。そうすると、私が今考えているような問題点、これ多分共通認識になるうかと思えます。

現状として、ゼロ歳から2歳までの保育ニーズが非常に高いというようなことは、これはもう明らかなことになってくると思えますし、幼稚園が定員割れしている現状というのは、見られたら、これからの先の幼稚園の在り方については、同じような認識を持ってこられると思えます。

だから、その辺の差異っていうのは発生しないと思えますけども、ただ、現状で白紙というのは、結論はもう自由に討議されて結論をお願いしますってことなんですけど、粕屋町の問題点に触れながら諮問をするという形ですので、その中に私自身のこの問題認識も入れて、諮問する予定でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

分かりました。

それでは次に、住みやすいまちづくりでは、将来にわたり安定的な公共交通の確保を図ることから、コミュニティバスの導入を考えております。導入調査はこれから始まるのですが、どのような考えを持って調査を考えていくのか、これも基本的な考え方っていうか、なろうかと思えますけど。ある程度、やっぱり粕屋町、今、現状を掌握してっていう話になるかもしれませんが、やはり、ある程度は、町の方針っていうんですか、そういうのが必要だと思うんですよね。だから、そういう考え方をちょっと町長がお持ちであれば、ちょっとお聞かせしていただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと質問には、前もっての質問ではなかったもので、詳細なお答えはちょっとしかねますけども、5年度についてコミュニティバス等の、コミュニティバスに限ったものじゃございません。地方の地域公共交通の在り方についての現状分析から始まって、この粕屋町の置かれてる地域環境、あるいは交通インフラの環境の中で、どういったものが適切かということの調査から始まって、提案までであろうかと思えます。そういったことの計画を、5年度行う予定でございます。

ただ、基本的な方針としては、やはり、粕屋町は6つのJRの駅がございます。JRの駅を結ぶ、有機的に結びつけるような交通体系は目指すべきじゃないかなと。私は、これは強く思っているところでございます。今ありますコミュニティバス、ふれあいバスという地域公共交通ございますが、やはり、台数も少ない、コースも限られている、そしてまた、一方通行だという問題点。これはもう様々な会議の中で出てまいります。それを本数を増やしたり、あるいは駅と駅をつなぎ、公共施設・公共機関等を有機的に結びつける。そしてまた、お買物とか、日常の生活動態に結節するような、そういった交通体系も考えてまいりたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

町長から最初に質問になかったっていうことだったっていう前置きがありましたんで、私たちもこの施政方針は、この通告書を出す前に出しておりますので、見ておりません。ので、僅かな時間をもってこういう質問を作っておりますので、できましたら、これから早く施政方針をね、出すように心がけていただきたい

と思いますし、議会のほうからも何か要望が出るみたいなので、併せて言っておきたいと思います。

それでは次に、誇れるまちづくりでは、ゼロカーボンシティかすやを宣言していることから、公共施設や学校施設等への太陽光発電設備等の導入を進めるとして、導入可能性調査を行い、積極的に推進していくというふうにしております。導入にはお金のかかることだろうと思います。企業によっては国の補助事業を使って、導入に向けた支援を行う場合もあります。

私としては、総合評価方式による事業者を選定し、持続可能な割安な導入を求めたいと思いますが、町長としてはどのような考え、方法で導入を考えているのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

再生可能エネルギー、これは粕屋町の地形を考えますと、やはり、太陽光しかないわけです。風力とか、波力と言いましょか、海上とかそういったことはございませんので、やはり、太陽光に関しての発電、地域発電と言いましょか、それと蓄電池を備えた24時間体制で電力供給ができるような体制が必要ですが、何せ14km²のこの狭い町域ですので、立地条件が非常に厳しいものがございまして。朝倉のほうに山ございまして、あの山々はそれぞれ太陽光エネルギーのパネルで埋まりつつあります。

そういったことを考えますと、太陽光だけに頼らずに、家庭、そして企業、そしてこの公共機関が、何とかエネルギーを使わないような、代替エネルギーを考えるべきだろうと思うし、個々の屋根にできるなら、それぞれの小規模ですけれども、ミニ太陽光発電をやって、それに対する助成金も考えるべきだろうと思いますけど、そういったふうな計画を今から練るところでございまして。

どこの自治体でも、一番やりやすいのはEVだということで、公用車の電気自動車化は進めております。粕屋町も当然これは積極的に進めてまいりたいと思います。計画についての詳細は、議会のほうにもその都度、そういう機会がございましたら報告差し上げたいと思いますが、今日は全体的なことしかちょっと発言できません。よろしくお願ひします。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

続きまして、安心して生活できるまちづくりでは、防災無線の更新に着手すると

しております。防災無線には、これまで様々な課題が挙げられておりました。どのような形で更新を考えているのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

防災行政無線、これは、もう、すごく老朽化しておる状況です。つい先日もダウンしてしまいまして、議員各位も御存じかと思いますが、一両日ぐらいは使用できなかった現状もございまして、それはまた今、応急的に復旧をしております支障ない状態には戻しております。

ただ、こういった安全・安心につながる、非常に防災力の低下につながるようなこの防災行政無線の能力低下というのは、非常に喫緊の課題としてすべきだということで、やっと5年度に、この更新についてのスタートができます。ただ、非常に金額がかかるものでございますので、そのやり方については、そのコスト的なものと時間的なもの、施設の設備整備に関する時間的なものとコスト的なもの、そしてまた14km²のこの粕屋町で、よく無線そのものが届いて、そしてなおかつ今、非常に問題になってるんですけど、騒音としてとらえられる方も結構おられるんですね。

そういったことも解消しながらやるべきということで、全体的には6つぐらいの方式があります。ちょっと、詳細、今担当課が来てませんので、御説明できませんけども、そういった無線のやり方の長所短所を比較検討しながら、整備には積極的に取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ちょっと再度確認したいんですが、今ある防災無線を活用してっていう話なのか、新たなシステムづくりをしてやり替えるっていう話なのか、その辺はちょっとよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

古賀総務部長。

◎総務部長（古賀博文君）

今現在の防災行政無線につきましては、かなりもう年数たっておりまして、代替機器とか何か故障した場合の、今回もそうだったんですが、なかなかもう代替品の調達ができない等々の問題がございますので、恐らくではあります、新たなものを構築するという形になろうかと思えます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

それでは次に、最後になりますが、昭和58年に建設されました本庁舎の老朽化が進み、庁舎を取り巻く様々な課題解決に向けて、庁舎整備基本構想・基本計画を策定し、増築や改修を進めるとしております。

まず、この取組が市制を見据えたものなのか、また、増築する場合に考えられる建設場所はどこを想定してるのかを聞きたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

庁舎の老朽化に対します基本構想・基本計画につきましては、市制を見据えたっというものというよりも、今現在、職員数の増により事務室が狭かったりとか、女性用のトイレが少ないというような問題とか、会議室が少ないという問題を抱えておりますので、市制のことも当然ございますが、今現在のちょっと狭小化と老朽化した庁舎を対象とした基本構想・基本計画を考えてまいりたいと思っております。

また、増築の場所等につきましては、基本構想・基本計画の中で協議しながら見つけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

市制をっていう、令和7年度あと2年ちょっとですか、国勢調査があつて、5万人を超えるかどうかで今取り沙汰されてますけれども、市制を向かう上での増築であれば、当然それに見合った増築っていうふうになるのか。若しくは新設することを考えていくのかっていうお話になってこようかと思いますが、基本的には財政的な問題もあると思いますんで、増築っていう考え方になろうかと思いますが、そういった場合にはやっぱりある程度、市制を見据えたっという部分がないと、今のちょっと足りない部分を補完して建てますよって言った場合に、今度市制になったときにまた、新たにまた、そこを考えていかなきゃいけないみたいなことも発生すると思うんで。できましたら、市制を見据えたっという部分でも、やはり、ある程度考えて、この基本計画を立てていってほしいなというのはあります。

九州大学農場跡地の阿恵官衙遺跡の跡地の購入が終えます今回、学校用地の地目であるので坪単価は約6万円で、私としては安く買えたなというふうに思っておりますが、公共施設の用地として更に購入はできないのか、考えるところでもありま

す。町長の公約では、戦略的企業誘致の地として挙げられておりましたが、今後のまちづくりでは、欠かせない中心地であり、重要な場所でもあります。市制施行を行う上での新庁舎の建設としても、候補に挙げるべきだろうというふうな地であろうと思います。九州大学農場跡地の今後の土地の買収は、市制をたてるとかそういう問題じゃなくて、公共用地としてそれを買収することは考えてあるのかどうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

質問が非常に壮大なことになりましたが、今は、議員が御指摘のとおり、今年度で何とか阿恵官衙遺跡の用地の購入は、九大のほうから譲り受けることができる見込みがありました。

ただ、九州大学農場跡地の中に、また別のところに遺跡が実は発見をされておりました。これは文化庁とも、先日私も東京のほうに行きまして協議をしましたが、何とか最小限にそういった国指定をとどめていただけないかというような協議も行ってきたところです。

この九大農場というのは、西の粕屋町の玄関口で、これから先の粕屋町の発展を非常に左右するといいたいまいしょうか、そういった地であろうと思います。様々な公共機関も含めたところの、全く白地のところのございますので、なるべく、有効的な土地活用ができるように考えてまいりたいと思います。今議員が、それを、御指摘のありましたような公有地化、これも選択肢の一つとして、考えてまいりたいと思います。

ポイントは、やはり、粕屋町が主導権を持つような用地の活用、これが一番大事だろうと思っております。ただ、所有者は九州大学ですので、その辺の関係性は損なわずに、これから先、協議も進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

また新たな文化遺跡がということだったんで、更にこの開発が遅れていくっていうことだろうというふうに思います。その中での用地取得っていうのは、また難しいものが多分あるんじゃないかなと、今、お話を聞いて感じました。いずれにしても、安いという認識しかないんで、買っておくべきかなと正直思うところありますので、もし、買っとく余裕があるのであれば、土地開発公社もまだ生きておりますので、少しでもやっぱ公共用地として取得すべきじゃないかなというふうに思っておりますんで、その辺はまた御協議いただきたいと思います。

もう時間も40分過ぎてしまいましたので。ポストコロナの時代を見据え、粕屋町が選ばれるまちであり続けるために、町民一人一人が幸せを実感できるwell-being、幸福感なまちづくりを目指すとしております。物心共に豊かでなければ、幸福感は感じることはできないと思います。

しかし、幸福感は物が豊かでなくても感じることはできます。人と人々が優しく触れ合うことができる人情味のあるまち、誰もが助けられるコミュニティの場があれば、心豊かなまちかすやが創出できると思います。ハード面の環境整備も大事ですが、ソフト面での事業展開も重要と考えます。バランスのとれた粕屋町の将来を、市制に向けた取組を通して目指していくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、山脇議員の一般質問が終わりました。

これにて本日の「一般質問」を終わります。

本日は、4名をもって終了といたします。明日3月1日にも一般質問を予定しております。時間の都合がよろしければ、明日も引き続き傍聴にお越しいただくか、インターネット中継を御覧いただきますよう、御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時26分)

令和5年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年3月1日（水）

令和5年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和5年3月1日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

9番 議席番号 13番 本 田 芳 枝 議員

10番 議席番号 2番 田 代 勘 議員

第2. （追加）議案等の上程

第3. （追加）議案等に対する質疑

第4. （追加）議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和

9番 川 口 晃

2番 田 代 勘

10番 田 川 正 治

3番 杉 野 公 彦

11番 福 永 善 之

4番 宮 崎 広 子

12番 久 我 純 治

5番 末 若 憲 治

13番 本 田 芳 枝

6番 井 上 正 宏

14番 山 脇 秀 隆

7番 案 浦 兼 敏

15番 安 藤 和 寿

8番 鞭 馬 直 澄

16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（3名）

議会事務局長 藤 川 真 美

議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町 長 箱 田 彰

副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長 西 村 久 朝

総 務 部 長 古 賀 博 文

住民福祉部長 神 近 秀 敏

都市政策部長 新 宅 信 久

総 務 課 長 豊 福 健 司

経営政策課長 吉 田 勉

税務課長	渋田 香奈子	協働のまちづくり課長	安河内 敏 幸
子ども未来課長	渡 辺 剛	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
学校教育課長	黒 田 道 明	社会教育課長	白 井 賢太郎

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日、3日目の一般質問となります。本日は2名の議員の一般質問を予定しております。

また、執行部より「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、の追加議案1件が提出されていますので、後日、御審議よろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。それでは、通告書順に従い

◎議長（小池弘基君）

換気。ちょっと一旦暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時32分)

(再開 午前9時37分)

◎議長（小池弘基君）

それでは再開いたします。

途中まででしたから、最初からっていうよりも、まず発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告書順に従い質問を許します。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎13番（本田芳枝君）

おはようございます。13番、本田芳枝でございます。通告書に従って質問をいたします。

最初、校則のガイドラインについて。昨年12月定例議会において、中学校の校則についてお尋ねしたところ、現在見直し中との答弁がありました。その時は、新年度、つまり、令和5年4月より、それぞれの学校のホームページで公開することとのことでした。その際、ガイドラインの策定もあわせて質問しましたが、明確なお答えをいただけませんでした。

文部科学省は、ここ数年、見直しについての動きを見せており、今回の質問のテーマも、昨年12月に12年ぶりに出た、生徒指導提要改訂版の内容に沿ってさせていただきます。基本的な考えや見直しの方法について、詳しく掲載されています。そうした流れの中で、以下の6点について質問します。

- 1、中学校校則に関して粕屋町教育委員会の考えは。
- 2、改訂に沿った粕屋町ガイドライン策定の進捗状況は。
- 3、その周知の在り方は。
- 4、各中学校の取組の現状と支援は。
- 5、生徒の意見の反映は。
- 6、性の多様性の観点は。

それでは順に質問をいたします。教育委員会の考えについてお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

校則については、昨年12月の定例議会のときにも質問を受けておりました。1問目については、そのときに質問された内容かと思いますが、改めてもう一度お話をさせていただきます。

校則、これは児童生徒を縛るものではなくて、学ぶ権利を含む、児童生徒の自由や人権を保障するためのものであるということをお大前提に考えております。それから、不要なルールで子どもたちが制限されることがないように、また、性的マイノリティを初めとして、子どもたち一人一人の人権がきちっと守られるように、ということを考えております。

そういった意味で見直しをするんですが、今回の見直しについては、一番マスコミ等々で騒がれたのが、確か2017年だったと思いますが、大阪の、茶髪という言い方がどうなのか分かりませんが、髪の毛がちよっと黒ではない、もともとの地毛ですね。それで黒に染めるという、スプレーで染めるということで不登校になったと。こういうことが許されるか、ということが何か発端のようですね、今回の、大きくずっと。そしてこれが、生徒指導提要のほうにきちっと明記されたというふうに考えております。そういった意味で今回見直すのは、これからの社会が複雑で、なか

なか自分で判断して自分で考えて、どれが正しい情報で自分がどういう生き方を選択していくのかという、そういった力をつけないといけないということも含めて、やはり、この校則を子どもと一緒に、また保護者も含めて、見直していくということを、同時にやっっていこうということで、私のほうは学校のほうにお願いをしているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それでは、去年の12月に、これが主な質問だったんですが、ガイドラインの策定はされたでしょうか。もし、それをされているのであれば、その進捗状況などもお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

去年の12月の段階では、ガイドラインについて、きちっとした私の回答はありませんでしたが、口頭でずっと、こういった視点で見直しをしてくれんかという話をしておったんですが。それを受けまして、すぐ作りまして。一応見出しとしては、見直しの目的、それから、見直しの観点と枠組み。この観点と枠組みの中には、児童生徒が自ら考え意思表示しながら話し合う仕組みの構築、それから必要かつ合理的な範囲での制定、選定をやっていく。それから、校則の公表についてということも明記しております。それから、校則の在り方の見直しとしては、教職員と児童生徒、保護者が見直しに関わる仕組み、それから、校則の検討委員会は、幅広く老若男女で構成をするということ。で、毎年見直しをするという、時期のことも明記しております。それから、必要かつ合理的な範囲でこれが制定されるということで、社会通念上合理的と認められる範囲内で、校長を中心として、全文見直してくれということ。これは生徒指導提要にも書いてある内容なんですが。それから、校則が必要かつ合理的範囲で制定することになっておりますので、例えば、生まれ育った性質、いわゆる地毛、それから、男女の区別による表記、それから、健康上の問題を生じさせる恐れのある規定、これは全部見直してくれというような内容も明記しております。

今後のスケジュールについては、4月、新しい先生方ともう一度確認をして、子どもたちとも確認をした上で、早ければ、4月か5月には、ホームページのほうに掲載をします。毎年、見直しさせますので、今回ホームページに上げたことがすべ

てではございません。まず、1回は上げてみて、またそこでどういう意見があるかを、まず、聴取しながら、毎年毎年こう、できるだけ今からの時代に沿った表現なり、ルールなりを作っていこうということでしております。ようございますか。ですから一応あります。ガイドラインは作って、今学校のほうにも周知をしているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

次に進みますけれども、一応、各学校の校則は、4月か5月に公表される、公開されるということですが、その校則についての教育長の考えとか見直しとか、そういう運用の在り方も含めて、一般の町民に公開をされるってということについてはどうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず、今回、ホームページに上げてない状態なんですけども、新入生に関して、この前2月の頭に説明会がございました。そのときに、校則をこうやって見直しをします。学校の決まりはこうです、というのは、一旦提示はしております。それを、ホームページにそのまま上げるかどうかは、今からまた、2月3月の段階で変わっていくんですが。これを、町民の皆さん、例えば、中学校2校ホームページに上げましたと。是非、御覧いただいて、何かありましたら御連絡くださいってするかどうかは、ちょっとガイドラインにそこまで私は上げておりませんが。ちょっとそこは考えたいと思います。ただ、上げたということは、学校のほうからも発信させたいなというふうに思っています。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私が申し上げたいのは、それも大事ですが、教育委員会の考え方とか、このガイドラインを公開はされるということはどうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私は、ネットのほうで幾つか見るところがあるんですが、すべての市・町が載せ

てるっていうわけではございません。私のほうとしては、校長会あたりでもこれ説明しておりますし、そんなに大きく、これ、皆さん方に知らせる必要はないかなと思いますので。今のところ載せるつもりはございません。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

できたら載せてほしいと、私は思っています。

今の教育長のお話はとてもいい内容なので、何事も物事はそうですけど、最初はみんなよく分かっているんですが、だんだん年月を経ると、いつの間にかそれが何か空文化して、何となく、その場限りじゃないけれどもなってしまうので。なぜ、公開をするのか、教育委員会としての姿勢はどういうものかを、この校則に関しては、今後、学校に入学される方、それから卒業される方、いろんな方が、やっぱり町民はいろんな思いで見ていると思いますので、それが、こういう流れの中できちんと策定のガイドラインがあって、各学校が1年に1度、見直し、公開をしている。そのことを知っただけでも、多くの町民は、粕屋町はとてもよい町だというふうに思うところがあると、私は思いますので、是非、それをお願いしたいと思います。

今、教育長がおっしゃったように、私は東中に知り合い、子どもさんに知り合いがいたのでお尋ねしますと、学校説明会で、旧と新を皆さんにお渡しして、新しい分はこういうふうにする予定ですが、今後また、これは、順次変えていくと。意見をどうぞ、という形でお伝えしてくださったそうなので、とてもありがたいなあと思いました。

やっぱり、子どもたちの学校生活を楽しくするためには、そういった流れが必要だと思うので、それをお願いしましたが、もう一つ。実は、私はこの考え方とか動きとかその流れを、教育委員会会議というのがあると思うんですよね。それに今、会議録として出してあるので、多分、あるんじゃないかなあと。ほかの教育委員さんはどういう考えかなあといいながら、ちょっと開いたんですが、それは令和3年度までしか今のところなかったんですね。

だから、4年度については、今後、それをアップされるとは思いますが、これは自分事として、多くの町民の皆さんは考えられていると思うので、その辺をよろしくお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今、二つのことをちょっと言われましたので、ちょっと整理してお話ししますが、今回、このガイドラインを作って校則の見直しをお願いをしているところなんですけども、ホームページに上げるといふこと、これが最終目的ではないといふことは十分お分かりかと思ひます。これを見直すことによつて、子どものためになるんだよ。また、子どもが安心して学校生活が過ごせるように、学校に信頼感を持って学べるようになるといふことが目的なので、これをホームページに上げてくれ、教育委員会の動きをもっとこうしてくれ、といふこととは、ちょっと違ふような気が私しております。

ただ、上げないことに対してのメリットデメリット、いろいろあるかと思ひますが、本田議員は、常に、こういった質問の時には性善説に基づいて、皆さんがこういった気持ちで前向きにとらえていただくだらう、といふすべてその思いで発言されておりますのでよく分かりますけど。私たち教育委員会は、学校のほうからの批判じゃなくて、一般の方から、これはどうなつとるんだとか、まだ黙食をやつとるんかとかですね。これは、親御さんが理解してあるんですけど、一般の方がなかなかその辺が、そういった学校教育課のほうにこういった意見が出てきますのでね。あまりなんもかんも上げるといふのは、私たちも考えておりません。

また、上げることによつて、また誤解が生じる場合がございましてね。非常にその辺は難しゅうございまして。毎回、そこは考えております。だから、単純に私は切るといふことじゃなくて、今、上げる時期なのかどうか。1回、学校側から上げていただいて、これはこういった事由でお願いしたところなんですよ、といふ後づけでも私はいいのかなと思つてますので。今のところありません。

もう一つ、今、最後におっしゃつた、教育委員会の記録の話ですか。委員さん方も非常に興味を持っていただいております。この件に関しては、意見も確かに公表もと思ひますが、それは今までもやりよつた内容なので、それは続けたいと思ひます。はい、上げてまいります。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

現場の先生方はかなり大変だらうし、学校教育課も、いろんな方の意見に対応するのは大変だらうと思ひます。ただ、それならなおさら、粕屋町の教育委員会の姿勢はこうですよと。この考えに沿つて、こういう流れをしていますと、ね。で、おっしゃることは分かるんですけど、それも含めて、今後考えていきますといふ対応をしていただくといふことが、私は町民の皆さんに納得をしていただける大きな流れになると思ひます。だから、何でもかんでも公開するとかじゃなくて、その

大本の考え。だから、教育委員会の姿勢、あるいは各学校が、校則を最終的に決めるのは校長先生なので、校長先生が考えてされると思うんです。皆さんと一緒に、保護者とか生徒とか。で、背景を、子どもたちも知っておく必要があるし、その背景は、粕屋町の教育委員会の考えはこうであると。しかも、粕屋町全体の流れはこういう流れの中から、こういう子どもたちに育ててほしいから、子ども同士の交流を盛んにできるようにこういうふうにするとかいう、その流れがあるということが、多くの、私たちにとってはとてもうれしい。

やはり、なぜこうなのかって分からなかったらちょっと疑問に思いますよね。それか、それ知らずにじゃあこうすればいいじゃないかっていう意見にもなると思うので、そこは考え方の相違で、何とも今すぐここでどうこうは言えないんですが、やっぱりそういう流れの中で、いろんな物事を進めていただけたらありがたいというふうに思います。

5番にいきます。4番は、各中学校の取組の現状と支援というふうにしておりますが、先ほど、ある中学校の例を挙げましたけど、それ以外に何かありますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

5番ですね。

◎議長（小池弘基君）

4番。

◎教育長（西村久朝君）

先日の入学説明会の前に、一旦私のほうに、各学校のほうから、こういった内容で見直しましたという報告を受けておりますので、その中からいくつか、課長のほうからもまとめていただいておりますので、課長のほうから報告をさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

先ほど、本田議員もおっしゃってありました、中学校の入学説明会の中で、入学の手引ということで、新入学生予定の生徒さんに配付しておりますが、その点でちょっと何点か。

まず、制服につきましては、従来は男子用、女子用というふうな形でございましたが、現在、制服の見直しを行っております、男女共通の形になる。4月からする予定で、学校のほうは動いていただいております。ですので女子生徒さんも、ス

ラックスをはけるというようなことで、学校動いているということで聞いております。

また、校則の表現の中では、例えば、頭髪、髪スタイルについてでございますが、従来は男子については、こういうふうな決め方。女子については、ということで、男女別で定めておりましたが、現在はもう男女共通の表現でしております。また、従前の校則の中、表現につきましては、何々すること、とか、何々しないことってというような書きぶりでしたが、今後は、何々しましょうというような表現で、生徒自らが、背景を理解して守るための表現に変えているものと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それでは5番に続いていきます。

12月のときは学校教育課の課長の答弁の中に、子どもの意見を表明する場所、機会はあるというふうにお答えいただいております。今の取組の中で、多分そういうふうなことが、具体的にあったのかなと思うんですけど、子どもさんの、生徒の意見の反映はどのようにされていたのか。今は、結果だけしか聞いていないので、そこをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

黒田学校教育課長。

◎学校教育課長（黒田道明君）

各中学校の生徒の参画というようなことでございますが、校則の見直しに当たりましては、各学校とも、校則の検討委員会というものを立ち上げて検討をする場としております。各中学校とも、生徒からの意見聴取というものは、その中で現在行っておりまして、会議の際には、その生徒の意見を参考に協議を進めているということでございます。

生徒指導提要在、令和4年12月に改定されました。今後は、この検討委員会の中に生徒そのものを出席させ、参画させるというようなことも記載してありますので、粕屋町についても、そういうふうな考えで進めていきたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それでは6番に行きます。

性の多様性の観点はというところで、粕屋町は、昨年4月から、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始して、積極的に取組を進めていますが、校則への反映は。先ほどちょっと最初おっしゃいましたね。それでいいのかな。ちょっとその辺を改めてお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

性の多様性につきましては、社会教育課のほうもこうやってリーフレットを今回作っていただいているんですが、まだ、配布はしておりませんが、ホームページには、これ、上げております。町としてもこれを推進してますので、学校としても、先ほど、まず一つ目が制服。これは、やっぱりブレザー形式の、スラックス形式ということで。女子がセーラー服、男子が学生服という概念からかなり離れて、それで選択制ということをとってますので。これ2校、しっかり校長、学校同士が連絡取り合っていて、同時にスタートをとということで聞いております。

それから、やっぱり、体育の授業の着替え。それから、一つちょっと、私もなるほどなと思ったのが、プールのときの着替えですね。これは、やっぱり、男子がプールに入るときは女子は体育館で何ちゅうか、普通の体育の授業を受けるという形。ただ、そこにLGBTが、もし、いらっしゃった場合は個別の対応を、また、そこで授業のやり方を工夫しますということは聞いております。あと、トイレについては、何度も言いますが、みんなのトイレっていうんですか、共同の、何かいろいろ言葉ありますが。それを学校に作ったらという、以前、提案もちょっとございましたが、そこに、やっぱ、入る子どもが見かけられたときにどういうふうになるかというの、ちょっと、やっぱ、心配もありますので、これは、時間かけて私たちは検討はしております。ただ、現在のところは、やっぱり、保健室のトイレ。保健室にトイレがございますので、そこで着替えたりとか、ということで先生たちのほうでその配慮をしていただいているように聞いております。

あとは、そうですね、あと、特に教科的には男子女子が分かれててというのはほとんどございませんので、体育以外はですね。だから、そこに問題はないかと思っております。はい。そういった意識は、かなり先生方には、私は高まってきてるかなというのは感じております。今後も気を抜かずに頑張っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

昨年4月に、早速、県に倣って、うちの町も取り入れていただいたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度。これは60自治体の中で、今までに取り組んでいるところもありますけど、取り組んでない自治体でうちが一番に、4月にですね。だから、県全体では、その時4番目に取り組んでいると思います。だから、そういう動きを、学校のほうも、教育委員会もキャッチして、この何ですか、教育委員会の行政の教育方針にもきちんと、令和4年度の分にそれは入れておられましたし、今、学校の校則にもね、反映しているということで。結果を求めるんじゃなくて、私はその過程がとても大事だと思うので、そういう流れの中で、みんなの機運が高まるようになれば、本当にこの目的が半分は達成できたのかなあというふうに思います。

昨年6月に、こども基本法が成立し、また、先ほどお示ししたこれなんですけど、300ページほど、前12月にあるとおっしゃったので、私読みました。全部ね。そしたら、本当に細かく、今の時代に沿った詳しい手引きのような感じですが、この改定に沿って、大きな影響があって、その中から粕屋町2校の校則の見直し、公表について、とかいう流れがあると。しかも、その運用の在り方まで、今のお話ではきちんと対応していただけるということで、子どもたちが、生徒たちが健やかに学校生活を送れるように、そこに、今の新しい希望を見いだすことができました。ありがとうございます。今後とも、この流れをよろしく願います。

2番目の質問に行きます。伴走型子育て支援について。本年1月より、出産・子育て応援給付金が給付されるようになりました。広報かすや2月号に、その案内が掲載されていましたが、昨年12月定例会で説明を受けた内容の、伴走型支援についての取組の説明が不足しているように見受けられました。厚生労働省の「出産・子育て応援交付金の実施・運用」に沿って、お尋ねいたします。

まず、1番と2番と3番とございますが、1番からいきます。国からの交付金を粕屋町はどのように理解し、給付事業をされるのでしょうか。願います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員が、お示しされましたように、この出産・子育て応援交付金については、粕屋町は他の自治体に先駆けていち早く給付を始めております。先月の末に第1回の給付、そしてまた、今月にも早々に申請を受け付けながら、交付を行っておるところでございます。

そういった中であって、確かに給付だけではなく、交付だけではなく、伴走型の、出産して後のそういったフォロー、これが非常に大事だろうと思います。詳細

につきましては、担当所管のほうから御説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

出産・子育て応援交付金の事業の趣旨といたしましては、妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようにしていくものでございます。このため、厚生労働省は、令和4年度第2次補正予算で、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児などの見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報発信を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実させ、その伴走型相談支援に併せ、経済的支援を実施する事業を支援する交付金を創設いたしました。

現在、粕屋町では、この事業について、令和4年12月で議決をいただき、令和5年1月16日を事業開始日といたしまして、出産応援給付金として妊婦1人当たり5万円、子育て応援給付金としてお子様1人当たり5万円、を対象者に給付する事業だけでなく、現在も行っている、保健師等による個々の状況に合った相談や訪問をより一体的に実施していくことで、妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目なく支援を行ってまいります。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

続けて2番に行きます。

伴走型の子育て支援となっていますが、妊娠8か月の面談希望者を増やす具体的な方法があるでしょうか、というふうにしています。実は、かすや広報を見たときに、この8か月、妊娠8か月。出産後のいろんな手当はあるんですけど、この妊娠中の、こういう面談があって制度的にされるっていうのは、今回が初めてじゃないかと。うちの町は以前から、出産が分かったときに健康センターに行って、何ですかね、子どものあれ、健康手帳母子手帳かな、あれをいただくときにいろいろ説明を受けてあるんですけど。今回、国が伴走型という言葉を使って、こういう仕組みをしていますけど、その辺の8か月の取組。妊娠が分かったときと出産後は5万円配布される予定なので、該当の方はすぐ行かれると思うんですけど、一番大事だなと私は思っているんですけど、8か月の相談業務はどうでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

妊娠8か月の方には、妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送し、希望者に対し面談を行う予定でございます。既に、令和5年1月16日の事業開始日以前の対象者、令和4年4月1日から令和5年1月15日に妊娠・出産された対象者に対しまして、案内文とアンケートを郵送してありまして、返送があったアンケートの回答内容によりまして、既に、電話相談等の個別対応を行っております。もともと、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から切れ目なく支援を実施してありまして、妊娠届出時からフォロー対象者とした方や、その後の妊婦健診の結果や医療機関とのやり取り等で、フォロー対象者とした方については、妊娠の時期に関わらず、相談や訪問で継続的に関わっている状況でございます。

このため、今後も妊婦さんが健やかに安心して過ごせるように、妊娠8か月という時期にとらわれない、個々の状況に合った相談支援を継続して行ってまいります。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

とらわれないというふうにおっしゃってましたが、私はとらえてほしいと。国がそうしてて、結局、先で、国はアンケート調査をすると思うんですね。それで、しかもこれには、伴走型相談支援を実施する職員の人件費と、事務を要する活動費がついていると思うんですけど、しかもこれは今後も続くような話ですが、その辺の取組はどうなっていますか。

◎議長（小池弘基君）

石川健康づくり課長。

◎健康づくり課長（石川弘一君）

妊娠8か月に対する取組でございますが、まず、妊娠の届出時に保健所で面談を行いまして、妊娠8か月に対して面談を行います。仮に、妊娠8か月に対しての面談を仮に希望されないという方がおられても、アンケートを返送いただくようにしておりますので、アンケートの結果によりまして、支援が必要と判断される場合については、面談を調整させていただきます。

また、仮に面談を希望されないという場合がございますが、連絡体制を確保いたしまして、情報提供をするなどして、伴走支援を効果的に実施するような取組を進めてまいります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

傍聴者の方にお願ひでございます。

議場内では帽子の着用はできませんので、帽子のほうをとっていただきますようお願い申し上げます。

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

国全体で、この取組をしているので、多分、国は深掘りをしたいんだと思います。今日の新聞にも、もう出生数が8万人を割ったと。だから、10万人でした、80万人、そうそうそう、すみません80万。もうほんとにこれは喫緊の課題と。今頃慌ててもと私なんかは思うんですが。そういう流れの中で、いろんな手立てを、どうしたらいいかというのを考えていると思うので、今後、必ず、いろんな資料に基づいたアンケート、あるいは取組をすると思うので。

粕屋町は、実に、後で申し上げますが様々な手立てをしていて、これをする間でもなく十分しているところがあるんですが、せつかく国がこういう形で、ここを重点的というふうな感じで取り上げてるので。しかも、伴走型の相談支援を人件費もつけて、あるいは自治体のいろんな部署に、あるいはこれは民間も兼ねているみたいですけど、そういうところにも委託できるような方法を掲示しているんですが、結局ここで、どうなっているのかを具体的に知ったら、じゃあ、その手立てはどうするかっていうのを、次に進めてくれるんじゃないかなと私は期待しているので、是非、その辺の視点を持っていただいて、お願いしたいと思います。

それで、本当に3番目の質問はいいと思うんですけど、保護者の孤立や不安に対する町の取組は、実は、健康センターでいろんな取組があるっていうの、以前から知ってはいたんですけど、今回、こういう冊子を改めて見ることができたんですね。これは、子どもさんが妊娠されたときに、健康センターに届出を出して母子手帳ももらいに来られるんですが、そのときに、ゼロ歳からほぼ3歳までの子育て支援について、具体的に、何か月からはこういうことがあります、できます、あるいは町がします。相談はこういうところでこういう形でします。というのを、冊子を作って、しかも、これ、変えられるんです中身が。もう印刷してしまっているんじゃないくて、随時変えられるって。これは、とても素晴らしいなというふうに改めて思っています。粕屋町が非常に、近隣の町に比べて出生数が多いっていうのは、この辺の取組が、かなりあると思っております。

ただ、3番目に行きます。そこで一つ、私としては一つ残念なことを発見してしまっただけです。それは、この中に、ブックスタートという言葉が、10か月健診のと

ころで一文字あるだけで、具体的な説明が何もないんです。それで、これはどういうことかなあと、いうふうにそれから考え始めて、3番目の質問に行きます。

未就学児の心の発達について、子どもの発達には、体の栄養と心の栄養の両方が必要だと言われています。行政の大方の施策は、体の発達の対応は、ほぼ完璧と思われませんが、心の発達に関しては、保護者、特に母親の愛情に任せている傾向があり、施策的には不十分だと考えています。子育てをしながら愛情が芽生え、親になっていくその心の発達過程に、行政の支援が必要ではないかと考えます。その観点から、以下の質問をいたします。

なお、この質問には、NPO法人ブックスタートが出版しているすべての赤ちゃんに絵本を、それから赤ちゃんはゆりかごの中の脳科学者、という本を、あるいは次に、平成29年に改定された保育所保育指針と同じように、幼稚園指導要領の中の幼児期の終わりまでに育てほしい姿。それから先ほどお見せした、生徒指導提要の第1章、生徒指導の基礎より、幼児教育との接続、これを参考にして質問を組み立てました。一番最初に行きます。ブックスタートは、乳幼児の心の発達に関して、子どもと保護者に寄り添う事業だと考えますが、町の考えは。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

ブックスタート事業につきましてですが、こちらのほうには、乳幼児と保護者のほうが、絵本の読み聞かせということを通じて、触れ合う時間を作っていただくことで、乳幼児は保護者の愛情とか安心感、保護者にとっても子の成長というものを感じられて、お互いに心の安定にもつながるような、大事な事業ではないかと考えております。ブックスタート事業につきましては、絵本と読み聞かせの楽しさというのをまず知っていただくところのきっかけを作る、大切な事業でもあると考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

続けてどうぞ。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

粕屋町では、家庭でも親子でも、読書に親しんでもらうことを目的としまして、ブックスタート事業というものを行っております。10か月と3歳を迎えられたとき

に、その年齢に応じた絵本を1冊、お子様にプレゼントしております。10か月のときは、子ども未来課を主軸に、健康づくり課には、健診時に図書館職員と読書ボランティアの方々と、絵本を介して、お子様、保護者の方とコミュニケーションをとりながら、読み聞かせがお子様にもたらす効果などを説明してまいりました。3歳児は、社会教育課、図書館係を主軸にしまして、毎月2回、図書館とこども館でおはなし会を実施しております。併せて10か月児との、そのときに、読書の違い。3歳児に適した本の紹介などを行ってまいりました。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、令和2年度から今日に至るまで、この二つのブックスタートに関しましては、絵本のお渡しと、その説明のみとなっており、読み聞かせ時の、子どもさんの反応とか、それを見られる保護者の方に、見ていただけない状況が続いておりますけれども、令和5年度から、感染予防策を講じまして、徐々に再開する予定としております。絵本は、ちょっと繰り返しますけど、乳幼児期におきましては、親子の会話を生みまして、その交流がお子様にも心の安定をもたらせ、言語の発達と創造力を育むために欠かせないものだとは粕屋町としては考えております。子どもの読書について、家庭でも御利用いただけるように、図書館協議会や、読書ボランティア団体様からの意見も伺いながら、子ども読書活動推進計画にも沿いながら、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今の説明で大体分かりましたけれども、例えば、私はこの中に、ブックスタートに関連して、ゼロ歳からの読み聞かせを図書館でしているんですよ。そういう流れも、もう少し、これを作られたところは健康づくり課なので、社会教育との関連はないんじゃないか、今のお答えは、子ども未来課と社会教育の二つですよ。で、健康づくり課は、場所を提供していると。そういうことになっているのではないかと。ごめんなさい、ちょっと違ってたらまたあれなんですけど、思っています。それで、その三つの課が、それぞれの職員、しかも、担当する職員が、どういう形で連携をしているのか、そこが見えないんです。

それで、今、コロナ禍だからということですが、実はコロナ禍の中でも、工夫してやっている自治体はあります。それから、ほかの事業でも粕屋町でも工夫してやっている事業がありますでしょ、子ども相手に。だから、そういうことを含めて、私はその3年間がもったいなかったなあと。この出生された親子に対して、本を配

るということに、説明はされてるみたいですが、終わっているんですね。

で、この事業の根本について、もうちょっと、私、自分の経験から述べさせていただきます。三つの課がそれぞれ協力できるところで行っているのですが、その三課の状況で活動形態に影響が出ます。ブックスタートが始まって今年で19年になります。私は、この事業が始まったときからボランティアをしていましたが、私自身が、厚生常任委員会の委員長になったときに、それは10年ほど前ですが、辞退しております。当初から10年ぐらいまでのことを申し上げますと、親子への説明も、集団、最初は集団でした。集団から個別、部屋も健康センター内を転々となりました。絵本も5冊の中から2冊選んでもらっての配布でしたが、現在は3冊のうちから1冊です。そうした中で、ボランティアと職員の定例会を年に2回から3回ほど開き、反省や見直し、今後に向けた動きなども話し合っていました。ここ3年ほどは全く開催されていないと聞いています。

ブックスタート事業という名称で行われていますが、本の経費は、子ども未来課の需用費の中の消耗品費。例えば、今回は、この中に需用費とあって、消耗品費が横にあって、84万だったか、81万だったか、多分それだろうと思うんですけど、計上してあるだけで、ブックスタートのブの字もないんですね。それから、場所と日時は、健康センター、10か月健診時。ボランティアの活動費は、社会教育課の人材派遣事業から。そして、それに図書館司書が支援に入っています。今、申しあげました一般会計の予算書のことをありますが、どこにもブックスタートという名前、事業も、事業名も何もないんですね。まとまった事業として検証する公の場がないことが、この事業にとってマイナスとなるのではないかと当初から懸念していましたが、コロナ禍においてそれが明らかになったのではと思います。

それで2番目の質問に、健康づくり課と子ども未来課、図書館が思いを共有してきちんと連携し、事業展開をする必要があるのではと考えますが、現在、連携はしてあるようですが、きちんと、予算の出どころとか、その検証とかあるいは報告とかいうのを、決算書にちょっとありますけど、その辺の流れが明確でないので、そこをきちんと考えてほしいと思っています。このお答えはどこに。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

コロナの間も、図書館協議会等の会議は行っております。保護者さんとか子どもさんと触れ合う機会は、コロナ禍でしたのでちょっと少なくなっていたとは思いますが。連携についてちょっと述べさせていただきますけれども、ちょっと繰り返しになりますけれども、健康づくり課には、10か月の健診時に絵本のお渡しの場を提供

ということだけになっておりますけれども、3歳児は、健診の案内時に、ブックスタートの案内。いつ、どこで、そういうブックスタートするかということ。一緒に送付をしてもらっております。

子ども未来課に関しては、10か月のブックスタートの主軸となってもらって、ボランティアさん、図書館との連携を図ってもらってます。そして、あとこども館用の児童図書ということを購入しまして、また、図書館、フォーラム自体とは別で、こども館にも本を置いております。

ちょっとブックスタートという表現が、見当たらないということでしたけれども、そういう活動はしております。図書館の3歳児ブックスタートに関しましては、コロナですね。それで解除されましたら、おはなし会などを再開する予定にしておりますけれども、予定の日時に参加できない家庭もありますので、柔軟に対応していく予定としております。

また、新しいといえますか、去年、昨年予算に上げたものになりますけれども、電子図書館。こちらを令和5年から、スマホや、タブレットで好きな時間に読書ができるよう、サービスの開始を行うようにしております。これで、3課といえますか、3課も含めまして保護者様、子どもさん、連携をいろいろとりながら、サービスが少し向上していくのではないかなというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今のお話では、社会教育課が中心になって進めていくということですか。私は、その連携をもう少しきちんとした、今、あやふやとか曖昧っていうか。だから、どこかができなくなったらもうやめようかみたいな流れに、これは心配し過ぎですけどね、なっているんじゃないかなって。そこが心配なんですよね。だからそれは、何か手を上げようとされていますけど、何か違う。あるんですね、施策が。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。具体的に、連携という話になるかっていう話はあるかもしれませんが、確かに、以前は、健康づくり課の10か月健診時にボランティアの皆さま方に、健診会場において、読み聞かせスタート事業の説明等をさせていただいておりましたが、コロナ感染症の影響もありまして、対面での読み聞かせが難しいというところがあって、中断してる部分があります。

で、現在は、こども館のほうで、集いのところ、読み聞かせのボランティアのほうの読み聞かせのほうも、再開のほうをさせていただいておるところであります。10か月健診の健診会場につきましては、やはり、主たる目的が健診ということでありまして、そちらのほうに来られた方々の距離の確保等もあって、そこでのブックスタート事業での読み聞かせはちょっと難しいのではないかと考えております。こちらといたしましては、10か月健診時は、最初の絵本との出会いの場であって、大切であると考えておりますので、会場はこども館でとかいう、いろいろ意見もありますし。ただ、この10か月健診のときに来られる、というところにアクションを起こすことも大事ではないかと思っておりますので、そこでこちらから、今、既に話しましたが、こども館の読み聞かせボランティアのほうも入って読み聞かせも行ってもらっておりますので、そちらのほう活用とかもしていただくような形で、何かしらの案内を健診時に行う形とかをとれないかという形で、今、検討してるところでございます。ちょっと詳しくはまだできてませんが、その辺り、担当課とも話し合いながら、進めていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

この事業の主な目的は、すべての赤ちゃんにです。だから、今のこども館の集いでなさってることはとても素敵な事業と思いますが、集いに来られた方に対する絵本の説明とか読み聞かせ、あるいはそれを紹介する。すべてではないんですよ。私たちが問題にしないといけないのは、各家庭でいろんな状況があると思うんですけど、本を身近に置いていない家庭。それから親子との交流ができていない家庭。そういう家庭に対して、特に力を入れて、交流を深めるっていうのが目的なので、だから健診時なんです。だから私は健診を外したら、ブックスタートの意味はないというふうに考えています。

私の考えをまたちょっと申し上げまして、予定よりちょっと時間が過ぎますが、お願いいたします。このブックスタートは単なる本の配布事業ではないのです。生後4か月から1年までの赤ちゃんとその保護者に、絵本を介して楽しい時間が持てるように、手渡すときにその楽しさを感じてもらおうと。そうしなければ意味がないのです。

私たちボランティアは、赤ちゃんのために読み聞かせをします。大方のお母さんは半信半疑です。どうせ分からないだろうと。ところが、そのうち魔法が起きるんです。赤ちゃんの食い入るようなまなざし、心からの笑い声に、お母さんのほうが驚かれるんです。私の経験では、それぞれの赤ちゃんには個性があり、好みもそれ

ぞれ、その感じ方もまちまちです。そのお母さんが選ばれる絵本は、赤ちゃんが好んだ絵本とは違う場合が結構あるんです。そんな赤ちゃんの個性を、保護者が知ったときに、その発見、驚きを繰り返す中で、親としての愛情が芽生え成長があるのではと、私は思っています。賢く育てるのではなく、保護者の声、思い、抱かれた膝の心地良さが赤ちゃんに伝わることで、赤ちゃんは安心感を抱き、好奇心をいっぱいにして、様々なものを吸収し、自分のものとするのです。そんな交流を重ねることのできる保護者には、孤独も不安も遠のいていくのではないかと考えます。楽しみや喜びが、そういったものを追い払うんです。

生後1歳までの赤ちゃんの脳は、急激な勢いで発達していると、先ほど紹介した赤ちゃんは、ゆりかごの脳科学者という本の中に書いておられます。それで、多分連携は今後進んでいくかなと思いますけど、今すぐ連携してどうして欲しいというのは私のほうからはなかなか、この時点でお答えを得るっていうのは難しいと思うので、今後これからも、その話はして行きますが、とにかく予算の出所が違うんですね。

だから、そこも大きな問題ではあるし、まとまって研修もできないような状況に今きています。主にボランティアをしている方は、そうじゃない方もいらっしゃいますが、図書館のボランティアが多いので、そこで自分たちで研修しているということも多いんですね。そういったことも含めて、この事業を、なぜ取り組むのか、どういった形で取り組んだら一番いいのかっていうのを、次の3番目に、私は提言として出したいと思うので、します。

それは、未就学児の保育に対する教育委員会の考えはという問いで始まります。まず、未就学児の保育と教育委員会って全然重ならないんですよ、今までのイメージでは。だから、教育委員会が、未就学児のことで、どこまで踏み込めるかっていうのはちょっと分からない部分があるんですけど、とりあえず、教育長のお答えを伺った上で、私の考えを述べさせていただこうかなと思います。よろしくお願ひします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

未就学児の教育についてということですので、同じ子どもですので、教育委員会といえますか、教育に関わることなので恐らく質問が出たんだろうと思われま。ただ1点、ちょっと確認を最初にさせていただきますけど、幼稚園と保育園との違い、また、こども園との違い。これにつきましては、所管がまず、幼稚園の場合は文部科学省で、保育園は厚生労働省。こども園は、御存じかと思いますが、内閣府

と。また、それを扱う法律も、学校教育法、児童福祉法によって、また、変わってきます。また、施設も、学校教育施設の部分が幼稚園。それから、保育園は、児童福祉施設ということで、これは位置付けがされてますね。

ただ、2017年の保育園の保育指針ですか、保育所保育指針、これによりますと、幼児教育施設も兼ねるということになっておりますので、やはり教育という言葉が、保育園にも入ってきたんだなということで、改めて、未就学児の子どもたちの教育についても、教育委員会というか、私としては、しっかり勉強させていただきたいなということで、今回、いろいろ勉強させていただきました。ただ、幼稚園は、やっぱり、1日に4時間、それから保育園は7時間から8時間という時間がございます。保育に欠するていうこの言い方はどうかと思ったんですが。

結局、子どもたちを親御さんが育てられない御家庭、例えば病気とか仕事に行かなくてはならないというところは、子どもを預ける場所として保育園があるということですね。これについては、やはり、親のかわりに子どもを健康に育てていくという視点が、これ保育園の大きな狙いであって、幼稚園は子どもを教育していくという。

例えば、読み聞かせとか、足し算引き算とかちょっとそこに入ったりとかいうて、1日4時間ですので、限られた計画の中でやっていく。保育園の場合は、ほぼほぼ1日ですので、やはり、食事の大切さ、トイレのトレーニング、そういったものがずっと入ってきますので、やはり、教育というよりもお世話のほうが中心になるのかなという気がいたします。

今、本田議員が今質問されたその裏には、今、ブックスタートの話が出ましたけど、やはりこういったことは幼稚園、保育園関係なしに、就学前の子どもたちだから、何とか町として、子どもたちにプラスになるようなことをやってくれんか。そこは垣根なしに、法律とか所管関係なしにやってくれという願いはよく私分かりましたので、今後、就学前教育、いわゆる幼稚園保育園についても、幼稚園は当然、私の管轄になるわけですが、保育園についても、しっかり関心を持ちながら、やっていきたいなというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

非常に難しい内容ではないかと。私自身もまとめるのに結構苦労して、今朝までいろいろああでもないこうでもないっていうふうに考えているんですが、子育てっていうのは、幼稚園も保育所もないんですね。

それで、一番大きな理由、要因は家庭にあると思います。その家庭の環境がどう

いう環境であるか、あるいは子どもがおなかにいるときから、その流れの中でどう
いうふうに育っているかっていうのはとても大きいと私は思っています。それで、
今回ちょっと話は違うんですけど、昨日、宮崎議員が架け橋プロジェクトだったか
な。そういう話をされたときに、私も前から知ってはいたんですけど、今粕屋町で
行っている各小学校区における幼保小の連携会議というのがあって、これは正式な
名前は何ていうんでしょうかね。

◎議長（小池弘基君）

どなたですか。神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

名称に関しましては、保幼小連絡協議会となっております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

保幼小連絡協議会が年に2回されていると。それは小学校区別なのか全体なのか
そこは分かりませんが、私が、昨日直接伺ったのは、校長先生がね、代表っていう
か、中心になって会を進めておられるという形を聞いております。で、結局、幼稚園
園保育所の子どもたちが小学校に上がる、その接続ですよ。そこを小学校として
は重く見たいということでは始まっているんじゃないかと思うんですけど。実は、こ
の生徒指導提要の中にもそのことが書いてあります。その中で私は特に、ここに興
味深く持っています。

ちょっと話は変わるんですが、保育所保育指針は2018年4月に改訂されていま
す。同時期に改訂された文部科学省の幼稚園教育要領と共通する柱となるのは、幼
児教育において育みたい資質、能力です。幼児期の終わりまで育ってほしい姿とし
て、10項目はそれぞれに上げてあります。しかも、同じ内容が。これはどういうこ
となのかなと。もう、幼稚園も保育園も、やっぱり大切なところは一つだ、という
ことで、この10項目は乳幼児からの適切な関わりが、私は、幼稚園保育園だけじゃ
なくて、ゼロ歳、その前から、適切な関わりがこの10の姿につながっていく。その
内容は、10は、それが何かこれ当たり前じゃないかなと思う。健康な心と体、自立
心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、
自然との関わり、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚。そして言葉による
伝え合い、豊かな感性と表現が共に、保育所にも幼稚園にも、小学校に上がるまで
に、これを求めているんですね。

でも、幼稚園は3歳からです。でも、3歳になってこれはすぐ身につくとか言え
ない。そのもとになるのは、ゼロ歳からだと私は思っていて、ここにブックスタート

の重要性があるのではないかと思うんですよね。だから、その1年、ゼロ歳から1年の間、あるいはその後3歳までの家庭保育の在りよう、特に心、強いて言えば、非認知能力の発達が大きく関わっているのではないかと思うのです。だからなおさらこのブックスタートに力を注いでいただきたいし、教育委員会も積極的に支援していただきたいというふうに考えております。

先ほど、教育長は、いろんなことを考えてお話をしてくださったので、もうそれで今回は十分かなと思います。やはり、町全体で子育てを考えるときに、うちの町は、もうほぼ完璧に、発達、身体の発達は健康づくり課がものすごく頑張ってくれてるからあれなんです、うまくいってると私は思ってるんですね。ほとんどもう100%、いろんなことが行きわたっていると思います。ただ今回のその事業に関してはちょっと別で。それで、だから、あとは、心、心もですね、図書館を通してあるいはいろんな子育てボランティアの方たちを通して、うまくいってると思いますが、そういう流れの中の中心、町長はど真ん中って言われましたけど、私はこのど真ん中にブックスタートを置いていただきたいなというふうに考えております。それで今日の質問はこれで終わります。

(13番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、本田議員の一般質問が終わりました。

これにて暫時休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時50分)

◎議長（小池弘基君）

それでは再開いたします。

議席番号2番、田代勘議員。

(2番 田代 勘君 登壇)

◎2番（田代 勘君）

議席番号2番、田代勘です。通告書に従い、一般質問をします。

初めに、都市計画道路の整備促進についての質問です。

粕屋町は、総合計画後期基本計画で、近隣市町間の転入・転出が高く、持家率は県内下位になっていることから、人口の流動性が高い町となっています。町の将来フレームでは、定住化を促進する施策を展開し、令和5年1月末時点で4万8,914人。2年後の令和7年には、5万2千人と想定をしています。また、都市計画マスタープランでは、2040年における目標は、なんと5万8千人と想定をしてい

ます。

基本計画には、将来にわたり、安定した自治体経営、新たな雇用の場の創出及び地域経済の活性化のため、町の充実した交通ネットワークなどの強みを生かし、企業立地に向けた取組を目指しますとうたっています。粕屋町は地理的に見ても、博多駅、JR貨物、空港、博多港、福岡インターチェンジなど、半径5キロ圏内に多様な物流モードが集積しており、それらが福岡都市高速でつながっています。また、九州道、国道201号線は広範囲に各地を結んでいて、粕屋町は道路交通の要衝となっており、物流施設の立地が著しく、物流の拠点となっています。また、本年4月には、県道35号線筑紫野古賀線のバイパスが開通予定であり、渋滞の緩和も期待されますが、国道3号線のバイパス的な役割を果たしているこの沿線には、多数の工業団地が造成されています。今後、開発行為も増えてくれば、更に交通量も増加すると思います。

町長は、都市施設としての道路整備について、とりわけ都市計画道路の整備についてどう考えておられますか。よろしくお願ひします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、田代議員がおっしゃられたように、粕屋町の人口が4万9千人に届こうかという、人口の増加を見ております。当然5万人を超えた段階では、市制についての見据えた動きが活発化すると思います。その市制を見据えたところの様々なインフラ整備、これを早くしないといけないというふうに私も実感をしているわけですが、とりわけ道路インフラについての整備が、これは、生活空間だけではなくて、企業の立地、あるいはその産業の基盤形成のためには必ず必要なもの、必要不可欠なものというふうに位置付けられるものと思います。

そういった中で、この粕屋町の交通の要衝とおっしゃいましたが大きな201号、国道201号、そして県道607号、また、都市計画道路についても、非常に多い路線でございますが、ただ、いまだ未整備の路線も様々ございます。そういった中であって、1日でも早く、道路交通網の整備を進めなくちゃいけないという実感は持っております。筑紫野古賀線が間もなく開通ということで、東側の道路交通渋滞も解消されるものと期待をしております。また、西側についての東環状線、外環状とありますが、これの用地買収が今進んでおりますけども、九大の農場跡地への整備に、非常に欠かせない主要な街路、都市計画街路ということで考えておりますので、進めなくちゃいけません。町内には先ほど言いましたように、都市計画道路が14路線あるということで、その現状と今後のこの課題について、担当課のほうからお答え

申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず、都市計画道路、こちらにつきましては、都市間、地域間を結ぶ広域道路網として都市計画道路がございます。都市計画道路につきましては、交通渋滞の解消や緊急輸送道路の役割、日常生活や産業活動等における移動時間の短縮など、都市基盤へのアクセス性の向上に大きく寄与してまいります。

先ほど、町長のほうからもありましたが、粕屋町には、都市計画道路が14路線ございます。これまでも国や県が事業主体となりながら、町も協力し、整備を進めました路線や、町単独で整備を行った路線もあり、優先度を考え整備を行ってきたところであります。現在も町内では、井尻粕屋線、いわゆる福岡東環状線などの都市計画道路の整備を行っており、先ほど議員のほうからもありましたように、間もなく、平成16年度より事業を始めた主要地方道筑紫野古賀線バイパス区間が、供用開始を迎えるところでございます。都市計画道路につきましては、このような効果等もございますので、社会活動の中では、整備が必要とされる道路と考えております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

物流施設、企業誘致をしようとしても、接続する幹線道路が未整備のままでは、どんな企業でも寄り付きませんし、開発者はこの整備に多額の費用を求められることにより、足踏みしているのが現状だと思います。この件についてどう思われますか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

良質な宅地水準の確保と都市周辺部の無秩序な市街化の防止を目的に、開発許可制度がございます。開発行為は、土地利用を行う地権者や事業者など、開発行為者が開発区域内のライフラインなどの整備を行うものであり、区域に接続を行う道路については、周辺部へ影響がないよう、幅員など用途に応じて基準がございます。

そのため、開発行為を行う開発行為者は、開発基準に基づき開発行為を行う必要がございます。ミニ開発ではなくて、土地区画整理法に基づく一定規模以上の土地区画整理事業に対しては、区域内の土地利用について、一団の土地の区画を整え、

公共施設を整備・改善できるため、粕屋町におきましては、粕屋町土地区画整理事業助成要綱に基づいた支援を行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

次の質問に移ります。前段の質問に関連すると思いますが、土地区画整理事業区域内の都市計画道路の整備費用を地権者が負担することについてです。粕屋町土地区画整理事業助成要綱の道路についてです。第6条、道路整備については、事業者が負担するものとする。ただし、事業区域内に都市計画道路の整備計画がある場合は、当該道路の用に供する土地の取得に要する費用及び建設工事費用を予算の範囲内で町が負担することができる。第2項、前項のただし書の整備計画がある場合とは、都市計画事業においては事業の認可、また道路事業においては道路区域の決定を受けた場合という。第3項、整備された道路施設は、町の検査に合格した後に、町に移管されるものとする。となっています。

土地区画整理事業区域内を通過する都市計画道路についてですが、都市計画道路の整備計画が決定していれば、町の負担。決定前だと、地権者、事業者の負担となります。町が指定している都市計画道路は、一括して、町が整備するのが本当ではないのでしょうか。整備決定する前は、民間でやってください、セットバック等の公共減歩は理解するにしても、これまで半世紀以上の間に規制をかけられ、また、道路整備は民間でやってください、整備計画前と後では不公平感を生じるのではないかと思います。町長の見解を伺います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、おっしゃったように、土地区画整理事業の助成要綱、確かに、これ、ございます。そういった予算の範囲内において、その整備を町が助成するという、要綱の中には、道路区域の決定を受けた場合というふうになっておりまして、これが、やはり過去の様々な区画整理事業に対して、こういったことを今まで行っておりますので、これについては非常に困難な事案だろうと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

ちょっと一つ、町長に確認したいことがありまして、昨日、山脇議員の質問に対する答弁の中で、開発工事と同時に、都市計画道路の整備を進めていくという発

言があったんですけど、ちょっと確認で。いいですかね、それちょっと。お願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、具体的なものではございませんが、町が、町として大きな区画を積極的に開発行為を行うという、考え方のもとにあった場合には、それは当然都市計画道路についての整備を行った上でやると。これ、町が、あくまで主体的にその区域についての開発を行う。要するに、企業誘致を含めたところの、そういった開発計画は、ある場合についてということでございます。これは場所についても、ちょっと言及は避けておきたいと思いますが、やはり、今ある都市計画道路をなるべく早く実現化するように行うための一つの手段、というふうに御理解いただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勲君）

それでは次の質問に移ります。

新宮町は、市街化編入の際に合わせて、土地区画整理事業の都市計画を設定、都市計画の決定をしています。また、土地区画整理事業区域内に都市計画道路がある場合、国、県からの補助金を交付してもらうために、いろいろと手続を積み、区画整理自体に、都市計画を充てています。新宮町は、公共施設を一体的に整備する土地区画整理事業に合わせて、国、県からの補助金を活用して、都市計画道路の整備を進めています。

粕屋町では、都市計画道路については、整備計画がある場合に、都市計画事業においては、事業の認可、また、道路事業においては、道路区域の決定を受けた場合、と助成要綱にあります。土地区画整理事業区域内の都市計画道路の整備計画が決定しないのは、何か理由があるのですか。ちょっと再度、質問します。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

先ほども少し都市計画道路の機能について申し上げましたが、都市計画道路は交通渋滞の解消や緊急輸送道路の役割、日常生活や産業活動等における移動時間の短縮など、都市基盤へのアクセスの向上に寄与する都市施設でございます。これらの機能を図る上でも、整備計画を決定する際には、都市計画道路が広域幹線道路網と

しての役割を考え、幹線道路と幹線道路を結ぶ、ある程度の路線で決定する必要があると考えております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

町の意見もいろいろあると思いますが、土地区画整理事業区域内の都市計画道路の整備事業費と、固定資産税、法人事業税、雇用の経済効果の中長期的に鑑みたととき、費用対効果についてどう考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

土地区画整理事業後につきましては、固定資産税など、税収の効果が見込まれますが、中長期的に見れば、帰属された公共施設の維持管理に係る費用なども発生いたします。それぞれメリットとデメリットの双方を勘案する必要があるのではないかと考えます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

町長は、一体的に進めていくという話をさっき聞きました。町長は、先日の施政方針演説の中で、人口増加や産業需要に対するため、秩序ある土地利用を誘導し、住宅地や産業施設用地などの確保を図る必要があるとおっしゃいました。その受皿となる都市整備と共に、接続する幹線道路の整備計画も必要になると思います。都市施設となる都市計画道路が整備促進されれば、開発行為や土地区画整理事業など、まちづくりが進むことも期待されます。また、道路整備事業費用等を鑑みて、早期に道路の都市計画道路の整備計画の有無を示していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。市街化調整区域についての質問です。

粕屋町は、都市計画マスタープランでは、粕屋町が持っている様々な資源を生かし、魅力ある、そして暮らし続けたいくなる粕屋町を目指して、更なる発展に向けてまちづくりを進めていきますと、うたっています。近年の都市計画法や建築基準法の改正等により、集落内の建築等が大きく制限され、市街化調整区域内の人口減少や資材置場などの安易な土地利用が進むなど、粕屋町が目指すまちづくりの実現が難しいのではないかと思います。また、市街化調整区域内の既存集落では、このまま高齢化、人口減少が続けば、空き家、空き地が増え、防犯面、環境面で周囲に悪

影響を及ぼすと共に、地域のコミュニティの存続や地域行政の運営が困難となります。粕屋町は山林は骨格的な緑がある。適切に維持保全します。市街化調整区域内では、これらを一体的、緑の風景を形成する水田など、重要なものは、農業振興地域制度などにに基づき保全しますと、将来像位置づけのための方針として、うたっています。

実際、地域農業を守るため、農家の皆さんは機械の共同利用など、創意工夫をしながらの農業経営、また、農地保全に日々努められています。粕屋町は、耕作放棄地がないに等しく、農家の皆さんが迷惑にならないよう、日々管理されているからこそ、森林、水田、水路などが守られています。

しかし、現状的には、将来的に離農や担い手不足が生じるのは確かです。また、市街化調整区域内に暮らしている住民からすると、農家の生活の維持、そして、その集落が高齢化、人口減少、地域コミュニティの継続など衰退してまでも、果たして、市街化調整区域を守るべきなのか。市街化区域は発展し、規制のかかっている市街化調整区域とでは、地域間の格差が生じていると思います。そこで質問します。市街化区域内の農地面積はどのくらいでありますか。また、面積が毎年どのくらい減少をしていますか。お尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

稲永地域振興課長。

◎地域振興課長（稲永 剛君）

お答えいたします。市街化区域内の農地面積でございますが、令和4年4月1日現在で25.8haとなっております。また、市街化区域内の農地につきまして、農地転用によりまして、令和3年度は2.8ha、令和2年度は2.7ha減少しております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

市街化区域は、市街化を促進しているにも関わらず農地のままである理由は何でしょうか。お答え願います。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

市街化区域にも関わらず、農地のままである理由につきましては、例えば、将来子どもたちへの住宅用の建築ですかね、そのようなことや、家庭菜園分は残していきたい。そういうことなど、各土地所有者の個々の事情がございますので、町のほうでは、詳しいところはちょっと分かりかねるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

私は、用途地域の見直しについて、市街化区域内の農地が潰れないかとか足かせになっていると聞きますが、人口減少の歯止めや、均衡ある町土の発展のため、用途地域の見直しが早急だと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

用途地域の見直しはということですが、これはなかなか、町のその決断によってすぐ進めるものじゃございません。これ、県との協議も非常に必要でございます。用途地域については、ちょっとここで説明をしたいと思いますが、良好な都市環境を形成することを目的として、それぞれ土地利用の現況、そして、その動向並びに将来の土地利用の方向を踏まえて、それぞれの地域における土地利用に関して、用途、形態などに関する一定の規制を定め、建築基準法等の各種個別法の規定と相まって、良好な市街地の形成と住居、商業・業務、工場、そういった諸機能の適切な配置を誘導すると。これは全体的な考え方でございます。

指定や見直しに関しましては、それぞれ地域ごとの土地利用の現況とか、今後の動向、そして、具体的な開発計画、都市施設の整備状況を勘案することが非常に望ましいという都市計画運用指針の考え方を踏まえて、粕屋町にありますように、都市計画マスタープランに反映して、それぞれ地域ごとの、この粕屋町の将来像について、計画をしておる状況でございます。そういったふうな、総合的な、将来的な観点に立った線引きといたしまししょうか。用途地域の見直しを今後も図っていきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

ちょっとまた、お聞きしたいことがありまして、先ほど、市街化調整区域内の集落の高齢化、また人口減少、コミュニティの継続の衰退ですか、やはり、現実的に市街化区域と調整区域じゃあ、やっぱ、格差ができていと思うんですね。昨日の発言の中でも、町長がこども館に関して、やっぱ、子どもの多い地域に建てたいという話をされてあったと思います。そしたら、調整区域がなんか置いていかれているような感じがして。現在、やっぱ、市街化調整区域、本当に人口が減ってま。地域のコミュニティの継続も難しい状況に今後なってくる恐れもあります。ち

よっとその点について、ちょっと、町長、御意見を聞かせていただきたいと思っておりますけど。いいですかね。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

単純に、今の市街化調整区域をどんどん市街化にするということは、これは計画性がないというふうに感じられます。

粕屋町が、この福岡都市圏で担えるような都市計画をすることが、県との協議の中でもそれはうたわれております。人口ゾーニングといいまして、ここの地域については、こういった役割を持ってほしい。特に、粕屋町については、こういった交通基盤が非常に発達しているところ。都市高速があり、香椎のアイランドシティの港湾、流通地区に直結するような場所。そしてまた、九州縦貫道のインターがあるというような、非常に交通結節点での役割というのは、やはり物流というのが、非常に福岡都市圏の中でも粕屋町が担う、その役割だろうと思います。

そういった観点で、特に、この粕屋町の北部地域については、そういった地域的なメリットを生かしたような開発が今後もされると。これについて、私もどんどん応援していきたいと思っておりますが、やみくもにどんどん市街地にして、はい、やってください、というようなことは、これは道路、先ほど言いましたように道路インフラなくして、市街地の開発はできません。

従いまして、そこを総合的に考えながら、今後の粕屋町の都市政策を検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

ちょっと人口減少とかコミュニティの継続の件はちょっと聞きたいんですけど。ちょっと難しいですかね、これ。一応、物流とかそんな分かります、ゾーニングとか。やっぱ、人口減少とかコミュニティ、やっぱちょっと、調整区域はやっぱ人口が減ってきて、やっぱ、そのコミュニティの継続が今後難しくなってる、くると思うんですね。今の状況じゃ。一応、時間かけてゆっくりと開発なりしていくという、町長さん言われた。ちょっと人口減少、コミュニティの継続の件に関してちょっと、何かあればちょっと、答えをいただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

コミュニティの欠如といいたまいますか。これは、都市化した場所でも、既に今進んでおります。これは、横と横とのつながり、隣近所とのお付き合いの中での、そういった関連性の希薄さというのが一つの大きな原因。そしてまた、議員が言われるように、中山間部での人口減少について、これはもう、物理的にコミュニティが崩壊するというようなこともあろうかと思いますが、幸いに、それほど粕屋町については、減少地域については、大きく目立ったところはないということですが。確かに、市街化調整区域に囲まれたような集落については、それ以上の発達が望めないということがございますが、そうは言っても、やはり、家はどんどん増えておる状況でございます。そういった中に、別の視点で、コミュニティの育成は図らなくちゃいけないということで、特に、うちの協働のまちづくり課、あるいは社会教育の方面で、そういったコミュニティの醸成については、今後も図っていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

次の質問に移ります。

粕屋町は、既存集落内の開発許可制度の活用を検討するなど、地域コミュニティの維持と活力向上や集落の魅力づくりに努めますと、うたっています。県が示す、市街化調整区域における地区計画ガイドラインでは、平成18年の都市計画法の改正で、市街化調整区域内の農村集落等では、人口減少等による集落の衰退が見られることから、それぞれの実情に応じて、自然環境や営農環境と調和する一定の開発行為について、地区計画を作成した上で許容し、既存農村集落の維持、活力増進を図ることが可能となりました。市街化調整区域は、農地、自然、生活が一体となって形成されていることから、地域が抱える多様な課題に留意し、地区計画の活用などにより、計画的に整備、保全を推進していく必要があると思いますが、どう考えておられますか。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず、地区計画は、街区単位できめ細やかな市街地像を実現していくための制度であり、用途地域による都市全体の用途の配分や、土地区画整理事業による基盤の整備等と併せて、都市計画が目指す望ましい市街地像の実現のため、活用をされるものでございます。

市街化調整区域は、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域であると、都

市計画法にも定めがあり、市街化調整区域において地区計画を定める場合にあっては、市街化を抑制すべき区域であるという、市街化調整区域の性格を変えない範囲ですべきであると。これも国の都市計画運用指針にもございます。このようなところに基づきまして、その地区においての地区計画を行っていく必要があるのではないかと考えています。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

調整区域の、やっぱ、これから、今、新宮町とか久山町とか、地区計画によって農村集落の維持ちゅうのを図っています。是非、これは民意による地元の人たちの発意から始まる計画であります。是非、町のほうもいろいろ発信をしていただき、こんなものがありますよとか言って、整備計画など進めていただきたいと思っております。

市街化調整区域での開発行為は、地区計画、今、言いましたように地区計画が用いられています。これは、地域住民の提案による発意ですが、まちづくりを始める前には、地区の調査、計画の素案の作成、住民の意見聴取、原案作成の段階の段階を踏んで都市計画の決定となりますが、専門的な知識や資料の収集等に手間が必要となります。アドバイスやコンサルタントを要する費用などの助成を考えてはどうですか。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

粕屋町に、地域生活空間整備促進活動補助金の制度がございます。この補助金は、地域における町民の発意と合意を基本とした、町民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、安全で快適な居住環境を有する市街地の形成に資することを目的とする団体等の活動に対して補助を行う制度でございます。こちらの対象団体としては、活動対象地域における土地、建物等の利用の改善、良好な景観や居住環境の形成又は保全、その他市街地の整備に関する構想等の策定を目的としていることや、活動が、地域住民の多数の支持を得ていると認められることが必要となっております。こちらの補助金につきましては、補助金の額が予算の範囲内にはなりますが、1対象団体に対して1度につき30万円以内、2度までを限度として補助をさせていただきます。専門的な知見のある講師によるまちづくりの勉強会、あるいはそのような資料作り、また先進地視察などの補助金を活用していただければよろしいかと考えています。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

ちょっとこの質問に関連して、今、言われた地域生活推進、粕屋町、ちょっと自分も数、分からないんですけど、実績とか分かるなら教えていただきたいかなと思ってます。実績というより、今計画中、これを利用して開発できたちゅうのが分かればちょっと教えていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

すみません。現在、この補助金を活用されてる団体につきましては、確か4団体ほどございます。実際に、こういう補助金を活用されてまちづくり等を進められた中には、近年では酒殿駅南土地区画整理をされたんですが、そちらの地区のほうの方々が活用されてます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

次の質問に移ります。市街化調整区域内の空き家、空き地の利活用についての質問です。

政府は、空き家対策特別措置法の改正案を今年度国会に提出する予定で、3月には閣議決定されるそうです。総務省の住宅土地統計調査によると、2018年、全国で約849万戸。5年前に比べて3.6%増加。中でも、借手や買手を募集していない、市場に流通してない空き家が9.5%も増え、親の死亡後にも誰も住んでいないような家屋が、全体の4割を占めるそうです。今回の改正案では、空き家の活用を重点的に進める促進区域を市町村が設定し、カフェや宿泊施設への転用をしやすくする。倒壊寸前など、緊急性の高い場合、手続の一部を省いて、自治体が撤去。管理が不十分な空き家は、税の軽減対象者から除外し、事実上の増税で、所有者に早期の対応を求めるとしています。空き家は、適正な管理がされてないまま放置されると、防災面、防犯面、衛生面、景観面など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が高く、実際には社会問題となっている地域もあります。

粕屋町は、令和3年度11件と聞いています。粕屋町安全安心まちづくり条例に基づき、11件に対して適正管理を依頼したと聞いております。今後、市街化調整区域内の集落では、先ほども言いましたように、高齢化、人口減少に伴い、空き家、空き地が増加する可能性もあると思います。また、今回の、今の都市計画法や建築基

準法により、特に市街化調整区域内の空き家が活用できにくい理由の一つに挙げられます。地方創生の観点から、空き家・空き地等を大切な資源ととらえ、定住、移住の促進や地域の活性化を図る上で、積極的な利活用を推進することが求められると思います。自治体が運用する、官民連携の空き家バンク制度などがあります。また、改正案は成立はしていませんが、町として現段階で、空き家・空き地等の利活用など、今後どのような対策を考えておられますか。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

安河内協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（安河内敏幸君）

空き家等の利活用ということで、お答えいたします。

市街化調整区域に限らず、空き家の利活用につきましては、粕屋町では単独の事業は行っておりませんが、福岡県が設置しています、福岡県空き家活用サポートセンター（通称イエカツ）とありますが、これを活用しております。これは、福岡県が一般財団法人福岡県建築住宅センターに委託して実施している事業で、空き家の発生をこれまで以上に抑制していくために、空き家の掘り起こしと所有者に対して、処分や利活用の働きかけを行う機関としまして、令和2年10月に開設したものです。

具体的には、空き家や、将来空き家になりそうな住宅を所有している方から、イエカツに相談があった際に、空き家所有者の状況・希望について、状況の把握と基本情報の提供を行い、その後、売却等の価格やコストのシミュレーション、必要に応じて現地の調査を実施しまして、権利関係の整理の支援と活用・処分方法の検討・提案を行います。そして最後に、所有者の希望する活用と処分方法に合った専門業者とマッチングを行うこととなります。このイエカツの周知方法としましては、現在、協働のまちづくり課の窓口に置いているほか、お悔やみの手続の際に来庁された方が御覧いただけるように、総合窓口課などにもチラシのほう、設置しております。

なお、現在まで、イエカツが開設されて、粕屋町内の空き家について、売買や賃貸についての2件の相談がっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

今度、先ほども言いましたように、空き家対策措置法が、改正案が成立すると思います。これは、今度適切な管理義務、努力義務に加えて、県や国、自治体の施策

に協力する努力義務となっておって、所有者の責務強化となります。特に、今後は、やっぱり、先ほども申しましたように、市街化調整区域の空き家対策については、本当重要な課題になってくると私は思っております。今度、国の法律が成立しましたら、また次回のとき、質問でいろいろ聞きたいことがあります。調整区域、全国でもたくさんあって、粕屋町は空き家率は少ないということで、いろいろ田舎のほうとか言ったら、やっぱり、カフェとか民宿とか、いろいろ活用されてます。やっぱり、その調整区域内にある自然とか、その資源を生かして、やっぱりその、いろいろ取組をされています。是非、粕屋町でも、調整区域の活性化を考えていただいて。そんなカフェとか。特に調整区域内は店がないんですよね。粕屋町、コンビニは市街化区域、市街化地域にはいっぱいありますけど、調整区域あたりは店がなくて、買物難民。町は福祉バスとかでいろいろ町民の皆さんにサービスをしていますが、実際住んでいる人間からしたら、やはり、車がないと駄目。難しく。やっぱり、高齢化の人たちは大変になります。是非、今後、特に調整区域内の空き家でいろいろ考えて、町のほうでも考えていただきたいと思っております。

最後の質問に移ります。

粕屋町は、安心して子どもを産み、育てることができるよう、地域全体で子どもを育てていく、子育て応援都市「かすや」を目指している一方で、市街化調整区域に限らず、高齢化が進む中、単身世帯も増えています。体調変化への対応が遅れるだけではなく、特殊詐欺被害やごみ屋敷、空き家の増加など、リスクを高める側面もあります。

本来、我が国では、親・子・孫が同居し、家庭生活を営んできました。祖父母は孫にしつけや美德を教え、それぞれ役割を果たしてきました。今現在のように、保育所、学童保育の問題も発生せず、介護も大きな社会問題となりませんでした。このように、多世代で同居するため、敷地内の別棟の住宅を新築若しくは既存の住宅を増築した方に、その一部を助成するものとして、また、安心して暮らせる地域づくりの取組として、多世代同居増改築支援補助金事業があります。

全国でも、同居率の高い秋田県大潟村では、平成22年度から始まった事業で、令和4年に至るまで、58件の申込みがあったそうです。例えば、Uターンで家業を継ぐので、結婚を機に、別居していたがリフォームして同居する。また、これまでも、多世代で同居していて、子どもが大きくなったので、勉強部屋が必要となった。両親のために日当たりのよい部屋を増築したい、などが対象で工事費の合計の10%。ただし、80万円を上限とし、50万円を超える部分については、商品券を行使しているそうです。特にこの事業に関しては、東北のほうが多いみたいですね。

昨年、粕屋町でも、第1種低層住居専用地域で、建ぺい率50%、容積率80%に見

直されました。定住化、安心して暮らせる地域づくりとしての、多世代同居増改築支援補助金事業の取組についての検討について、町長の見解を伺います。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員御指摘のとおり、粕屋町におきましては、この多世代に対する住宅増改築を支援する補助金ございません。ただ、後ほど担当課のほうから詳細申し上げますが、福岡県に同様の補助金があり、それを活用していただく状況は今現在の形でございます。前問の質問の中と関連するものでございますが、この移住・定住。これについては、先ほど言われましたように、市街化調整区域の中の住居が、親御さんの事情により空き家になったということを活用するためにも、この移住・定住化が今進めております。

粕屋町においてのこういった補助金制度、これも、私は今後、日本全体の問題ではありますけども、地方自治体として、独自にやっぱり考えていく必要があろうと思っております。これは検討をしていきたいと思えます。

それでは、詳細につきまして、担当課のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

ただ今町長が申しあげましたように、福岡県では、既存住宅購入後に若年世帯、または、子育て世帯が行う子育て費用へ対応するための工事や、親世帯と子世帯が同居を行うための工事などを行う費用の一部を補助する福岡県既存住宅流通多世代居住イノベーション推進事業というものを実施しております。これは、持家の方のリノベーションも対象となっております。既存住宅の流通を促進すると共に、若年世帯、子育て世帯に対して、住宅取得に対する経済的支援を行いまして、高齢者、子育て世帯等が共に安心して暮らすことができる、多世代居住を促進することを目的としておりますので、現時点では、この県の補助を活用していただければと思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

是非、この事業、本当いい取組だと思います。やはり、家族で住むというのは、や

っぱり、自分もそうですが、やっぱり、いろいろ親から年寄りから教えてもらって、やっぱり、今の自分があると思います。是非、こんな事業を、是非、町として取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

最後に、都市計画は規制でもあり、将来設計でもあります。都市計画において、市街化調整区域の地域資源をどう活用していくかは、地域住民や事業者、そして行政で、町全体としての課題として取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

(2番 田代 勘君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、田代議員の一般質問が終わりました。

以上で、3日間にわたりました「一般質問」は、全部終了いたしました。

◎議長（小池弘基君）

本日、町長より追加議案が提出されております。

よって、議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、それぞれ追加日程第2、第3、第4として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、追加日程第2、第3、第4とし、議題とすることに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第2、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日、町から提出されました追加議案は1件であります。提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは、追加で提案させていただきます議案1件について上程し、提案理由を御説明申し上げます。

議案第35号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。

令和5年1月13日に発生しました、総務部税務課の所管業務に使用した公用車の物損事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め和解しようとするもので、

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第3. 「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第4. 「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第35号は、付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案第35号は、付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時43分)

令和5年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和5年3月16日（木）

令和5年第1回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和5年3月16日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 古 賀 博 文
都市政策部長 新 宅 信 久	総 務 課 長 豊 福 健 司
経営政策課長 吉 田 勉	税 務 課 長 渋 田 香 奈 子
収 納 課 長 堺 哲 弘	協働のまちづくり課長 安河内 敏 幸

総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	松 本 義 隆
会 計 課 長	安河内 淑 子	学校教育課長	黒 田 道 明
社会教育課長	臼 井 賢太郎	給食センター所長	井 手 正 治

(開議 午前9時30分)

◎**議会事務局長（藤川真美君）**

会議の開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

全国町村議会議長会及び福岡県町村議会議長会より、永年の議会議員としての功績に対し、久我純治議員が表彰を受賞されました。ここで、受賞者の方へ伝達していただきます。

それでは、久我純治議員、発言席前方へお願いいたします。

小池議長から、久我議員へ伝達をしていただきます。

(議長 小池弘基君 発言席前へ)

(12番 久我純治君 発言席前へ)

◎**議長（小池弘基君）**

表彰状、福岡県粕屋町 久我純治殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績に誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。全国町村議会議長会 会長 南雲正、代読。

どうもおめでとうございます。

(表彰状伝達)

続きまして、今度は、県のほうでございますけども。

表彰状、糟屋郡粕屋町議会議員 久我純治殿。

貴殿は、多年町村議会議員として、地方自治の振興発展に貢献せられ、大きな功績を残されましたので、これを表彰します。

令和5年2月24日。福岡県町村議会議長会長 畠田勝廣、代読。

どうもおめでとうございます。

(表彰状伝達)

◎**議会事務局長（藤川真美君）**

小池議長は議長席へお戻りください。

(議長 小池弘基君 議長席へ)

◎**議会事務局長（藤川真美君）**

それでは、受賞されました久我議員から謝辞が述べられます。

◎**12番（久我純治君）**

おはようございます。

私がこの前に立てるのも、60歳のときにいろんな誘いを受けまして、それから議会に入り、挑んだわけでございますけど、いろんな人の力を借りまして、私は町民の代表として、また代理人としていろいろ頑張ってきたつもりですが、まだまだ

至っておりません。

私は、議員になりましてから始めたことは、一つは、とにかく続けること。何でもいから、とにかくしぶとく続けてくださいということをよく聞き、また耳にしました。実際私がやってきましたことにおいて、今までは、太鼓の件、ボランティアの件とか、それとか、中には、今マイバック運動は当たり前になりましたけど、始めた時はものすごく苦勞しました。太鼓でも、何するとかとか、マイバックは特に、泥棒を育成するとか、と言われて、ものすごい批評を受けましたけど。今は定番になりましたけど。やっぱり私は、この議員になりましてから続けてよかったこと。

それは、結局、自分の信念を持ってすれば、何とかなるんじゃないかなと。それだけです。だから、今子どもたちにも言いますが、とにかく続けることが一番いいことだということ。私もこの目標を持って、議員生活を支えてもらっております。これから先も、町の代理者として、また、いろんなことを粕屋町に残したい。私はここに来てから約50年になるんですね、粕屋町に来て。そして、やっぱり、自分たちができることとしたいこと、ずっとずっと考えてやっておりますので、これからも頑張っていきたいと思えます。

本日はどうも本当にありがとうございました。

◎議会事務局長（藤川真美君）

伝達を終わります。久我議員はマイクをオフにされ、自席にお戻りください。

（12番 久我純治君 自席へ）

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日の本会議におかれましては、県からマスクの着用の考え方の見直し等についての方針に基づき、出席者の皆さまにおかれましては、マスクの着用は各人の判断に委ねることといたしましたので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本日、WBCの準々決勝で日本対イタリア戦が行われます。熱い戦いが予想されますが、テレビでの放送もありますので、私も応援したいと思っております。

また、令和5年最初の今定例会も、無事閉会日を迎えることができましたことに、執行部や議員の皆さまに感謝申し上げます。そして、令和4年度も、早いもので残り2週間ほどとなりました。4月には、新規採用のフレッシュな職員が加わり、粕屋町の新たな戦力として、業務に邁進してくれることでしょう。議会におきましても、その勢いに負けることなく、町政発展のため御尽力いただきますよう、よろしく御協力お願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。

今日は執行部のほうからは、神近部長から欠席届が提出されておりますので御案内いたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

議案第1号、「粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例について」、議案第2号、「粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例について」、議案第3号、「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第4号、「粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」、議案第5号、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第6号、「粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、6議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第1号、「粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例について」、議案第2号、「粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例について」、議案第3号、「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第4号、「粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」、議案第5号、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第6号、「粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して、また、文教厚生常任委員会でも、インボイス制度に関する議案が審査されておりますので要約して御報告いたします。

議案第1号から議案第6号につきましては、令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の開始に伴い、課税取引における税抜き価格を明確にするため、所要の改正を行うものです。

議案第1号ではまず、インボイス制度自体の説明を求め質疑を行いました。以下、各議案に対して、議案ごとに、施行日が4月1日になっていたり、10月1日になっているものもありましたので、違いについて問う質疑など、各議案について細かい質疑を行っております。制度開始後、大きな混乱が起きぬよう、町民に対して丁寧に説明を行ってほしいと思います。総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、議案第1号、「粕屋町都市公園条例の一部を改正する条例について」、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第2号、「粕屋町町民農園設置条例の一部を改正する条例について」につきましても、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第3号、「粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」につきましても、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第4号、「粕屋町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」につきましても、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第5号、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」につきましても、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたしません。失礼いたしました。

最後に、議案第6号「粕屋町駅舎コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」につきましても、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第1号の討論に入ります。

◎議長（小池弘基君）

まず、原案に反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第1号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第4号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第5号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第6号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第7号、「グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」、議案第8号、「粕屋町立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例について」、議案第9号、「粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について」、議案第10号、「粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正する条例について」、以上、4議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

議案第7号、「グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」、議案第8号、「粕屋町立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例について」、議案第9号、「粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について」、議案第10号、「粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第7号、「グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」、議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告い

たします。

令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の開始に伴い、課税取引における税抜き価格と消費税額を明確にするため、所要の改正を行うものです。

審査の中で、税金がかかるものとかからないものがあり、かからないものは手数料などがあり、非課税文書は改正されないということでした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第8号、「粕屋町立生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の開始に伴い、課税取引における税抜き価格と消費税額を明確にするため、所要の改正を行うものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第9号、「粕屋町総合体育館設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の開始に伴い、課税取引における税抜き価格と消費税額を明確にするため、所要の改正を行うものです。

審査の中で、町民の皆さんへの料金の表示はどうかという質疑に、利用者への分かりやすい税込みの金額でお知らせすることなどの答弁がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第10号、「粕屋町立小学校及び中学校の施設使用料条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の開始に伴い、課税取引における税抜き価格と消費税額を明確にするため、所要

の改正を行うものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第7号の討論に入ります。
まず、原案に対する反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第7号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。
よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第8号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第10号の討論に入ります。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第11号、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第12号、「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第13号、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第14号、「粕屋町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、以上、4議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第11号、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第12号、「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第13号、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第14号、「粕屋町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

議案第11号、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う狂犬病予防法の特例の適用により、簡素化される犬の登録事務に関わる手数料を無料とするため、所要の改正を行うものです。

委員会での審査の経過につきましてでございますが、ほかのところでは、消費税を分けられているが、これは消費税を分けていないのか、という質疑に対し、この分は登録のあくまで手数料であり、消費税を伴う取引に当たらない。もともと消費税という概念がない住民票などの手数料と同じである旨の答弁がありました。マイクロチップがついている分に関して、登録手数料を取らないということだが、狂犬病予防注射の接種部分は今までどおりかという質疑に対し、そのとおりである。あくまで登録手数料が無料となるもので、狂犬病の接種は従来どおりである旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第12号、「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」です。

本議案は、民法の改正により、ライフラインの設備を設置・使用する目的で、他の土地等を使用するための規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容としては、他者が所有する土地に給水装置を設置する方法以外に、継続的な給水が受けられない場合において、通知や簡易裁判所の公示による意思表示を行うことにより、最小限の範囲で整備することを可能にするものです。

委員会での審査の経過につきまして、具体的な事例の追加説明を受けた後に、粕屋町にはこのような事例はどれぐらいあるのかという質疑に対し、全く他人という事例というのはほぼない。あるとしたら、親の土地を通るとかそういう場合である旨の答弁がありました。また、原則として、同意をとるのが基本だが、所有者不明のような土地があつて、そこをどうしても通らざるを得ない場合が想定されるから、そこに合わせて民法が改正されて、それに伴って条例を改正する。そういう理解でよいかという質疑に対し、そのとおりであると答弁がございました。

議員間討議でも議論を重ねしっかり理解を深め合い、総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして議案第13号、「粕屋町議会議員及び粕屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」です。

本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行され、選挙運動時に用いられる自動車の使用等に関する経費の公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

委員会での審査の経過につきまして、この限度額が上がった要因はという質疑に対し、国のほうで、物価高騰や消費税率が上がったことへ対応として、国のほうが上げているという旨の答弁がありました。

私たち自身に関することですので、そのほかにも、質疑がなされ、十分に審査を尽くし、総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に議案第14号、「粕屋町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」です。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条

による改正個人情報保護法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、これまで条例で定められていた個人情報の取扱いや、情報の開示に関する規定が法律で定められたことになったため、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに、粕屋町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定と、所要の整備を行うものです。

委員会の審査の経過につきまして、デジタル社会の形成を図るための環境整備ということで、個人情報に関する法律が一本化したという話だが、なぜデジタルの形成を図るために一本化しないといけないのかという質疑に対し、各自治体が、これまで条例でそれぞれ持っている情報、個人情報を出したり出さなかったりという判断をしてきたが、各自治体間でそれぞれ条例を作って、それぞれ少しずつ運用が違っていると、これからの情報化社会に不適切ではないかということで、国が改正を考えた結果である旨の答弁がありました。要するにデジタル化によって情報の収集が容易にできるので、国の法律に従えばすべて統一でき、簡単にデジタル化でやりとりができ、スピード感を持ってできるということかという質疑に対し、そのとおりであるという答弁がありました。また国が運用と管理していくという説明だったので、どのように管理していくのかという質疑に対し、法律を軸に今度から考えていくようになるので、各自治体がばらばらの判断をするのではなく、国の機関である委員会が、法律の解釈については、一元的にやっていくということになる。各自治体がそれぞれ解釈していくのではなくて、その解釈について異議があった場合は、国の機関に確認するようになる旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第12号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第14号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第15号、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第16号、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第17号、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第18号、「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、4議案を、一括して議題といたします。

これらの案に関し委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第15号、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例につい

て」、議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

国史跡などの重要な史跡等の整備事業に関する事項について、必要な検討を行うため、粕屋町史跡等整備検討委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の中で、保存管理活用計画委員会はどうなるのか、その流れについての質疑があり、以前設置の委員会は、保存管理活用するために設置しており、整備検討委員会は具体的整備の方針について定めていく計画になるということです。また、新しく発見された遺跡は、保存活用計画の対象になると答弁がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第16号、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

国民健康保険の財政運営の責任主体である県から示された令和5年度の国民健康保険事業費の納付金及び標準保険料率をもとに、国民健康保険被保険者に係る均等割額及び平等割額の改正を行うものです。

審査の中で、均等割、平等割の改正により負担が増える人数と負担の総額についての質疑に対して、国保加入者全員の6,800人が対象で、総額980万円ほどの増になるとのことでした。また、納付金が増えている理由と今後の見通しについての質疑は、団塊の世代が後期高齢者医療に移行しており、医療費が増大する見込みで、後期高齢者の支援金分の負担が多くなっているためであり、今後、後期高齢者医療の制度改正が行われれば、現役世代が支払う納付金も減るのではないかと思われる答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第17号、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

国の子育て支援として、令和5年4月1日から、出産育児一時金の支給総額が全国一律で50万円に引き上げられることに伴い、粕屋町国民健康保険条例を改正する必要性が生じたため、所要の措置を講ずるものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第18号、「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、福岡県の条例準則が改正され、粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例につきまして、所要の改正を行うものです。

審査の中で、今回の改正内容は、住所が変わっても元の自治体が助成対象とする特定施設が拡大されたものであるとのことでした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

議案第17号、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、今説明がありました。第5条1項本文中、40万8千円を48万8千円に改めるというふうに、これではなってるんですが、国のほうでは、42万円を50万円にっていうことであつたんですけど、この差額が、ちょっと説明の中でちょっと分からなかったの、説明していただければと思います。

◎議長（小池弘基君）

よろしいですか、質疑がありましたけども。答えられますか。

挙手をお願いいたします。

井上文教厚生常任委員会委員長。

◎6番（井上正宏君）

申し訳ありません。ちょっと。資料がないもので。

◎議長（小池弘基君）

今、手元にちょっと資料がないということでございますが、暫時休憩して、その間準備していただくようなことでよろしいですか。

山脇議員、よろしいですか。

それでは一旦、暫時休憩して、準備していただきますけども。はい、分かりました。

それでは、ただ今山脇議員から質疑が出まして、委員長のほうの答弁が、資料がちょっと手元にないということでございますので、一旦ここで暫時休憩をいたします。

再開は、準備それが終わり次第、また再開の連絡を差し上げます。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時35分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

井上文教厚生常任委員会委員長、答弁のほうお願いいたします。

◎6番（井上正宏君）

答弁いたします。

山脇議員の差額の件でございますが、差額は産科医療補償掛金加算額1万2千円加算して支給されるので、50万円となりますということでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員よろしいですか。はい。

ほかに何か質疑ございますでしょうか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第15号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第16号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案第16号、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論を行います。

家族や子どもが多くなればなるほど保険税が高くなる均等割と、世帯にかかる平等割、3年連続で引き上げられ、保険税が増え続け所得割も引き上げられる。このような状況であります。国民健康保険加入世帯の担税能力を超える保険税になっていると思います。均等割は赤ちゃんを含め収入がない子どもにも保険税がかかりますので、町長が掲げる子育て支援という政策から見て、逆行するものではないかと考えます。

コロナ禍のもとで、令和2年度の3月議会では、国保税の負担軽減のために保険税を据え置くことを、議員全員が賛成して議会で決定しました。国保加入者からは大変喜ばれました。しかし、据え置きをした以降、今年度の値上げにより、3年間で均等割の医療分で4千円、支援分で2千円、介護分で2千円が引きき上げられて、家族1人当たりの保険税が8千円の増額になります。3年間で均等割が1人当たり8千円増えることになり、4人家族では3万2千円の負担増になる状況になります。所得割も、3年間で1.81%の保険税の増額。世帯にかかる平等割も、3年間で5千円の保険税の増額です。粕屋町の今年度の保険税の引上げにより、35歳夫婦で子ども2人、給与300万、所得202万の場合は、3年前の29万7,300円から36万8,900円になり、7万1,600円引き上がることになります。35歳の夫婦子ども2人の場合、所得2か月分の保険税ではとても生活成り立てません。

このように、高い粕屋町の保険税は、昨年度の均等割と平等割では福岡県内で6番目に高い保険税です。今年度の保険税の引上げで、均等割と平等割は、福岡県内で一番高いと言われる新宮町を抜いて高い保険税になると考えます。また、1人当たりの調定額、昨年度、福岡県で11番目に高い調定額でした。今年度は、3年前の10万3,390円から12万990円になり、福岡県の調定額の11万9,050円も上回る事態になります。コロナ禍の下で、福岡県内では昨年度に保険税を上げたのは、5市2町だけでした。町としては粕屋町と添田町が引き上げました。

このようなもとで、糟屋地区の市町村では、今年度も3年連続で保険税を据え置

くとしています。糟屋地区で保険税を引き上げるのは粕屋町だけです。コロナ不況のもとで、3年連続して値上げすれば、当然国保加入者の滞納者増えていることになり、病院に行けない人が増え、症状が悪化して手遅れになる人たちも生まれることが予想されます。これまで粕屋町としていろんな施策を行う場合、糟屋地区の自治体の水準に合わせて実施するということがあります。そうであるならば、他町が、国民健康保険加入世帯の負担額抑えて据置きをしているので、少なくともその水準には合わせるべきです。福岡県から示される高い標準保険料率に合わせるために、粕屋町の保険税を高く設定することを担当所管課や町長より諮問された国民健康保険運営協議会において審議されておりますけど、国保加入者の負担軽減策については不十分だと考えます。

町として、福岡県が示す標準保険料や事業納付金を納めるだけの施策ではなく、全国の自治体でも実施している一般会計の繰入れを行い、均等割や平等割の負担軽減を行うべきと考えます。そのために財政調整基金、活用することも含めて、検討することを求め、保険税の引上げをする条例の反対討論といたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第18号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第19号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第20号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第21号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第22号、「令和

4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第23号、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上、5議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

議案第19号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第20号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第21号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第22号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第23号、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみを御報告させていただきます。

まず、議案第19号、「令和4年度粕屋町一般会計補正予算について」、今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,896万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を226億7,327万1千円とするものです。歳入の主なものに関しては、町税を1億2,360万円、地方消費税交付金を1億円、地方交付税を1億588万9千円増額し、国庫支出金を1億95万1千円、諸収入を9,420万2千円、町債を2億8,520万円減額するものです。一方、歳出の主なものに関しては、流域関連公共下水道事業補助金を7千万円、減債基金積立金を2億9,032万2千円、財政調整基金積立金を4億8,931万9千円増額し、広域環境衛生事務費を8,127万3千円、小学校施設整備事業費を2億6,669万円、遺跡発掘受託事業費を9,319万円減額するものです。

審査の中で、会計年度任用職員の在り方について様々な御意見、御提案をいただきました。令和3年度補正予算の中での委員長報告でも、全体的に人件費の減額で、各課人員の確保に苦慮されているとの報告がありましたが、令和4年度補正予算の中でも、町長は、子どもをど真ん中における政策を宣言されていますが、担当課は所属の会計年度任用職員の応募がなく、大変苦慮していると執行部からの答弁がありました。議員からはこのままでいくと、会計年度任用職員の応募がなければ、正規職員に負担がかかり、多忙な環境で、正規職員が退職につながることもなるようであれば、本末転倒ではないか。また、会計年度任用職員について、正規職員に引き上げる条例定数の見直し及び改正が必要では。更に議会として特別委員

会を設置し、検討していく必要があるのではないかとの意見が出されました。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第20号、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、今回の既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ311万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億1,730万2千円とするものです。

歳入に関しては、繰入金を606万6千円増額し、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を918万3千円減額するものです。一方、歳出に関しては、返還金を100万6千円増額し、保健事業費を412万3千円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第21号、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ329万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,599万7千円とするものです。

歳入に関しては、繰入金を329万5千円減額し、歳出に関しては、負担金を329万5千円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第22号、「令和4年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,595万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億1,393万3千円とするものです。

歳入に関しては、国庫支出金を282万7千円、支払基金交付金を291万6千円、繰入金を1,992万7千円減額し、財産収入を16万7千円増額するものです。一方、歳出に関しては、総務費を198万3千円、諸支出金を283万8千円、地域支援事業費を1,113万円減額するものです。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ338万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,647万2千円とするものです。

歳入は、サービス収入を36万9千円、繰入金を301万1千円減額し、歳出は総務費を338万円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第23号、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、御報告いたします。

審査の経過については、議長を除く議員全員により審査でございますので、要点のみを御報告させていただきます。

補正の主な内容は、令和4年度繰出基準に基づく、一般会計繰入金の確定による増です。収益的収支につきましては、収入を7,088万3千円増額し12億6,471万円に、支出を700万円増額し12億8,435万8千円に、資本的収支につきましては、収入を88万3千円減額し7億1,702万2千円に、支出を871万7千円増額し9億6,128万6千円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第19号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第20号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第21号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第22号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第23号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第24号、「令和5年度粕屋町一般会計予算について」、議案第25号、「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第26号、「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第27号、「令和5年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第28号、「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第29号、「令和5年度粕屋町水道事業会計

予算について」、議案第30号、「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、以上、7議案を、一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

議案第24号、「令和5年度粕屋町一般会計予算について」、議案第25号、「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第26号、「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第27号、「令和5年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第28号、「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第29号、「令和5年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第30号、「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみを御報告させていただきます。

まず議案第24号、「令和5年度粕屋町一般会計予算について」、令和5年度の一般会計歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ201億8千万円とするものです。

これは、対前年度比マイナス3.4%、7億800万円の減となり、歳入の主なものを前年度と比較しますと、町税を3億8,731万4千円、地方消費税交付金を1億2千万円、県支出金を4,248万4千円、寄附金を2億3千万1千円増額し、地方交付税を3千万円、国庫支出金を3億2,607万円、町債を14億5,090万円減額し計上しております。一方、歳出の主なものを目的別に前年度と比較しますと、総務費を2億2,843万1千円、土木費を4億6,648万9千円、公債費を8,914万5千円、諸支出金を7,450万6千円増額し、民生費を4,671万2千円、衛生費を3億5,549万8千円、教育費を11億8,025万3千円減額し、計上しております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から4億4,900万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から4億8,260万円の繰入れを計上しております。審査の中で、市制に向かうということで、職員を増やす計画を、ここ2、3年で立ててもらいたい。会計年度任用職員を正規職員にし、計画策定に張り付く職員などの人員を増やす。職員については、町長は増やす方向性でと言っているが、懸念されるのは、経営政策課のアンケート調査で、職員は、市制に向かう断言的なことは町長から聞いていない。町長は、明らかに、市制に向けたとは言って

いるが市制に向かうとは断言していないので、職員も迷っているのではないかと。町長には、市制に向けた明らかな発言を求めたいなどの意見がありました。また、職員配置が難しい中で、より積極的なDXの取組強化、町独自の施策を活発に行い、地方政府に近づいていくことが求められる、より一層の取組については、様々な御意見がありました。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第25号、「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、令和5年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億6,988万9千円とするものです。

歳入に関しては、国民健康保険税を8億3,454万3千円、県支出金を22億5,239万円、繰入金を2億8,939万2千円、諸収入を9,356万2千円計上し、一方、歳出に関しては、保険給付費を22億281万9千円、国民健康保険事業納付金を11億396万1千円、保健事業費を3,408万5千円、前年度繰上充用金を8千万円計上するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第26号、「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、令和5年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億243万2千円とするものです。

歳入に関しては、後期高齢者医療保険料を4億7,068万円、繰入金を1億3,074万7千円計上し、一方、歳出に関しては、後期高齢者医療広域連合納付金を5億8,418万4千円計上するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第27号、「令和5年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,871万2千円とするものです。

歳入に関しては、保険料を5億9,637万3千円、国庫支出金を5億3,370万7千円、支払基金交付金を6億9,317万6千円、県支出金を3億9,272万4千円、繰入金を4億8,264万9千円を計上しております。一方、歳出に関しては、総務費を7,622万円、保険給付費を24億7,297万4千円、地域支援事業費を1億2,917万8千円計上するものです。次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳

出それぞれ1,968万6千円とするものです。歳入に関しては、サービス収入1,260万円を計上し、一方歳出に関しては、総務費1,731万8千円、サービス事業費236万7千円を計上するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に議案第28号、「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、令和5年度の本会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58万円とするものです。

歳入に関しては諸収入57万円で、一方、歳出に関しては、諸支出金34万9千円です。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第29号、「令和5年度粕屋町水道事業会計予算について」、収益的収支については、収入は10億7,332万円、支出が9億3,099万9千円で、資本的支出については、収入が910万円、支出が5億833万円で、収入が支出に対して不足します額については、損益勘定留保資金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、審査の中で、水道圧が町内で一定ではないのではないか。午後5時頃から午後7時にかけて、水道水の圧力や消火栓の圧力が下がる地域が数か所ある等の意見がありましたが、予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に議案第30号、「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、収益的収支については、収入が12億134万3千円、支出が12億3,991万6千円で、資本的収支については、収入が7億1,132万7千円、支出が9億5,583万8千円で、収入が支出に対して不足します額については、損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものです。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第24号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

24号、一般会計本予算案に反対します。

コロナの影響で、令和2年2月末からマスク着用が義務化され、また、約3年間、行動制限により経済が停滞し、民間では売上が下がり、倒産や人件費圧縮や経費削減や事業の見直しなど、生き残るための改革を余儀なくされました。町では、町の予算を伴う事業が執行できない状況が続きました。今回、町は、この期間に執行できなかった予算を、当たり前のように予算計上されておりますが、コロナという外圧をなぜ事業の見直しに利用しないのでしょうか。町からすればしているかもしれませんが、私からすれば不十分です。自分たち自ら既存事業の廃止や見直しができるのであれば問題ありませんが、既存事業を見てみると、既に役目は終わっていないのか。行政がやるべき仕事なのか。どうしても町がやらなければならないのかという疑問が出てきます。

町は、人口5万人に満たない小規模自治体です。通常、人口が少ないほど人同士のつながりが密接になると言われています。役場職員と地域住民のつながりが濃くなり過ぎると、しがらみが作用し、なかなかしがらみのある予算にメスを入れることは困難になるのではないのでしょうか。一度つけた予算が、何年も同じように予算化される。たとえ、人事異動により、担当の課長が変わっても、今までの長い慣例による予算計上は当たり前という風土が役場組織にあるのではないのでしょうか。新しく課長になられた人は、自分の時代に既存事業に手をつけたくない。嫌な役目はおめんだという心境ではないのでしょうか。

私は、自分の金だったら、この買い物、あの買物をするのかという視点を行政職員に持ってもらいたいと考えています。所管課からは、事業を実施するにあたり、要望があるから、声が強いから事業をやっているという説明を以前から受けていますが、その要望や声は多くの納税者も賛同しているのか、考える必要があるのではないのでしょうか。決められた税金を納め続けていて、その事業の恩恵を受けていない、サイレントマジョリティのことを考えるべきではないのでしょうか。つまり、一部の人のための事業であるならば、受益者負担を原則に、受益者にはそれなりの負担を求めてしかるべきではないのでしょうか。

国税庁が公表した日本人の平均給与は、ここ30年近く、400万円台で推移しています。令和2年度は433万円です。ロシア・ウクライナ戦争が令和4年2月末に始まり、1年が経過しました。ロシアの侵攻後、石油市場が高騰し、資源国でない日本では、燃料代の価格が上昇しました。私を例に挙げると、私の乗用車はガソリン車ですが、今現在は侵攻前よりも、1リットル当たり20円程度値上がりしております。昨年末より食品や日用品の物価が上がり続けています。総務省が公表した今年1月の消費者物価指数は、前年1月に比べ、食品全体で7.3%上昇しました。現代社会では、自分の稼いだ給料のどれくらいが自由に使えるのでしょうか。

財務省は公表した令和4年度の国民負担率は47.5%でした。国民負担率とは、給料に占める税金や社会保障費の割合です。つまり、給料の約半分は強制的に行政サービスの原資となっているのです。今、日本社会は賃金は上がり物価のみが上がり、国民の実質賃金は下がっていると見てよいでしょう。使える金が減少しており、購買力は低下。これでは経済が活性化しないでしょう。以前と比べ、生活を苦しく感じる国民は増えているのではないのでしょうか。このことは、粕屋町民にも当てはまるのではないのでしょうか。

町民が生活を苦しいと感じているのに、町民税などの税金で町政を運営している町が、身の丈以上の事業をする必然性があるのでしょうか。既存の事業を見直し、歳出を削減し、町民からとって税を削減するぐらいの政策が、必要ではないのでしょうか。

さて、今から、この事業案の反対の理由を説明します。この予算案は、201億8千万円。経営政策課長によれば、各課よりの概算要求の総額は約10億円近くオーバーしていたようです。財源不足の穴埋めは、財政調整基金から4億4,900万円、昨年度に基金に入れたふるさとづくり基金から4億8,260万円、合計で9億3,160万円。約1億円弱が査定から削られた計算になります。私からすれば、今の社会情勢からして、町民の生活状況を考えるならば、町の歳出削減は十分ではない、不十分と言わざるを得ません。どのように町民の財政的負担を和らげるのか。それは、町の既存の事業を見直し、多く集め過ぎた金を町民に返還する、という政策が必要ではないのでしょうか。

ここからは、私が、予算書案から、見直しが必要ではないかと感じたものを数点申し上げます。全部ではありませんよ。

◎議長（小池弘基君）

福永議員まとめていただいてよろしいですか。

◎11番（福永善之君）

皆さん御存じのとおり、事務事業は、款項目節で、予算書案は作成されておしま

すが、私は節の部分の見直しが必要だと考えています。

つまり、事業の中の一つ一つの微々たる節の予算は微々たる額でしょうが、これら一つ一つ切り詰めていく作業こそ必要ではないでしょうか。駐車場職員使用料、月千円は安すぎませんか。近隣の駐車料金は月4千から5千円ではないでしょうか。公用車の保有台数、各課よりリース期間の契約満了の車両に対し、EV車やハイブリッド車への乗換えの提案がありましたが、課ごとに専属車両とするのではなく、空き車両があれば全庁的に使用できる体制ができていますか。管理を一元化すれば、現有車両から数台削減できませんか。議会の委員会旅費、必ずしも泊まりがけでいかなければならないですか。リモートで代替はできませんか。今、世に出回っているネット技術を有効に使ったらどうですか、という提案が町から議会に欲しいところです。議会予算は聖域でしょうか。移住支援事業、この事業は福岡県75%、粕屋町25%の負担割合です。県内60市町村中30市町村がこの事業に参加していますが、必ずしも粕屋町がこの事業に乗らないといけませんか。移住してもらわないといけないほど人口が伸びていませんか。ふれあい農園、利用者からの収入は117万2千円。農園の管理委託費と土地借り上げ費を合計すると360万5千円。差引き税金から243万3千円が補填されておりますが、受益者負担は適正ですか。朝日町営団地の建替設計監理業務委託料、粕屋町が183室を管理していますが、建替ではなく民間アパートへの家賃補助では駄目ですか。町が資産を持つことは、土地利用の有効活用が制限され、将来的な財政負担が予想され、賢明な判断でしょうか。町内の空き部屋を有効に使ったらどうでしょうか。大川線減便対策バス運行委託料、46万8千円の予算がついていますが、バス会社が利用の見込みが少ないということで、停留所の廃止になりましたが、今後この先も税金で補填されるべきものですか。利用者の時間帯などの実態を確認され、ほかに手立てがないか模索されたらどうですか。大川小学校150周年記念事業補助金、主催者側の自分たちの財力に見合った式典にすべきではないでしょうか。税金から補助すべき案件ですか。ときめき体験事業補助金、必ずしも沖縄でなければいけませんか。県内の青少年施設では駄目ですか。敬老祝い金、敬老祝品贈呈事業委託料、日本人の平均寿命は80歳を超えておりますが、77歳で支給する必要はありますか。他自治体をまねしたらと言いたくありませんが、近隣の古賀市は、そもそもこの事業を廃止しております。金や物を配る文化からサービスを提供する方向に政策転換されてはどうか。

昨年政府は、住民税非課税世帯や子どもを持つ世帯とか、特定した世帯に対し、何回となく給付金を出しました。これらの恩恵を受けられず、決められた税金を文句あっても納め続けている住民はどう感じているのでしょうか。政治家は税金を作るための法律を作り、それを簡単に給付する。この繰り返しで、労働のモチベーショ

ンが持続できるでしょうか。

現在、政府や与党では、防衛費や少子化対策の増額分の財源の議論がなされています。賃金は上がり物価は上がり続け、決められた税金は減税されず、今後更に増税が待ち受ける可能性があります。このような社会情勢の中で、町が予算編成にあたり、コロナ後を、コロナ前に戻り、コロナ期間中に執行されなかった予算を計上することに対し、私は違和感を覚えます。今現状においても、仮に増税になっても払えるだけの財力がある町民は問題ないでしょう。

しかし、今でもがつついで生活している人は、更なる負担に耐えられますか。どれだけの町民が負担増に耐えられますか。路頭に迷い、生活保護を選択する人、選択せざるを得ない人が増えるのは予想されませんか。税金を払えなくなる人を作るよりも、税金を払える人を作る政策が必要ではないでしょうか。今、明らかに実質賃金が減少しており、町は一時的でも、町民から集めた税金を減税していく気概が欲しいところです。そのためには町の歳出の見直しが必須です。中でも、受益者負担を原則に、受益者への負担割合を大幅に見直すべきと考えます。私は最低限、賃金が消費者物価指数を上回るまでは、町の歳出は、削れるものは削る。町民生活に影響が出ない予算は執行すべきではないと考えています。

以上の観点から、令和5年度一般会計予算案は、歳出削減が不十分であり反対です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員に申し上げますけど、5分以内にまとめていただくように、次回からお願いいたします。もう10分ぐらいかかったんで、13分かかっておりますので、はい、これちょっと長いと思いますので、次回からよろしくお願いいたします。

次は、原案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

議案第24号、令和5年度粕屋町一般会計予算案に、賛成の立場で討論いたします。

いろいろと今反対の意見が述べられましたけれども、その中に一つ欠けている点があると思います。それは議会の役割です。私たち議員は、町民を代表して、委員会での審議、様々な場で、執行部あるいは行政の皆さんに、その内容を伝え、共に計画を見直し、これから進んでいくという流れのために、1億2千万円の議会費を配分してもらっています。っていうか、これは住民の要求だと思うんですけど。その過程の中で、私たちは今、審議をしています。今、節のことをいろいろおっしゃいましたけれども、この予算審議、あるいは補正予算審議、今年の決算の審議、常

任委員会での審議の中で、私どもはその都度申し上げていることがあります。それを行政の皆さんは真摯に受け取り、直せるものは見直し、そして、今回、一般会計を上げておられると、私は感じています。

それで、大きく評価したいのは、財政の中で歳入の中で、町税が増えていること。これは、粕屋町の地理的な要因もあると思うんですけど、私は別の視点から、粕屋町は、教育施設、あるいは教育環境、保育環境に、非常に予算をかけています。そのことが、納税義務者が粕屋町に多く集い、新しい家を建てて、その結果、町民税が増えているという、そういう流れがあると思って、私はこの点を高く評価しています。今のいろんな話を、ちょっとすぐにはどうこうは言えないと思うんですけど、町と一緒にって議会は計画を練り上げています。今回、会計年度任用職員のことを、委員長報告で、補正予算と、それから当初予算で報告をされましたけれども、まず、私どもがよく分かっていないといけないのは、計画的に物事を進めるということが大事なので、粕屋町は、定員管理計画に沿っての予算化をしている結果だと今思っています。

それをいかに今後、現在の町に合った流れにするのかというのは、議会と職員の皆さんと、町民の皆さんの考えの中で進めていくべきで、今はその途中だと思っています。それで、コロナで確かに事業の中止があったと思うんですけども、今すぐに中止するということは、私は、急ぐべきではないと思います。町民の皆さんが、前のようにしてほしいと、前の復活を取り戻したいと、そうっておられる町民の皆さんは多くいらっしゃいます。それで取りあえず、今年1年、その様子を見た上で、この予算案を執行して、そして、令和5年度の様子を見て、その後、粕屋町としてどうあったらいいかっていうのを、考えることがとても私は大事だと思います。で、すべては、計画どおりの、一応予算なので、問題はありません。それで、歳出のほかの箇所においても、中央保育所の開設などを公約の実現と、自治体DXの推進、バリアフリー化による朝日団地建替え、このバリアフリー化の建替えは、私は粕屋町にとって大きな財産になると思います。それから、全体において135事業の実施に、適正な配分がなされているという観点から、令和5年度の当初予算には賛成し、私の賛成討論といたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第25号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第26号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

反対討論を行います。時間を短くやりますので、よろしく申し上げます。

昔々、東京都知事選挙に、美濃部さんと言われる方が立候補されました。立候補の公約に、老人医療費の無料化を掲げられました。見事当選され、老人医療費の無料化が東京都から始まりました。

この老人医療費の無料化は、国民の支持の中、瞬く間に全国に広がっていき、政府もやっと重い腰を上げて、国の政策として、老人医療費の無料化が始まりました。政府は、実施に当たって、全国の市町村の担当者を集めて説明会を開催されたそうです。たまたま私たちの組織の幹事をしてあるオーさんが、あいうえおのオーですね、オーさんが、アルファベットのOですね、O氏が町から派遣されて、説明会に出席したそうです。説明された政府の担当者は、憲法第25条国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2項の、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び、増進に努めなければならないという条文の実践だと、そういうふうに言ったそうです。解説されたそうです。

老人医療費の無料化は、しばらくの間実施されましたが、老人は病院ばかり行って金がかかるという、大きなバッシングがマスコミを通じて行われました。作為的にやられたと私は思います。老人医療費の無料化は、なくなりました。新しく、75歳以上は後期高齢者として、別立ての医療保険に編成替えされました。医療費代がかかるようになった。昨年の9月か10月頃に多分、医療費の値上げがたしかあったと思います。1割の人が2割になったり、保険税の最高限度額が上がったりし、負担が更にも増えました。大勢の老人が悲鳴を上げています。若いときは寝る間を惜しんで働き、戦後の廃墟の日本を再生し、これほどの経済の発展を築いてきたのは、今、後期高齢者と呼ばれる多くの人たちです。

本当は国は、ありがとうございます、あなたたちの生活はこれからは国が見ます、というようなリスペクトの気持ちがあってもいいのではないかと、私は思います。大勢の高齢者、さしたる収入もなく年金を頼りにして、細々と生活しています。こういう層だけの保険制度を作れば、いずれは赤字が出るのは当たり前です。私は国の見識を疑わざるを得ません。そういう意味で、制度に反対の意思を込めて、反対討論にします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第27号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第28号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第29号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第30号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第31号、「工事請負契約の締結について」、議案第32号、「土地売買契約の締結について」、以上、2議案を、一括して議案といたします。

これらの案に関し委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第31号、「工事請負契約の締結について」、議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

本議案は、粕屋中央小学校第3期大規模改造工事を実施するもので、小学校校舎は、平成3年に建築され、その後平成16年、平成24年に増築を行っています。そのうち、平成3年及び平成16年に建築された建物は、老朽化が進んでいるため、4か年に分けて大規模改造工事を計画しているところです。令和3年度に第1期工事、令和4年度に第2期工事を終え、今回は第3期工事となります。工事の内容としましては、校舎の内装改修、電気設備改修、機械設備改修、昇降機改修工事を行い、今後も長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう改修を行うものです。

この工事を実施するにあたり、令和5年2月15日、共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、飯田・吉松特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田義人が、工事請負金額4億4,858万円で落札しましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき議会の議決を求められたものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和5年10月31日までとなります。財源としましては地方債を活用して実施します。

議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

審査の中で、図書室は静かに読書できる環境になっているか。壁が天井まで設置されているかという質疑では、図書室の壁は天井まであり、音は漏れないという答弁。また、入札で一社辞退した理由について質疑があり、業者側から人員配置のめどが立たなくなった旨の回答がきたとの答弁。更に、地場産業の育成の観点から、それ以外の業者はなかったのか。現在発注している業者や、工事が遅延している業

者以外の選定は考えなかったのかの質疑では、中央保育所やかすやドームを請け負っている親になっている業者は外して指名したということでした。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第32号、阿恵官衙遺跡公有化に伴う「土地売買契約の締結について」、議案の付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

国史跡である阿恵官衙遺跡の大部分は、九州大学農学部附属原町農場の跡地に位置しておりますが、史跡の保存管理団体である粕屋町が史跡地を購入して、保存管理を行うものです。

昨年度に購入した約半分の史跡地を含めまして、今年度をもってすべての公有化が完了いたします。この購入を実施するにあたり、土地所有者である国立大学法人九州大学と、不動産鑑定評価に基づく売買金額3億8,995万6,693円で合意しましたので、この者と土地売買契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。

審査の中で、土地を令和3年と4年に分けて取得しているが、土地の価格変動についての質疑があり、時点修正をかけ地価が上がっているので、上昇しているとのこと。令和3年度、1平米1万7千円、令和4年度で1平米1万8千円となっているとの答弁でした。

予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

◎議長（小池弘基君）

井上委員長、予算特別委員会ではなくて文教厚生常任委員会ということでございます。

訂正してください。31号のところから、

◎6番（井上正宏君）

失礼しました。

31号では、文教厚生特別委員会で、

◎議長（小池弘基君）

文教厚生常任委員会、での審査で、全員賛成。

◎6番（井上正宏君）

はい、失礼しました。

文教厚生常任委員会での審査で、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

32号につきましても、文教厚生常任委員会での審査におきまして、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので質疑を終結いたします。
これより、議案第31号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第32号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第33号、「町道路線の認定について」、議案第34号、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」を議題といたします。以上、2議案を、一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第33号、「町道路線の認定について」、議案第34号、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。

まず、議案第33号、「町道路線の認定について」です。別紙に示す路線の町道として管理するにあたり、路線の認定をする必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

委員会の審査の経過でございますが、今までも、町営住宅なので、所管が変わるということか。今までの、町営住宅なので、所管が変わるということか。そのようなことで、認定という考えでよいかという質疑に対し、そのとおりで、これまでは町営住宅の道路として管理していたものを、道路環境整備課が町道として管理するというので、新規認定としている旨の答弁がありました。また、わざわざそれを変える理由は、町営住宅の建替えとの関係かという質疑に対し、町営住宅の建替えに伴うものもあるが、町営住宅が管理しているものを周辺の方も道路として利用しているためである旨の答弁がありました。また、建替えをするのであれば、今後この道路を真っすぐにするようにしたほうがよいのではないかという質疑に対し、建替えの内容はこちらでは分からないが、道路については今の現況のまま管理する旨の答弁がありました。

議員間討議では、このような工事をきっかけに町民が利用しやすいように真っすぐな道にするべきではないかという点で議論を行いましたことも申し添えます。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第34号、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」です。住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を別図2に示すとおり、戸原北一丁目から戸原北四丁目と変更するものです。

実施区域における字の区域及び名称の変更については、令和4年度第2回粕屋町住居表示審議会において承認する旨の答申がなされております。また、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、1月25日から2月23日までの30日間、公示を行っており、このたびこの公示が、期間が終了したため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について議会の議決を求められたものです。

委員会の審査の経過でございますが、前回の12月議会で、区域の設定に関する議案の審議の際も異論が出たが、大きな河川があるにもかかわらず道路で区切るの、ただ行政区で分けしていると思われ、住居表示の変更の意味をなさないのではないかという質疑が今回も行われました。今後について、地元の要望を酌み取りながら進めていくことも大変だと思うが、以前も行政区をまたいで町名変更を行った地域もある。今後も難しい判断を下さないといけない地域も出てくることも考えられるので、しっかり、行政主導で話を進めてもらいたい旨の意見がありました。

このことについても、議員間討議で問題意識を共有し、様々な観点から議論を行っております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより、議案第33号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第34号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、追加提案されました議案第35号、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第35号、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

令和5年1月13日に発生しました総務部税務課の所管業務に使用した公用車の物損事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め和解しようとするものです。

委員会での審査の経過につきましてですが、保険や事故の原因について様々な質疑が行われました。当委員会として今後公用車の事故に関し、町長の専決処分になるため、令和4年度の事故の件数や内容、対応についてまとめて報告を求めると共に、日ごろからの事故防止対策についても報告を求めました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第35号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、諮問第

2号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、以上、諮問2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、諮問第2号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、人権擁護委員、長義則氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことに伴いまして、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものです。

長氏は、経歴書にありますように、長年中学校で教鞭をとられ、退職後は粕屋町の人権教育担当や教育相談をお引受けいただいております。現在は、人権擁護委員として熱心に活動されると共に、行政区長としても御活躍されており、人権問題への理解も深く、人格・識見共にすぐれた方です。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で適任と決しましたことを御報告いたします。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、現在、人権擁護委員をさせていただいております因裕子氏が6月30日をもって退任されますので、その後任として、駕与丁区にお住まいの大庭由美氏を人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求められたものです。

大庭氏は、経歴書にありますように、駕与丁区の民生児童委員をお引受けいただいております。現在は粕屋町福祉巡回バス運行協議会会長や、粕屋中学校の学校評議員をされております。女性や子ども、高齢者の方々の相談経験も豊富で、人格・識見共にすぐれた方です。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり適任としましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき、申し合わせにより討論を省略します。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、諮問第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、諮問第2号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

発議第1号、「粕屋町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」、発議第2号、「町長の専決処分事項に関する条例の制定について」、発議第3号、「粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について」、以上、発議3件を一括して議題といたします。

これらの発議につきましては、質疑が終了しておりますので、これより、発議第1号の討論に入ります。

まず、原案に対する反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。

本発議に賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、発議第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

本発議に賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、発議第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

本発議に賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第5、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和5年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月24日に招集をいたしました、今議会におきまして、補正予算をはじめ、令和5年度当初予算案など、数多くの議案等の御審議を賜り、活発な御意見を御議論を頂戴しながら、すべての議案等に可決・承認をいただきました。誠にありがとうございました。

また、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに粕屋町議会会議規則第14条第3項の規定により、議員発議をされ可決をされました「町長の専決処分事項に関する条例の制定について」は、今後発生するであろう損害賠償や和解及び調停に関わる事案のうち、一定の価額以下の軽易な案件に対して、迅速な対応がこれで可能となり、関係者等に対するスムーズな処理解決ができるものと期待するものでございます。誠にありがとうございました。

しかしながら、今後もこのような事案が発生することがないように、職員の公用車、車両運転時の安全管理と法令遵守、コンプライアンスの徹底に更に努めてまいりたいと思います。

今議会の開会時、冒頭に申し上げましたが、政府は、こども家庭庁の設置や少子化対策、並びに子育て支援策など、この令和5年度は、かつてないほどの積極的な施策の展開が期待できます。子育て支援を政策のど真ん中に据える粕屋町として、

今議会で御承認いただいた子育て支援事業を確実に実行し、更に、子ども医療費の拡充や病児保育の保育料の低減化、更には、学童保育所の増設や子育て支援の総合拠点となる第2こども館の検討など、積極的な子ども真ん中政策を展開してまいりたいと思います。人口増加の伸びは、コロナ前に比較して鈍化したものの、自然増を基本に、社会的増加は、この粕屋町には確実に示していくと思われま

す。予算特別委員会の中で、市制に対する様々な御意見を頂戴しておりますが、今だからこそ、将来的な市制の施行を目指した社会的なインフラの整備を積極的に行わなければならないことを、確信を持って申し上げたいと思います。新年度は、市制対策チームを組織し、市制に対する町民の皆さんへの情報提供や周知、そして、タウンミーティングなどによる意見交換の積極的な開催を行いながら、子育て支援のなお一層の充実、産業基盤や企業誘致のための道路などの都市機能の整備、そして、住みやすさを追求するための公共交通整備を推進する市制対策のスタート元年にしたいと思います。これらの施策の展開が、この町にずっと住み続けたいと思うだけでなく、この町が選ばれて、住みたいと思われるWell-being、幸福なまちづくりにつながっていくものと思います。

間もなく令和5年度が始まります。新規感染者数が減少したとはいえ、いまだ続くコロナ禍であります。コロナと共同した当たり前の日常を取り戻し、皆さんが安心して笑顔で暮らせるまちづくりに努めてまいります。どうかこれからも、この町の発展を牽引する車の両輪として、町行政に対し、なお一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、3月定例議会閉会にあたっての私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和5年第1回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和5年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後0時12分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 田 代 勘

署名議員 安 藤 和 寿